

官報號外

昭和二年二月二十五日 金曜日

内閣印刷局

○第五十二回 帝國議會衆議院議事速記錄第十七號

昭和二年二月二十四日(木曜日)午後一時十
六分開議

議事日程 第十六號

昭和二年二月二十四日

午後一時開議

昭和二年二月二十四日

第一 出版物法案(政府提出) 第一讀會
ノ選舉

第二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員
ノ選舉

第三 海外移住組合法案(政府提出)

第四 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員
ノ選舉

第五 保険業法中改正法律案(政府提
出、貴族院送付)

第六 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員
ノ選舉

第七 輸出綿織物取締法案(政府提出)

第八 牧野法案(八田宗吉君提出)

第九 寺院現境内地無償下戻ニ關スル
法律案(高木益太郎君外二名提出)

第十 寺院現境内地無償下戻ニ關スル
法律案(安藤正純君外二名提出)

第十一 商法中改正法律案(三浦數平
君提出)

第十二 恩給法中改正法律案(山口政
二君外四名提出)

第十三 治安警察法中改正法律案(山
林儀重君外五名提出)

第十四 大正十四年法律第四十七號衆
議院議員選舉法(坂東幸太郎君外三
名提出)

第十五 福島市二高等蠶絲學校設置
案(福島市二高等蠶絲學校設置
議案)

第十六 岡山市二綜合中國帝國大學
設置案(清水長鄉君提出)

第十七 郡山市二高等工業學校設置二
關スル建議案(栗山博君外六名提出)

第十八 郡山市二高等師範學校設置
二關スル建議案(江藤榮吉君提出)

第十九 義務教育年限延長ニ關スル建
議案(曾田義一君提出)

第二十 郡山市二高等工業學校設置二
關スル建議案(栗山博君外六名提出)

第二十一 郡山市二高等師範學校設置
二關スル建議案(栗山博君外五名提
出)

第二十二 奈良縣二農學專門學校建設
二關スル建議案(福井甚三君外二名
提出)

第二十三 國立蠶絲大學設置ニ關スル
建議案(篠原和市君外五名提出)

第二十四 福井縣小濱二高等水產學校
設置ニ關スル建議案(山口嘉七君外
二名提出)

- 第二十七 金澤市二綜合大學設置ニ關
スル建議案(佐藤實君外四名提出)
- 第二十八 盛岡市二高等師範學校設
置ニ關スル建議案(柏田忠一君外四名
提出)
- 第二十九 松江市二山陰帝國大學設置
ニ關スル建議案(原夫次郎君外二名
提出)
- 第三十 仙臺市二高等師範學校設置ニ
關スル建議案(内ヶ崎作三郎君外三
名提出)
- 第三十一 廣島市二女子專門學校設置
ニ關スル建議案(江藤榮吉君提出)
- 第三十二 廣島市二綜合大學設置ニ關
スル建議案(江藤榮吉君提出)
- 第三十三 西宮市二綜合大學設置ニ關
スル建議案(前田房之助君外四名提
出)
- 第三十四 文政改革ニ關スル建議案
(森原和市君外二名提出)
- 第三十五 國定教科書中略字採用及字
音假名遣改正ニ關スル建議案(増田
義一君提出)
- 第三十六 書道振興ニ關スル建議案
(山宮勝吉君外二名提出)
- 第三十七 民族博物館設立ニ關スル建
議案(山本儀重君提出)
- 第三十八 澤賀縣伊吹山高層氣象觀測
所國營移管ニ關スル建議案(井上敬
之助君外二名提出)
- 第三十九 明治六年地租改正條例ニ依
る土地丈量立替費用償還ニ關スル建
議案(土屋清三郎君提出)
- 第四十 國有地種財產處分ニ關スル建
議案(大島要三君外七名提出)
- 第四十一 稅務官ノ待遇改善ニ關スル
建議案(大島要三君外七名提出)

- 第四十二 國稅徵收交付金(曾額ニ關
スル建議案(八田宗吉君提出)
- 第四十三 葉煙草賄價價格(曾額ニ關
スル建議案(中林友信君外四名提出)
- 第四十四 不良鹽田整理ニ關スル建議
案(山下谷次君提出)
- 第四十五 架空素道ノ抵當ニ關スル法律
案(清瀬一郎君提出)
- 第四十六 國防會議設置ニ關スル建議
案(長岡外史君提出)
- 第四十七 國防會議設置ニ關スル建議
案(長岡外史君提出)
- 第四十八 陸海軍現役兵及豫後備兵優
遇並在鄉軍人會國庫補助ニ關スル建
議案(三善清之君外七名提出)
- 第四十九 海洋調查機關整備ニ關スル
建議案(小西和君外一名提出)
- 第五十 勞動省設置ニ關スル建議案
(清瀬一郎君提出)
- 第五十一 我國國號ノ統一顯正ニ關
スル建議案(由谷義治君提出)
- 第五十二 恩給法改正ニ關スル建議案
(湯淺凡平君提出)
- 第五十三 恩給其ノ他ノ恩典ニ雇員在
職年數通算ニ關スル建議案(青木精
一君提出)
- 第五十四 一時賜金屢兵ニ對スル恩給
支給法制定ニ關スル建議案(山下谷
次君外一名提出)
- 第五十五 軍人傷病記錄令中改正ニ關
スル建議案(山下谷次君外一名提出)
- 第五十六 (書記官朗讀)
- 第五十七 議員ノ異動左ノ如シ
- 第五十八 福岡縣第七區選出議員野田卯太郎君薨去
セラレタリ

埼玉縣第三區選出議員山口政二君死去セ

ラレタリ

一政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

花柳病豫防法案

兌換銀行券整理法案

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

恩給法中改正法律案
(以上二月二十四日提出)

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

恩給法中改正法律案

木津川改修工事急施ニ關スル建議案

提出者

川崎安之助君 村上國吉君

森林政策根本方針確立ニ關スル建議案

提出者

徳佐廣瀬間鐵道敷設ニ關スル建議案

提出者

太田信治郎君 村山喜一郎君

恩給法中改正法律案

提出者

渡邊祐策君 児玉右二君 永田新之允君

恩給法中改正法律案

提出者

大淀川河口築港ニ關スル建議案

提出者

長峰與一君 佐藤重遠君 吉松忠敬君

恩給法中改正法律案

提出者

佐藤重遠君 長峰與一君 陣軍吉君

恩給法中改正法律案

提出者

永井作次君 加藤十四郎君

恩給法中改正法律案

提出者

北海道漁港並船入洞築設ニ關スル建議案

提出者

黒住成章君 武藤金吉君 松實喜代太君

恩給法中改正法律案

提出者

佐藤重遠君 岡田伊太郎君

恩給法中改正法律案

提出者

武藤金吉君 飯塚春太郎君

恩給法中改正法律案

提出者

生方大吉君 折原巳一郎君

恩給法中改正法律案

提出者

阿由葉勝作君

恩給法中改正法律案

提出者

樺太拓殖促進ニ關スル建議案

提出者

横山勝太郎君 齋藤隆夫君

恩給法中改正法律案

提出者

高木益太郎君

恩給法中改正法律案

提出者

阿蘇山ヲ中心トスル國立公園設定ニ關スル建議案

ル建議案

林宮鐵道速成ニ關スル建議案

提出者

陣軍吉君 長峰與一君

恩給法中改正法律案

提出者

永井作次君 吉松忠敬君

恩給法中改正法律案

提出者

佐藤重遠君 佐藤重遠君

恩給法中改正法律案

提出者

高木益太郎君

恩給法中改正法律案

提出者

齋藤隆夫君

恩給法中改正法律案

提出者

高木益太郎君

恩給法中改正法律案

提出者

佐藤重遠君

恩給法中改正法律案

提出者

高木益太郎君

恩給法中改正法律案

提出者

佐藤重遠君

恩給法中改正法律案

提出者

高木益太郎君

恩給法中改正法律案

提出者

佐藤重遠君

恩給法中改正法律案

提出者

高木益太郎君

恩給法中改正法律案

提出者

高木益太郎君

恩給法中改正法律案

提出者

任ニ付其ノ補闕トシテ杉浦武雄君田崎信藏君ノ不良住宅地區改良法案委員有馬賴寧君崎居哲君辭任ニ付其ノ補闕トシテ矢野鉢吉君古川清君ノ議院法中改正法律案外一件委員林田龜太郎君辭任ニ付其ノ補闕トシテ永田新之允君ヲ孰レモ議長ニ於外選定セリ

御料地拂下地ノ地租及登錄稅免除ニ關スル法律案(政府提出)委員

如シ

付其ノ補闕トシテ馬場義興君ヲ孰レモ議

長ニ於テ選定セリ

○議長(粕谷義三君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、只今御報道申上ダマシタ通り、議員野田卯太郎君ハ昨二十二日薨去セラレマシタ、洵ニ哀悼痛惜ノ至リニ堪ヘマセヌ、此際望月小太郎君ヨリ發言ヲ求メラレテ居リマス、之ヲ許シマス、望月小太郎君

〔望月小太郎君登壇〕

之ニ御異議ハアリマセヌカ
○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ議長ヨリ此弔詞ヲ御贈リスルコト
ヲ取計ヒマス、尙ホ先刻報告中ニゴザイマ
シタ如ク、議員山口政二君ハ昨二十三日逝
去セラレマシタ、洵ニ哀悼痛惜ノ至リニ堪
ヘマセヌ、此際岩切重雄君ヨリ發言ヲ求メ
ラレテ居リマス、之ヲ許シマス、岩切重雄
君

憲政ノ爲ニ身ヲ拘ゼラレタノデアリマスカラ、
シガ、併シ君ノ如キ若キ政治家ヲ失ヒマシ
タコトハ、國家ノ爲ニ淘ニ痛惜ノ至リニ堪
ヘマセヌ、政界ノ前途ニハ尙小君ノ如キ理
想アリ、眞剣ナル政治家ヲ極メテ必要ト致
シタノデアリマスガ、今ヤ其戰ヲ前ニ控ヘ
テ、茲ニ弊レラレマシタコトハ、淘ニ痛惜
ノ念ニ堪ヘマセヌ、茲ニ謹シテ山口君ニ對
シマシテ、哀悼ノ意ヲ表シタイト思フノデ
アリマス(拍手)

ニ御異議ハアリマセヌカ(拍手)御異議ナシ
ト認メマス、仍テ御一任ニ依リマシテ、議
長ノ手許ニ於テ起草致シマシタ弔詞ヲ茲ニ
朗讀致シマス

衆議院ハ議員正七位山口政二君ノ長逝ヲ
哀悼シ恭ク弔詞ヲ呈ス

之ニ御異議アリマセヌカ

ス、御承知ノ通り私マダ議場ノコトハ頓トテ居リ。素人ニアリマス、或ハ御尋スルコトガ廻リ。諄イカモ知レマセヌ、ドウカ結論ヲ聽イテカラ御教示ニ預リタイト思フノデアリマス、ソレハ衆議院ノ決議ナルモノ、效力ハ果シシテドンナモノデアルカ、議長ハ之ニ對シテドウ云フ處置ヲ執ラル、カ、之ヲ御葬シタイノデアリマス、五十一議會ノ終リミ、當時政友本黨所屬ノ議員梅田寛一君ガ除名サレタ事實ガアリマス、而シテ其除名ノ理由ハ、山梨大將ト共謀シ、金錢ヲ以テ同僚ノ節ヲ賣ラセ、而シテ政友會ニ入党セヌカト云フヤウナコトデアッタシカッタ、此事ニ付キマシテハ當時ノ新聞筆ヲ揃ヘテ攻撃シタ、苟モ身陸軍ノ要職ニ在ル者ガ、議員ヲ買収シテ政界ヲ腐敗セシムルナドト云フコトハ、怪シカラヌ事デアル、茲ニ至テ衆議院ハ若シ本黨除名ノ理由ガ今傳ヘラレテ居ルヤウナコトガ事實デアルトスルナラ

前後補弼ノ重責ニ膺ラレマシタノデア
ノマス、顧ミテ故人ガ憲政ノ運用ニ盡瘁セ
ナレタコトハ、諸君御承知ノ通りデゴザイ
ヌ、殊ニ故人ノ人格ト識見トハ、吾々同
人ノ親シク推重セシ所デゴザイマス、然ル
昨二十三日、俄ニ薨去セラレマシタコト

、セヌカ
、海ニ哀悼ノ至リニ堪ヘサル次第テゴサ
、マス、茲ニ謹ンデ此尊敬スペキ故人ニ對
、哀悼ノ意ヲ表ス次第アリマス(拍手)
議長(柏谷義三君) 只今望月君ニ依テ
提出セラレマシタ動議ニハ、御異議ハアリ

セ又力

〔異議ナシト呼フ者アリ〕
議長(柏谷義三君) 御異議ナシト認メマ
ハ、仍テ諸君ノ御委任ニ依リマシテ、議長
手許ニ於キマシテ、起草シマシタ弔詞ヲ
五二朗讀致シマス

衆議院ハ多年憲政ノ爲ニ盡瘁シ屢々輔弼ノ重任ニ膺ラレタル議員正三位勳一等野田卯太郎君ノ薨去ヲ哀悼シ恭ク弔詞ヲ呈

○議長(柏谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ議長ヨリ此弔詞ヲ御贈リスルコトヲ取計ヒマスベ、尙ホ先刻報告中ニゴザイマシタ如ク、議員山口政二君ハ昨二十三日逝去セラレマシタ、洵ニ哀悼痛惜ノ至リニ堪ヘマセヌ、此際岩切重雄君ヨリ發言ヲ求メラレテ居リマス、之ヲ許シマス、岩切重雄君

〔岩切重雄君登壇〕

○岩切重雄君 只今議長ヨリ御報告ニナリマシタ、故衆議院議員山口政二君ニ對シマシテ、院議ヲ以テ弔詞ヲ贈ルコト、致シマシテ、其起草ハ議長ニ一任スルコトノ動議ヲ茲ニ提出致シマス、此際私ハ皆様ノ御許ヲ得マシテ、議員ヲ代表致シマシテ、哀悼ノ辭ヲ述ベタイト思フノデアリマス、幸ニ御同意ヲ賜ハランコトヲ冀ヒマス次第アリマス(拍手)故山口政二君ハ極メテ短イ政治家ニアリマス、大正十三年ニ議員ニ當選致サレマシテ、本院ニ議席ヲ有セラレタノデアリマスカラ、議員ト致シマシテノ生活ハ、極メテ短イ生活アッタノデアリマス、併ナガラ山口君ハ社會ノ人トシテ立タレマシテ以來、常ニ政治ニ志シマシテ、社會ノ爲ニ、政治ノ爲ニ、不斷ノ努力ヲ拂テ來ラレタノデアリマス、隨テ議員トナラレマシテ以來ハ、最モ熱心ニ其職務ニ就カレタノデゴザイマス、然ルニ此眞劔味ノアル若キ政治家ニ對シマシテ、天ハ彼レ山口君ヲ幸シナカッタノデアリマス、數年来彼ハ政治戦闘第一方ニ、病戦ハナケレ程ヲ見マスルヤ、提案者トシテノ故ヲ以チマシテ、病輪ヲ押シテ其趣旨辯明又質疑ノ應答ニ努メラレタノデアリマス、然ルニ其偶、未成年者飲酒禁止法中改正法律案ノ上程ヲ見マスルヤ、提案者トシテノ故ヲ以チ亢進致サシメタノデアリマス、二十二日院

憲政ノ爲ニ身ヲ拘ゼラレタノデアリマスカ
ラ、沟二男子ノ本懐ト致サル、所デアリマス
カ、併シ君ノ如キ若キ政治家ヲ極メテ必要ト致
タコトハ、國家ノ爲ニ沟二痛惜ノ至リニ堪
ヘマセヌ、政界ノ前途ニハ尙ホ君ノ如キ理
想アリ、眞効ナル政治家ヲ極メテ必要ト致
シタノデアリマスガ、今ヤ其戰ヲ前ニ控ヘ
テ、茲ニ斃レラマシタコトハ、沟二痛惜
ノ念ニ堪ヘマセヌ、茲ニ謹シニ山口君ニ對
シマシテ、哀悼ノ意ヲ表シタイト思フノデ
アリマス(拍手)

○議長(柏谷義三君) 只今ノ岩切君ノ動議
ニ御異議ハアリマセヌカ(拍手) 御異議ナシ
ト認メマス、仍テ御一任ニ依リマシテ、議
長ノ手許ニ於テ起草致シマシタコトハ、沟二ニ
朗讀致シマス

衆議院ハ議員正七位山口政一君ノ長逝ヲ
哀悼シ恭ク弔詞ヲ呈ス

之ニ御異議アリマセヌカ

(拍手起ル)

○議長(柏谷義三君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ議長ニ於テ贈呈方ヲ取計ラヒマ
ス、御誥リ致スコトガアリマス、原田佐之
治君病氣ニ付、二月二十四日ヨリ三月三日
マデ、中野實君病氣ニ付、二月二十四日ヨ
リ三月五日マデ、右請暇ノ申出ガアリマシ
タ、之ヲ許可スルニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシト呼フ者アリ」〕

○議長(柏谷義三君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ許可スルコトニ決シマシタ、今會
期ハ既ニ三分ノ二ヲ經過致シマシタカラ、
先例ニ依リマシテ、自今本會議ヲ火木土以
外ノ日ニ於テモ、隨時之ヲ開クコトニ致シ
マス、法律案ノ上程ニハ成規ノ日時ヲ要セ
ズ、又本會開會中、委員會開會ノ許可ハ一
院議ニ詰フコトナク、議長ニ於テ許可ス
ルコトニ致シマス、左様御説承ヲ願ヒマ
ス、議事進行ニ付テ發言ヲ求メラレテ居リ
マス——田中養達君登壇

ス、御承知ノ通り私マダ議場ノコトハ頓ト
素人ニアリマス、或ハ御尋スルコトガ廻リ
諄イカモ知レマセヌ、ドウカ結論ヲ聽イテ
カラ御教市ニ預リタイト思フノデアリマ
ス、ソレハ衆議院ノ決議ナルモノ、效力ハ
果シテドンナモノデアルカ、議長ハ之ニ對
シテドウ云フ處置ヲ執ラル、カ、之ヲ御葬
シタイノデアリマス、五十一議會ノ終リニ
當時政友本黨所屬ノ議員梅田寛一君が除名
サレタ事實ガアリマス、而シテ其除名ノ理由
由ハ、山梨大將ト共謀シ、金錢ヲ以テ同僚
ノ節ヲ賣ラセ、而シテ政友會ニ入党セヌカラ
ト云フヤウナコトデアツタラシカッタ、此事
ニ付キマシテハ當時ノ新聞筆ヲ揃ヘテ攻撃
シタ、苟モ身陸軍ノ要職ニ在ル者ガ、議員
ヲ買收シテ政界ヲ腐敗セシムルナドト云フ
コトハ、怪シカラヌ事デアル、茲ニ至テ
衆議院ハ若シ本黨除名ノ理由ガ今傳ヘラレ
テ居ルヤウナコトガ事實デアルトスルナラ
バ、是ハ怪シカラヌ問題デアル、宜シク此
事實ヲ調査スベシト云フコトデアッテ、查
問委員會ニ附シテ、此內容ヲ調査シタ事實
ガアルノデアリマス、而シテ其委員會ハ少
クトモ一身上ニ關スル重大問題デアルカラ
ト云フコトデ、非常ニ慎重審議サレタ模様
デアリマス、殊ニ私共委員會ノ中デ特ニ注
意ヲ惹イタコトガアリマス、ソレハ全體山
梨大將ガ此種ノ買收ヲヤル金ハ何處カラ出
タノダラウ、此疑ヲ非常ニ深クシタノデア
リマス、茲ニ至テ私想ヒ到ルコトカアル、
矢張五一議會ニ於テ例ノ田中ガ陸軍大將
ノ現職中ニ、兎ニ角幾百万圓ノ機密費ノ行
常十疑惑ノ眼ヲ以テ見テ居ル事實ガアル、
方ガオカシイ、或ハ西伯利カラ獲テ來タ
金塊ガドウノ斯ウノト云フ大問題ガ起テ
居ル、而シテ國民悉ク田中大將ニ對シテ非
思ヒ合セテ見マスルト、ドウモ此所ニ甚ダ
怪シカヌ問題ガ伏在シテ居ルヤウニ思ヒ

聞いて居リリマス、何ガ故ニ私ハ斯ノ如キ疑惑ヲ受ケタ以上ハ、田中大將ノ財産ヲ天下ニ、己ノ財産ハ此通リダト公表サレヌノカト思フノデアリマス、而シテ私ハ山梨大將ガ一代食ハズニ溜メテ置イテモ知レタコト、數万ノ金ヲ以テ議員ヲ買收スルニ至ツテハ、吾輩疑ハザラントシテモ疑ハザルヲ得ヌノデアリマス、茲ニ至ラテ查問會ハ其理由ナルモノガ事實デアッタ云フコトノ爲ニ、委員會ハ此議場ニ報告シテ居リマス、即チ梅田寛一君ノ行爲ナルモノハ議院ノ體面ヲ汚スモノナリト云フ報告ガアル、而シテ議院ハ果シテ議院ノ體面ヲ汚スモノデアルト云フコトデアッテ、梅田君ニ宜シク處決スペシト云フ絶對多數ノ決議ガ通過シテ居ル事實ガアリマス、然ルニ何事ダ、未ダ會テ梅田君ハ實行シテ居ラヌコトハ目前其通りデアリマス、先般同僚田淵豊吉君ガ絆ノ羽織ヲ著テ居タ、或ハ紋ガ無カッタカ云フヤウナコトノ爲ニ、此貴重ナル言論ヲ抑壓サレタ事實ガアリマス、斯ノ如キ時代錯誤ノコトニ付テ私ハ相當ノ意見ヲ持テ居リマス、後日述ベヤウト思テ居リマスガ、少クトモ纏ノ羽織ガイカナイト云フ程議院ノ體面ヲ云爲サレル所ノ議長ハ、此絶對多數ヲ以テ通過シ、而モ議院ノ體面上怪シカラヌト云フ、此決議ヲ何ト取計ハレルカ、之ヲ御尋シタインデアリマス、尙ホ其當時決議サレタ議員諸君ニモ私御尋シテ見タイ、苟モ議院ノ體面ヲ汚スモノナリトニテ決議サレタ幾百ノ代議士諸君ガ、其實行ノ無イノニ、ケロリ閣トシテ居ラレルノハ一體ドウ云フ譯デアルカ、マサカ諸君ハ御忘ニナツタノデハアルマイト思ヒマス、若シ斯ノ如キ決議ガ一片ノ空文ニ終ルト云フコトデアルナラバ、私怪シカラヌ問題ガ起ルデアラウト思フ、衆議院ノ院議トシテ或ハ出征軍人ノ慰問モシテ居リマス、時ニ賀表ヲ呈シテ居ルコトモアリマス、時ニ弔詞ヲモノガ一片ノ空文デマルナラバ、此敬禮

ヲ受ケラレタ方ハ非常ニ失望サル、コト、思ヒマス、將來モ亦折角ノ院議ナルモノが甚ダ效力ノ無キモノニ終ルコトヲ私非常ニ

賣頒布ノ目的ヲ以テ機械的又ハ化學的方法ニ依リ複製セラレタル文書圖畫ヲ

ハ發行ト同時ニ製本二部ヲ内務省ニ送
付スベシ

恐レマスガ爲ニ、此事ニ付テ一言御尋致ス
次第デアリマス、議長ノ御答ヲ望ミマス
○議長(柏谷義三君) 田中君ニ――(此時
發言者多之) 争辯ニ預ニマス――田中君ニ

第二條 出版物ヲ分チテ左ノ三種トス
一 新聞紙 一定ノ題號ヲ用ヒ七日以内
内ノ期間ヲ隔テテ時期ヲ定メ又ハ定
メ

第七條 新聞紙又ハ雑誌ヲ發行セントスル者ハ左ノ事項ヲ内務大臣ニ届出ヅベシ
一 題號

寛一君ニ對スル諸君ノ御決議ニナリマシタ
事ハ、其時ニ議長ヨリ直ニ梅田君ニハ御通
達ヲ致シテ置キマシタ、之ニ對シマシテ梅
田君ヨリハ、之ニ應ズルコトガ出來ナイト

ノ期間ヲ隔テ時期ヲ定メ又ハ定メ
ズ繼續シテ發行スルモノニシテ前號
ニ該當セザルモノ

第三回 発行ノ時期
第一回 発行ノ年月日
六五四
發行所及印刷所ノ名稱及所在地
發行者及編輯者（新聞紙又ハ雑誌
版ニ依リ其編輯者ヲ異ニスルト
ノ又別冊等者）

諸君ニ御報告スル暇ハナク、公報ヲ以テ次第アリマス、尙ホ之ニ關シマシテ田中君ノ御述ニナリマシタコトハ、大體田中君ノ御意見ト存ジマス、若シ何等カ御意見ガゴザイマスルナラバ、相當ノ手續ヲ御執リテ頗ヒタイン

新聞紙又ハ雑誌ト同一題號ヲ用ヒ臨時
發行スル出版物ハ其ノ新聞紙又ハ雑誌
ト看做ス

前項ノ届出ハ文書ヲ以テシ第一回發行
ノ日前七日目迄ニ發行所所在地所轄ノ
道府縣廳（東京府ニ在リテハ警視廳以
下之ニ同ジ）ニ之ヲ差出スベシ
第八條 前條届出事項ノ變更ニ付テハ發
行者ハ之ヲ豫知シ得ル場合ニ於テハ變
更ノ其ノ届出ノ期日を延長スル事
及生年月日

服装ノ事ハ一ツノ例トシテ御述ニナ。タコ
トデアリマスカラ、彼此レ今申上ゲル必要
モナイト思ヒマスルガ、此服装ノ事ハ成議
長ハ彼此レヤカマシク申スヤウデアリマス
ルガ、是ハ法規先例ニ於テ決シテ居リマス
事デアリマスカラ、左様ニ御諒承ヲ請ヒマ
ス——是ヨリ日程ニ入リマス、日程第一、
出版物法案ノ第一讀會ヲ開キマス、安達内
務大臣代理

テ之ヲ出版物ニ掲載シ又ハ掲載セシメタルトキハ筆記者ヲ以テ著作者ト看做ス但シ演述者ニ於テ特ニ其ノ掲載ノ承諾ヲ與ヘタル場合ニ於テハ演述者モ亦著作者タルコトヲ失ハズ
著作物ノ編纂ニ付テハ編纂者ヲ以テ著作者ト看做ス但シ原著作者ニ於テ特ニ其ノ編纂ノ承諾ヲ與ヘタル場合ニ於テ

更前豫メ、之ヲ豫知シ得ザル場合ニ於テハ變更後五日以内ニ前條第二項ノ例ニ依リ之ヲ内務大臣ニ届出ヅベシ前項ノ規定ニ依ル發行者變更ノ届出ハ其ノ變更前ニ在リテハ新ニ發行者タラントスル者ニ於テ發行者ト連署シテ之ヲ爲シ其ノ變更後ニ在リテハ新ニ發行者ト爲リタル者ニ於テ之ヲ爲スペシ發行者又ハ編輯者所在不明ト爲リ又ハ本法施行ノ地域外ニ旅行スルコト一月

第一 出版物法案(政府提出) 第一 読會
出版物法案

ハ原著作者モ亦著作者タルコト失ハズ

本法施行ノ地域外ニ旅行スルコト一月ニ及ブトキハ發行者又ハ編輯者タルコトヲ罷メタルモノト看做ス

第一章 總則
第二章 新聞紙及雜誌

學校、會社、協會其ノ他ノ團體ヲ著作
者名義トスル普通出版物ニ付テハ其ノ

第九條 左ニ掲グル者ハ新聞紙又ハ雑誌ノ發行者又ハ編輯者タルコトヨ得ズ
一 本法施行ノ地域内ニ住所ヲ有ゼザル者

第三章 普通出版物
第四章 出版物掲載事項ノ制限
第五章 行政處分

學校、會社、協會其ノ他ノ團體ヲ代表スル者ヲ以テ著作者ト看做ス

二 本法施行ノ期日内ニ住所ヲ有セ
ル者
二 陸海軍軍人ニシテ現役中ノ者（未
ダ入營セザル者及歸休中ノ者ヲ除
キ）

第六章 詞則

第五條 本法ニ於テ編輯者ト稱スルハ新聞紙又ハ雑誌ノ編輯ヲ管理スル者ヲ謂

ダ入營セザル者及歸休中ノ者ヲ除
ク)又戰時若ハ事變ニ際シ召集中ノ
者三未成年者、禁治產者又ハ準禁治產
者

出版物
第一章 總則

第六條 官廳ニ於テ發行スル出版物（第二十四條ニ掲タルモノヲ除ク）ニ付テ

三 未成年者、禁治產者又ハ準禁治產

デアリマシテ、殊ニ私個人ニ於キマシテハ、既ニ三度此演壇ニ立チマシテ此改正ノ提案ヲ致シタ來壇ヲ持テ居る者ト致シマシテ、提案其モノニ對シマシテハ私ハ喜ブ一人デアリマス、前議會ニ於キマシテ、是ガ折角出テハ、私ハ先程申上ダタヤウニ喜ブ次第アリマス、蓋シ明治四十三年以來此新聞紙法並ニ出版物法が度々、或ハ松田源治君、或ハ故前川虎造君、其他ヨリ殆ド議會ノ度毎ニ新聞紙法ノ改正ヲ叫バレテ居タノデアリマシテ、其意味ニ於キマシテ私ハ茲ニ出版物法ノ改正サレルト云アコトハ、意義アルコト、思フノデアリマス、蓋シソレ等ノ多クノ言論ヲ見テ見マスト云フト、現行法ヨリモ、ヨリ一層言論ノ自由ヲ尊重セシメタイ、此前提ヲ以テ吾々ハ希望シテ行ダナ、デアリマス、然ルニ本案ヲ見マスト云フト、成程法文ノ體裁其他ニ付キマシテハ、當局ノ苦心ハアリ、ト見エルノデアリマス、私自身モ一度之ヲ起草シテ見マシタ經驗力テ、其實ニ苦心ノ存スル所ハ非常ニ私共ハ御同情ヲ申スノデアリマスルガ、吾々ノ目的ハ現行新聞紙法ヨリモ、モット自由ニセシメタイ、此前提ヲ以テ進メテ行ク考デアリマスルガ、甚ダ遺憾ナ事ハ、今回提出サレマシタル條文ヲ見マスト云フト、或點ニ於キマシテハ寧ロ現行法ヨリモ却テ言論ノ自由ヲ束縛スルヤウナ箇所ガ多々見ユルノデアリマス、ソレ等ノ點ニ付キマシテ極メテ重要ナル一二點ヲ此機會ニ於キマシテ質問シテ見タイト思フノデアリマス、第一ハ保證金ノ問題デアリマス、御互ヒ此立憲政治ニ於キマシテ、最モ大切ナルノハ言論ノ自由デアル、自由自在ニ文章モ書ケレバ演説モシタイ、其所ニ所謂立憲政治ノ根本ガアルト思フノデアリマスガ、在來ノ新聞紙額ヲ土セテアルノデアリマス、一體此金ヲ納メテ物ヲ言フト云フ此精神ガ、私ハ非常

ニ立憲ノ本義ト反シテ居ル、今日ノ各國ノ立法例ヲ見マシテモ、多分一箇國トシテ金ヲ納メテ物ヲ言フト云フ制度ハ無イダラウト思フノデアリマス、但シ全然此保證金ヲコトハ、提案サレタト云アコトニ對シマシテハ、私ハ先程申上ダタヤウニ喜ブ次第アリマス、蓋シ明治四十三年以來此新聞紙法並ニ出版物法ガ度々、或ハ松田源治君、或ハ故前川虎造君、其他ヨリ殆ド議會ノ度毎ニ新聞紙法ノ改正ヲ叫バレテ居タノデアリマシテ、其意味ニ於キマシテ私ハ茲ニ出版物法ノ改正サレルト云アコトハ、意義アルコト、思フノデアリマス、蓋シソレ等ノ多クノ言論ヲ見テ見マスト云フト、現行法ヨリモ、ヨリ一層言論ノ自由ヲ尊重セシメタイ、此前提ヲ以テ吾々ハ希望シテ行ダナ、デアリマス、然ルニ本案ヲ見マスト云フト、成程法文ノ體裁其他ニ付キマシテハ、當局ノ苦心ハアリ、ト見エルノデアリマス、私自身モ一度之ヲ起草シテ見マシタ經驗力テ、其實ニ苦心ノ存スル所ハ非常ニ私共ハ御同情ヲ申スノデアリマスルガ、吾々ノ目的ハ現行新聞紙法ヨリモ、モット自由ニセシメタイ、此前提ヲ以テ進メテ行ク考デアリマスルガ、甚ダ遺憾ナ事ハ、今回提出サレマシタル條文ヲ見マスト云フト、或點ニ於キマシテハ寧ロ現行法ヨリモ却テ言論ノ自由ヲ束縛スルヤウナ箇所ガ多々見ユルノデアリマス、ソレ等ノ點ニ付キマシテ極メテ重要ナル一二點ヲ此機會ニ於キマシテ質問シテ見タイト思フノデアリマス、第一ハ保證金ノ問題デアリマス、御互ヒ此立憲政治ニ於キマシテ、最モ大切ナルノハ言論ノ自由デアル、自由自在ニ文章モ書ケレバ演説モシタイ、其所ニ所謂立憲政治ノ根本ガアルト思フノデアリマスガ、在來ノ新聞紙額ヲ土セテアルノデアリマス、一體此金ヲ納メテ物ヲ言フト云フ此精神ガ、私ハ非常

ニ立憲ノ本義ト反シテ居ル、今日ノ各國ノ立法例ヲ見マシテモ、多分一箇國トシテ金ヲ納メテ物ヲ言フト云フ制度ハ無イダラウト思フノデアリマス、但シ全然此保證金ヲコトハ、提案サレタト云アコトニ對シマシテハ、私ハ先程申上ダタヤウニ喜ブ次第アリマス、蓋シ明治四十三年以來此新聞紙法並ニ出版物法ガ度々、或ハ松田源治君、或ハ故前川虎造君、其他ヨリ殆ド議會ノ度毎ニ新聞紙法ノ改正ヲ叫バレテ居タノデアリマシテ、其意味ニ於キマシテ私ハ茲ニ出版物法ノ改正サレルト云アコトハ、意義アルコト、思フノデアリマス、蓋シソレ等ノ多クノ言論ヲ見テ見マスト云フト、現行法ヨリモ、ヨリ一層言論ノ自由ヲ尊重セシメタイ、此前提ヲ以テ吾々ハ希望シテ行ダナ、デアリマス、然ルニ本案ヲ見マスト云フト、成程法文ノ體裁其他ニ付キマシテハ、當局ノ苦心ハアリ、ト見エルノデアリマス、私自身モ一度之ヲ起草シテ見マシタ經驗力テ、其實ニ苦心ノ存スル所ハ非常ニ私共ハ御同情ヲ申スノデアリマスルガ、吾々ノ目的ハ現行新聞紙法ヨリモ、モット自由ニセシメタイ、此前提ヲ以テ進メテ行ク考デアリマスルガ、甚ダ遺憾ナ事ハ、今回提出サレマシタル條文ヲ見マスト云フト、或點ニ於キマシテハ寧ロ現行法ヨリモ却テ言論ノ自由ヲ束縛スルヤウナ箇所ガ多々見ユルノデアリマス、ソレ等ノ點ニ付キマシテ極メテ重要ナル一二點ヲ此機會ニ於キマシテ質問シテ見タイト思フノデアリマス、第一ハ保證金ノ問題デアリマス、御互ヒ此立憲政治ニ於キマシテ、最モ大切ナルノハ言論ノ自由デアル、自由自在ニ文章モ書ケレバ演説モシタイ、其所ニ所謂立憲政治ノ根本ガアルト思フノデアリマスガ、在來ノ新聞紙額ヲ土セテアルノデアリマス、一體此金ヲ納メテ物ヲ言フト云フ此精神ガ、私ハ非常

ニ立憲ノ本義ト反シテ居ル、今日ノ各國ノ立法例ヲ見マシテモ、多分一箇國トシテ金ヲ納メテ物ヲ言フト云フ制度ハ無イダラウト思フノデアリマス、但シ全然此保證金ヲコトハ、提案サレタト云アコトニ對シマシテハ、私ハ先程申上ダタヤウニ喜ブ次第アリマス、蓋シ明治四十三年以來此新聞紙法並ニ出版物法ガ度々、或ハ松田源治君、或ハ故前川虎造君、其他ヨリ殆ド議會ノ度毎ニ新聞紙法ノ改正ヲ叫バレテ居タノデアリマシテ、其意味ニ於キマシテ私ハ茲ニ出版物法ノ改正サレルト云アコトハ、意義アルコト、思フノデアリマス、蓋シソレ等ノ多クノ言論ヲ見テ見マスト云フト、現行法ヨリモ、ヨリ一層言論ノ自由ヲ尊重セシメタイ、此前提ヲ以テ吾々ハ希望シテ行ダナ、デアリマス、然ルニ本案ヲ見マスト云フト、成程法文ノ體裁其他ニ付キマシテハ、當局ノ苦心ハアリ、ト見エルノデアリマス、私自身モ一度之ヲ起草シテ見マシタ經驗力テ、其實ニ苦心ノ存スル所ハ非常ニ私共ハ御同情ヲ申スノデアリマスルガ、吾々ノ目的ハ現行新聞紙法ヨリモ、モット自由ニセシメタイ、此前提ヲ以テ進メテ行ク考デアリマスルガ、甚ダ遺憾ナ事ハ、今回提出サレマシタル條文ヲ見マスト云フト、或點ニ於キマシテハ寧ロ現行法ヨリモ却テ言論ノ自由ヲ束縛スルヤウナ箇所ガ多々見ユルノデアリマス、ソレ等ノ點ニ付キマシテ極メテ重要ナル一二點ヲ此機會ニ於キマシテ質問シテ見タイト思フノデアリマス、第一ハ保證金ノ問題デアリマス、御互ヒ此立憲政治ニ於キマシテ、最モ大切ナルノハ言論ノ自由デアル、自由自在ニ文章モ書ケレバ演説モシタイ、其所ニ所謂立憲政治ノ根本ガアルト思フノデアリマスガ、在來ノ新聞紙額ヲ土セテアルノデアリマス、一體此金ヲ納メテ物ヲ言フト云フ此精神ガ、私ハ非常

直ぐ聯想ヲ起スノデアリマシテ、是ハ出版物取締法案デハナイカト思フ、現在貴族院ニ於キマシテ所謂宗教法案ガ出テ居ル、宗教法案ト云フト何カ宗教ノ根本ニ携テ色々ナ改正ガアルト思フノデアリマスガ、實際ハ宗教取締法、斯ウシタ方ガ私ハ適當ト思フノデアリマスガ、是モ丁度其意味ニ於キマシテ、出版物取締法ト斯ウ私ハ名ヲ變ヘタ方ガ宜イト思フノデアリマスガ、ソレハ諸措キマシテ、新聞紙法ト出版法トヨ一縦ニシマシテ、一つノ出版法トナッテ是ハ大變結構ナ事デアル、ソコデ私ハ此様ナ風ニ近來財政整理、行政整理ハ先づ一段落付イタガ、今日御互ニ各種ノ法令が非常ニ澤山ニ分レテ居ダテ、實ニ二法全書、法令全書ト云フ風ニナッテ居テ困ダテ居ル、政府ハ此調子デ以テ現在重複シタル色ニノ面倒臭イ法令ノ整理ラソロ／＼ヤラレル意思ハナイカ、丁度今回斯ウ云フモノが出來マシタカラ、將來ニ進ミマシテ、色ニナ、例ヘバ警察法規ノ統一、斯ウ云フ法令ノ整理ニ付テ思切ツタ何カ御考ヲ爲サツテハ居ナイカ、爲スベキモノト思ヒマスガ御意見ハ如何、斯ウ云フ點ニ付テ御答辯ヲ得タイト思フノデアリマス（拍手）

（國務大臣安達謙藏君登壇）

○國務大臣（安達謙藏君）星島君ニ御答致

シマスガ、尙ホ私ノ御答ノ足ラナイ所ハ、

他ノ政府委員カラ御答ヘスルコトガアルカ

モ知レマセヌ、保證金ノコト御尋デゴザ

イマスガ、保證金ヲ今度會額シタカノ如キ

御質問ハ間違ツテ居リハセヌカト思ヒマス、

今度會シマシタノハ罰金ダケデ、保證金ノ

額ハ増シテ居リマセヌ、ソレカラ保證金ノ

制度ハ他ニサウ云フ例ガ無イト云フ御話デ

アリマスガ、我國ノ今日ノ國情ハ矢張是

ノ必要ヲ認メテ居ルノデアリマス、是ハ御

承知ノ通リ一面ニハ罰金又ハ料金ニ處セラ

レマシタ時ニ、此保證金カラ之ニ充當スル

ト云フコトニナッテ居リマス、又一面ニハ星

島君モ御同感ノヤウナ御言葉デアリマシ

タ、不堅實ナル所ノ新聞雜誌ガ簇出スル

之ヲ防止スル方法トシテモ必要ヲ認メテ居

リマスガ、此事ニ付テハ他ニ何カ良案ガア

リハシナイカト云フ御尋デアリマスガ、内

務省トシテハ種々研究致シマシタケレドモ

ガ、此保證金制度ヨリ外ニ他ニ良案ト云フ

モノハ發見致シテ居リマセヌ、ソレカラ大

體ニ於テ今度此出版物ト新聞紙法ト合併シ

タコトハ、御贊同ヲ得マシタガ、星島君ハ

合併シテサウシテ言論ノ自由ヲ尊重スルニ

反テ、却テ壓迫スルヤウナ傾ガアルト云

フ御詰ガアリマシタガ、是ハ全然サウデハ

ナイト考ヘマス、出來ルダケ言論ノ自由ヲ

尊重シタヒト云フ考カラ此立法ハ成ツテ居

リマス、唯或ル場合ニ今迄抽象的デアッ

タノヲ、即チ二十五條ノ如ク、事項ヲ列舉

シテ行クト云フヤウナコトハ、矢張言論ノ

自由ヲ尊重シテ行ク趣旨ニ外ナラヌノデア

リマス、ソレカラ二十五條ハ御尋ノヤウニ

此第三ガ變ツテ居リマスガ、此私有財產制

度ノ所ノ文字ヲ變更シマシタノハ、治安維持法ニ於テ此度此所ニ改正シマシタヤウ

ニ、私有財產制度ヲ否認セントスル事項ト

ナツテ居リマスカラ、此治安維持法ノ其例

ニ倣ツテ改正シタノデアリマス、只今御質

問ノ中ニ在リマシタ通り、土地國有論ナド

ノ學術的、研究的ニスルモノヲモ之ニ含ム

カ、ソレハ私ハ含マナイモノト考ヘテ居リ

マス、ソレカラ、第六ノ社會ノ不安ヲ惹起

シ、治安維持上重大ナル影響ヲ及ボスベキ

コト、云フコトハ、宜シクナイト云フ御話

デアリマシタガ、是ハ現在ヨリモ、ヨリ以

上ニ取締ヲ深刻ニシタノデハナイ、現在ガ

此通リデヤツテ居ルノデアリマス、左様御承

知ヲ願ジテ置キマス、ソレカラ行政訴訟ノ途

デアリマス、而モ本法ノ大精神トスル所、

大眼目トスル所ハ第二十五條ニ存スルノデ

ハナカラウカ、若シ吾々共ノ解釋スル所ニ

誤ガナイトシマスルナラバ、私ハ此第二十五

條ノ取締ヲ政府ハ如何様ニシテ爲サル、カ

ト云フコトヲ伺ヒタヒノデアリマス、只今

同僚ノ星島君カラ此第二十五條ノ第六項ニ

ナリカト云フ意見ヲ述べラレタノデアリマ

スガ、其意見ヲ述ベラレマスルニ當リマシ

等ニ取ツテハ非常ニ迷惑厄介ノ規定デアル

カランシテ、寧口は削除スル方ガ至當デハ

ニ此規定ハ新聞記者或ハ雑誌、編輯者

等ニ取ツテハ非常ニ迷惑厄介ノ規定デアル

モ吾々ハ屢々之ヲ聞イタノデアリマス、是

等ハ即チ明ニ第二十五條ノ亂倫、猥褻、殘

忍其他善良ノ風俗ヲ害スル事項ト云フ此點

コトヲ問ハレタノデアルガ、安達内務大臣

代理カラハ之ニ對シテ何等ノ御答辯ガ無

リマスガ、此事ニ付テハ他ニ何カ良案ガア

リハシナイカト云フ御尋デアリマスガ、内

務省トシテハ種々研究致シマシタケレドモ

ガ、此保證金制度ヨリ外ニ他ニ良案ト云フ

モノハ發見致シテ居リマセヌ、ソレカラ大

體ニ於テ今度此出版物ト新聞紙法ト合併シ

タコトハ、御贊同ヲ得マシタガ、星島君ハ

合併シテサウシテ言論ノ自由ヲ尊重スルニ

反テ、却テ壓迫スルヤウナ傾ガアルト云

フ御詰ガアリマシタガ、是ハ全然サウデハ

ナイト考ヘマス、出來ルダケ言論ノ自由ヲ

尊シタヒト云フ考カラ此立法ハ成ツテ居

リマス、唯或ル場合ニ今迄抽象的デアッ

タノヲ、即チ二十五條ノ如ク、事項ヲ列舉

シテ行クト云フヤウナコトハ、矢張言論ノ

自由ヲ尊重シテ行ク趣旨ニ外ナラヌノデア

リマス、ソレカラ二十五條ハ御尋ノヤウニ

此第三ガ變ツテ居リマスガ、此私有財產制

度ノ所ノ文字ヲ變更シマシタノハ、治安維持

法ニ於テ此度此所ニ改正シマシタヤウ

ニ、私有財產制度ヲ否認セントスル事項ト

ナツテ居リマスカラ、此治安維持法ノ其例

ニ倣ツテ改正シタノデアリマス、只今御質

問ノ中ニ在リマシタ通り、土地國有論ナド

ノ學術的、研究的ニスルモノヲモ之ニ含ム

カ、ソレハ私ハ含マナイモノト考ヘテ居リ

マス、ソレカラ、第六ノ社會ノ不安ヲ惹起

シ、治安維持上重大ナル影響ヲ及ボスベキ

コト、云フコトハ、宜シクナイト云フ御話

デアリマシタガ、是ハ現在ヨリモ、ヨリ以

上ニ取締ヲ深刻ニシタノデハナイ、現在ガ

此通リデヤツテ居ルノデアリマス、左様御承

知ヲ願ジテ置キマス、ソレカラ行政訴訟ノ途

デアリマス、而モ本法ノ大精神トスル所、

大眼目トスル所ハ第二十五條ニ存スルノデ

ハナカラウカ、若シ吾々共ノ解釋スル所ニ

誤ガナイトシマスルナラバ、私ハ此第二十五

條ノ取締ヲ政府ハ如何様ニシテ爲サル、カ

ト云フコトヲ伺ヒタヒノデアリマス、只今

同僚ノ星島君カラ此第二十五條ノ第六項ニ

ナリカト云フ意見ヲ述べラレタノデアリマ

スガ、其意見ヲ述ベラレマスルニ當リマシ

等ニ取ツテハ非常ニ迷惑厄介ノ規定デアル

モ吾々ハ屢々之ヲ聞イタノデアリマス、是

等ハ即チ明ニ第二十五條ノ亂倫、猥褻、殘

忍其他善良ノ風俗ヲ害スル事項ト云フ此點

コトヲ問ハレタノデアルガ、安達内務大臣

代理カラハ之ニ對シテ何等ノ御答辯ガ無

リマスガ、此事ニ付テハ他ニ何カ良案ガア

リハシナイカト云フ御尋デアリマスガ、内

務省トシテハ種々研究致シマシタケレドモ

ガ、此保證金制度ヨリ外ニ他ニ良案ト云フ

モノハ發見致シテ居リマセヌ、ソレカラ大

體ニ於テ今度此出版物ト新聞紙法ト合併シ

タコトハ、御贊同ヲ得マシタガ、星島君ハ

合併シテサウシテ言論ノ自由ヲ尊重スルニ

反テ、却テ壓迫スルヤウナ傾ガアルト云

フ御詰ガアリマシタガ、是ハ全然サウデハ

ナイト考ヘマス、出來ルダケ言論ノ自由ヲ

尊シタヒト云フ考カラ此立法ハ成ツテ居

リマス、唯或ル場合ニ今迄抽象的デアッ

タノヲ、即チ二十五條ノ如ク、事項ヲ列舉

シテ行クト云フヤウナコトハ、矢張言論ノ

自由ヲ尊重シテ行ク趣旨ニ外ナラヌノデア

リマス、ソレカラ二十五條ハ御尋ノヤウニ

此第三ガ變ツテ居リマスガ、此私有財產制

度ノ所ノ文字ヲ變更シマシタノハ、治安維持

法ニ於テ此度此所ニ改正シマシタヤウ

ニ、私有財產制度ヲ否認セントスル事項ト

ナツテ居リマスカラ、此治安維持法ノ其例

ニ倣ツテ改正シタノデアリマス、只今御質

問ノ中ニ在リマシタ通り、土地國有論ナド

ノ學術的、研究的ニスルモノヲモ之ニ含ム

カ、ソレハ私ハ含マナイモノト考ヘテ居リ

マス、ソレカラ、第六ノ社會ノ不安ヲ惹起

シ、治安維持上重大ナル影響ヲ及ボスベキ

コト、云フコトハ、宜シクナイト云フ御話

デアリマシタガ、是ハ現在ヨリモ、ヨリ以

上ニ取締ヲ深刻ニシタノデハナイ、現在ガ

此通リデヤツテ居ルノデアリマス、左様御承

知ヲ願ジテ置キマス、ソレカラ行政訴訟ノ途

デアリマス、而モ本法ノ大精神トスル所、

大眼目トスル所ハ第二十五條ニ存スルノデ

ハナカラウカ、若シ吾々共ノ解釋スル所ニ

誤ガナイトシマスルナラバ、私ハ此第二十五

條ノ取締ヲ政府ハ如何様ニシテ爲サル、カ

ト云フコトヲ伺ヒタヒノデアリマス、只今

同僚ノ星島君カラ此第二十五條ノ第六項ニ

ナリカト云フ意見ヲ述べラレタノデアリマ

スガ、其意見ヲ述ベラレマスルニ當リマシ

等ニ取ツテハ非常ニ迷惑厄介ノ規定デアル

モ吾々ハ屢々之ヲ聞イタノデアリマス、是

等ハ即チ明ニ第二十五條ノ亂倫、猥褻、殘

忍其他善良ノ風俗ヲ害スル事項ト云フ此點

コトヲ問ハレタノデアルガ、安達内務大臣

代理カラハ之ニ對シテ何等ノ御答辯ガ無

リマスガ、此事ニ付テハ他ニ何カ良案ガア

リハシナイカト云フ御尋デアリマスガ、内

務省トシテハ種々研究致シマシタケレドモ

ガ、此保證金制度ヨリ外ニ他ニ良案ト云フ

モノハ發見致シテ居リマセヌ、ソレカラ大

體ニ於テ今度此出版物ト新聞紙法ト合併シ

タコトハ、御贊同ヲ得マシタガ、星島君ハ

合併シテサウシテ言論ノ自由ヲ尊重スルニ

反テ、却テ壓迫スルヤウナ傾ガアルト云

フ御詰ガアリマシタガ、是ハ全然サウデハ

ナイト考ヘマス、出來ルダケ言論ノ自由ヲ

尊シタヒト云フ考カラ此立法ハ成ツテ居

リマス、唯或ル場合ニ今迄抽象的デアッ

タノヲ、即チ二十五條ノ如ク、事項ヲ列舉

シテ行クト云フヤウナコトハ、矢張言論ノ

自由ヲ尊重シテ行ク趣旨ニ外ナラヌノデア

リマス、ソレカラ二十五條ハ御尋ノヤウニ

此第三ガ變ツテ居リマスガ、此私有財產制

度ノ所ノ文字ヲ變更シマシタノハ、治安維持

法ニ於テ此度此所ニ改正シマシタヤウ

ニ、私有財產制度ヲ否認セントスル事項ト

ナツテ居リマスカラ、此治安維持法ノ其例

ニ倣ツテ改正シタノデアリマス、只今御質

問ノ中ニ在リマシタ通り、土地國有論ナド

ノ學術的、研究的ニスルモノヲモ之ニ含ム

カ、ソレハ私ハ含マナイモノト考ヘテ居リ

マス、ソレカラ、第六ノ社會ノ不安ヲ惹起

シ、治安維持上重大ナル影響ヲ及ボスベキ

コト、云フコトハ、宜シクナイト云フ御話

デアリマシタガ、是ハ現在ヨリモ、ヨリ以

上ニ取締ヲ深刻ニシタノデハナイ、現在ガ

此通リデヤツテ居ルノデアリマス、左様御承

知ヲ願ジテ置キマス、ソレカラ行政訴訟ノ途

デアリマス、而モ本法ノ大精神トスル所、

大眼目トスル所ハ第二十五條ニ存スルノデ

ハナカラウカ、若シ吾々共ノ解釋スル所ニ

誤ガナイトシマスルナラバ、私ハ此第二十五

條ノ取締ヲ政府ハ如何様ニシテ爲サル、カ

ト云フコトヲ伺ヒタヒノデアリマス、只今

同僚ノ星島君カラ此第二十五條ノ第六項ニ

ナリカト云フ意見ヲ述べラレタノデアリマ

スガ、其意見ヲ述ベラレマスルニ當リマシ

等ニ取ツテハ非常ニ迷惑厄介ノ規定デアル

モ吾々ハ屢々之ヲ聞イタノデアリマス、是

等ハ即チ明ニ第二十五條ノ亂倫、猥褻、殘

忍其他善良ノ風俗ヲ害スル事項ト云フ此點

コトヲ問ハレタノデアルガ、安達内務大臣

代理カラハ之ニ對シテ何等ノ御答辯ガ無

フヤウナ寫眞ヲ新聞紙ニ掲載セシムルト云
コトハ、此善良ノ風俗ヲ害スルコトニテ
リハシマスマイカ、内務大臣ハ此點ニ付テ如
何ナル所ノ御考ガアツテ、此怪寫眞ナルモ
ノヲ各新聞ニ掲載スルコトヲ御許ニナシタ
デゴザマイセウ、私ハ之ヲ御伺致シタウ存
ジマス、又第二ノ點ニ於キマシテハ、先刻
星島君モ質問ヲセラレマシタカ、彼ノ發行
權法ノコトニアリマス、發行權法又出版權
法トモ申シマセウカ、此發行權法ニ付テハ
昨年ノ五十一議會ニ於キマシテ私ハ質問シ
タノデアリマスガ、其當時此處ニオキデル
所ノ鈴木政府委員ノ御答ハ、只今調査中デ
アルト云フ御答デアツノデアル、所ガ只
今星島君ノ質問ニ對シマシテモ亦、安達内
務大臣ハ曰下調査中デアルト仰シヤル、昨
年モ目下調査中、只今モ目下調査中、私ガ
質問ヲ致シマシテカラ既ニ一年、此一年ノ
間如何ナルコトヲ爲シテゴザッタカ、調査
中ナラ調査中デ宜シウゴザイマスガ、併ナ
カラ此一年中ニ於テ調査セラレタル所ノ成
績ハ如何ナル所ノ成績ヲ得ラレマシタカ、
併ナガラ是ハ著作權法ヲ改正スル時ニ於テ
考慮スル方ガ宜カラウト思ト云フ御答辯
デアツノデアリマス、今日政府當局ハ此
著作權法ナルモノヲ改正スル必要ヲ御認
ニナツテ居ルカドウカ、著作權法ナルモノ
ハ明治三十一年三月六日法律第三十九條ヲ
以テ公布セラレタ以來、二回程微溫的ノ改
正ハ行ハレテ居リマスルケレドモ、今日ニ
於テハ既ニ陳腐極マル所ノ箇條モアルヤウ
ニ批評致シテ居ル人モアルノデアリマス、
此點ニ於キマシテ其改正ヲスル必要ヲ御認
メナサラナノイカ、吾々ノ見ル所ヲ申シマ
スト、著作權法ノ改正如何ニ拘ラズ、著作
者ノ爲ニ著作權法ヲ制定セラレテ、著作物
ノ権利利益ト云フコトヲ保護セラル、以上
ニ於キマシテハ、出版業者ノ爲ニモ發行權
法ナルモノヲ制定セラル、必要ガアルト思
フ、故ニ此度此出版物法案ヲ御提出サレル

ト同時ニ、發行權法ト著作權法此二ツノモ
ノハ鼎ノ三足ノ如ク揃ウテ始メテ完全ナル
法規トシテ吾々ハ此出版界ノ利益權利ヲ保
護スルコトガ出來ルト考ヘルノデアリマ
ス、然レドモ、政府當局ハ尚且ツ此發行權
法ナルモノハ、著作權法ノ改正ヲスルマ
デ、其必要ヲ認メヌト云フ御考デアルカド
ウカ、此點ニ付テ今一應内務大臣ノ御懇切
ナル御説明ヲ伺ヒタイト思フノデアリマ
ス、第三ニ於キマシテハ、出版業者ニ對ス
ル營業收益稅ノコトヲ御伺申上ダタインデ
アリマス、此營業收益稅ナルモノハ、是ハ
諸君御承知ノ通り、出版業者ハ今日之ヲ負
擔スルコトニナシテ居リマスケレドモ、併
ナガラ以前營業稅法ノ創定セラレマシタル
當時ニ於キマシテハ、出版業者ハ之ヲ免除
セラレテアツノデアリマス、其後明治四
十三年ニ此稅法ノ改正ニ當リマシテ之ヲ負
擔スルコトニナシテアリマス、併ナガ
ラ此間モ營業稅法改正法律案ノ提出者ガ辯
明セラレタル如ク、各國何レモ出版物ニ對
シマシテハ非常ナル保護ヲ與ヘテ居ルノデ
アリマス、故ニ海關稅等ハ之ヲ免除致シテ
居ル、又今日新聞紙——保證金ヲ納メテ居
ル所ノ新聞紙、或ハ雑誌ト云フヤウナモノ
ニ對シマシテハ、營業收益稅ナルモノハ
免除サレテ居ルノニ、同ジ出版物法ノ中ニ
收メラル所ノ普通一般ノ出版物ニ對シマシ
テ、此營業收益稅ヲ課セラル、ト云フコト
ハ、或ハ如何ナルモノデアリマセウカ、此
點ニ於キマシテハ、私ハ寧ロ此新聞紙或ハ
雑誌ト同様ニ矢張普通一般ノ出版物ニ對シ
マシテモ、營業收益稅ヲ免除セラル、ト云
フコトガ、即チ是レ善良ナル圖書ノ普及發
達ヲ圖ル所以デアルト考ヘルノデアリマス
ガ、此點ニ於キマシテハ是ハ寧ロ大藏大臣
ニ質問スベキガ相當ト思ヒマスケレドモ、
此安寧秩序ノ爲ニ差止メテ居ル所ノ範圍
ガ次第ニ無クナリ、其效能ガ薄クナリマシ
タ、ソレデ又世間ガ差止メテ居ル爲ニ、却
テ益、懷疑ノ念ニ驅ラレルヤウナコトガア
リマス、又此議場ノ光景ヲ社會ニ報道シナ
ケレバナラヌ新聞紙ノ方カラ考ヘマシテ
モ、ソレガ不必要ニナリマスカラ、ソレデ
此安寧秩序ノ爲ニ差止メテ居ル所ノモノ
ヲ、ソレヲ差許シタ次第デアリマス、ソレ
カ其他ノ著作權及發行權ニ關スルコト
ハ、曩ニモ御詫ヲ致シタ通り、是ハ目下調
査中デアルト云フコトヲ申上ダル外アリマ
ス、ソレヲ見テハ、如何ナル意味デ之ヲ規定
セラレタノデアルカ、之ヲ解スルコトガ出
來ナイノデアリマス、先ツ發行者ノ側カラ
申シマスルナラバ、發行者即チ管理者デア
ルノデアリマスガ、此管理スル者ト云フノ

○國務大臣安達謙藏君登壇) 加藤君ハ出版
ノ大精神、大眼目ガ何處ニ在リヤト云フヤ
ス、第三ニ於キマシテハ、出版業者ニ對ス
ル營業收益稅ノコトヲ御伺申上ダタインデ
アリマス、此營業收益稅ナルモノハ、是ハ
諸君御承知ノ通り、出版業者ハ今日之ヲ負
擔スルコトニナシテ居リマスケレドモ、併
ナガラ以前營業稅法ノ創定セラレマシタル
當時ニ於キマシテハ、出版業者ハ之ヲ免除
セラレテアツノデアリマス、其後明治四
十三年ニ此稅法ノ改正ニ當リマシテ之ヲ負
擔スルコトニナシテアリマス、併ナガ
ラ此間モ營業稅法改正法律案ノ提出者ガ辯
明セラレタル如ク、各國何レモ出版物ニ對
シマシテハ非常ナル保護ヲ與ヘテ居ルノデ
アリマス、故ニ海關稅等ハ之ヲ免除致シテ
居ル、又今日新聞紙——保證金ヲ納メテ居
ル所ノ新聞紙、或ハ雑誌ト云フヤウナモノ
ニ對シマシテハ、營業收益稅ナルモノハ
免除サレテ居ルノニ、同ジ出版物法ノ中ニ
收メラル所ノ普通一般ノ出版物ニ對シマシ
テ、此營業收益稅ヲ課セラル、ト云フコト
ハ、或ハ如何ナルモノデアリマセウカ、此
點ニ於キマシテハ、私ハ寧ロ此新聞紙或ハ
雑誌ト同様ニ矢張普通一般ノ出版物ニ對シ
マシテモ、營業收益稅ヲ免除セラル、ト云
フコトガ、即チ是レ善良ナル圖書ノ普及發
達ヲ圖ル所以デアルト考ヘルノデアリマス
ガ、此點ニ於キマシテハ是ハ寧ロ大藏大臣
ニ質問スベキガ相當ト思ヒマスケレドモ、
此安寧秩序ノ爲ニ差止メテ居ル所ノ範圍
ガ次第ニ無クナリ、其效能ガ薄クナリマシ
タ、ソレデ又世間ガ差止メテ居ル爲ニ、却
テ益、懷疑ノ念ニ驅ラレルヤウナコトガア
リマス、又此議場ノ光景ヲ社會ニ報道シナ
ケレバナラヌ新聞紙ノ方カラ考ヘマシテ
モ、ソレガ不必要ニナリマスカラ、ソレデ
此安寧秩序ノ爲ニ差止メテ居ル所ノモノ
ヲ、ソレヲ差許シタ次第デアリマス、ソレ
カ其他ノ著作權及發行權ニ關スルコト
ハ、曩ニモ御詫ヲ致シタ通り、是ハ目下調
査中デアルト云フコトヲ申上ダル外アリマ
ス、ソレヲ見テハ、如何ナル意味デ之ヲ規定
セラレタノデアルカ、之ヲ解スルコトガ出
來ナイノデアリマス、先ツ發行者ノ側カラ
申シマスルナラバ、發行者即チ管理者デア
ルノデアリマスガ、此管理スル者ト云フノ

○副議長(小泉又次郎君) 安達内務大臣
○副議長(小泉又次郎君) 原夫次郎君
○副議長(小泉又次郎君) 原夫次郎君

ハ、事實上例へハ新聞社ノ持主ニ代シテ管
理スル場合ガアルト假定致シマスルナラ
バ、其代理セシタ所ノ持主ヲ謂フノデア
ルカ、或ハ持主ニ代シテ代理者ヲシテ管理
セシムルト云フ場合ニ於テハ、其代理者ヲ
矢張管理者ト云フコトニ見ルベキカ、更ニ
又管理者ガ持主ニ代シテ數人アル場合ニ於
テハ、其數人總テ此所ニ規定シテ居ル所
ノ管理者ト稱スベキモノデアルカドウカ、
是ガ第一點デアリマス、第二點ニ於キマシ
テ先程申上ダマシタ編輯者デアル、即チ「新
聞紙又ハ雑誌ノ編輯ヲ管理スル者」ト云フ
其編輯管理者デアリマス、此點ニ付テモ大
ニ疑フ存スペキ事柄ハ、其編輯ヲ管理スル
者ガ例へハ部門ヲ分チ、或ハ經濟デアルト
カ、或ハ政治部デアルトカ、社會部デアル
トカ云フヤウナ部門ヲ分ケテ、各自ガ分擔
管理スルト云フ場合ニ於キマシテハ、其分
擔管理者全部ガ矢張編輯者デアルト云フコ
トニ相成ルノカドウカ、此第五條デハ是等
ノ點が明ニ相成シテ居ナイノデアリマス、又
第三點ト致シテ本法ノ第七條ノ規定ニ依ル
ト云フト「新聞紙又ハ雑誌ヲ發行セントス
ル者ハ左ノ事項ヲ内務大臣ニ届出ヅベシ」
斯ウ規定シテアッテ、其第六號ニハ發行者及
編輯者、殊ニ又其編輯ノ中で註ガ施シテアッ
テ、版別編輯者ト云フモノヲ矢張届出ナケ
レバナラヌト云フ規定ニ相成シテ居ル、茲
ニ於テ私共ノ疑ハ、先ツ新聞紙又ハ雑誌ヲ
發行セントスル者ト云フ、此未ダ發行セザ
ルニ先ダツテ發行セントスル者ト云フ此者
ト、第六號ニ規定シテアル屆出ヅベキ此發
行者ト、同一ナル者デアルカドウカト云フ
出ヲ致シマス場合ニ於テノ編輯者ハ、果シ
テドノ編輯者ヲ言フノデアルカト云フコ
ト、殊ニ此新聞ヲ發行セントスル者ガ、編

輯者ニ版別編輯者ガアルト云フコトヲ豫想
シ得ル場合ニ於テ、此版別編輯者ト云フモ
テハ、其數人總テ此所ニ規定シテ居ル所
ノ管理者ト稱スベキモノデアルカドウカ、
是ガ第一點デアリマス、第二點ニ於キマシ
テ先程申上ダマシタ編輯者デアル、即チ「新
聞紙又ハ雑誌ノ編輯ヲ管理スル者」ト云フ
其編輯管理者デアリマス、此點ニ付テモ大
ニ疑フ存スペキ事柄ハ、其編輯ヲ管理スル
者ガ例へハ部門ヲ分チ、或ハ經濟デアルト
カ、或ハ政治部デアルトカ、社會部デアル
トカ云フヤウナ部門ヲ分ケテ、各自ガ分擔
管理スルト云フ場合ニ於キマシテハ、其分
擔管理者全部ガ矢張編輯者デアルト云フコ
トニ相成ルノカドウカ、此第五條デハ是等
ノ點が明ニ相成シテ居ナイノデアリマス、又
第三點ト致シテ本法ノ第七條ノ規定ニ依ル
ト云フト「新聞紙又ハ雑誌ヲ發行セントス
ル者ハ左ノ事項ヲ内務大臣ニ届出ヅベシ」
斯ウ規定シテアッテ、其第六號ニハ發行者及
編輯者、殊ニ又其編輯ノ中で註ガ施シテアッ
テ、版別編輯者ト云フモノヲ矢張届出ナケ
レバナラヌト云フ規定ニ相成シテ居ル、茲
ニ於テ私共ノ疑ハ、先ツ新聞紙又ハ雑誌ヲ
發行セントスル者ト云フ、此未ダ發行セザ
ルニ先ダツテ發行セントスル者ト云フ此者
ト、第六號ニ規定シテアル屆出ヅベキ此發
行者ト、同一ナル者デアルカドウカト云フ
出ヲ致シマス場合ニ於テノ編輯者ハ、果シ
テドノ編輯者ヲ言フノデアルカト云フコ
ト、殊ニ此新聞ヲ發行セントスル者ガ、編

輯者ニ版別編輯者ガアルト云フコトヲ豫想
シ得ル場合ニ於テ、此版別編輯者ト云フモ
テハ、其數人總テ此所ニ規定シテ居ル所
ノ管理者ト稱スベキモノデアルカドウカ、
是ガ第一點デアリマス、第二點ニ於キマシ
テ先程申上ダマシタ編輯者デアル、即チ「新
聞紙又ハ雑誌ノ編輯ヲ管理スル者」ト云フ
其編輯管理者デアリマス、此點ニ付テモ大
ニ疑フ存スペキ事柄ハ、其編輯ヲ管理スル
者ガ例へハ部門ヲ分チ、或ハ經濟デアルト
カ、或ハ政治部デアルトカ、社會部デアル
トカ云フヤウナ部門ヲ分ケテ、各自ガ分擔
管理スルト云フ場合ニ於キマシテハ、其分
擔管理者全部ガ矢張編輯者デアルト云フコ
トニ相成ルノカドウカ、此第五條デハ是等
ノ點が明ニ相成シテ居ナイノデアリマス、又
第三點ト致シテ本法ノ第七條ノ規定ニ依ル
ト云フト「新聞紙又ハ雑誌ヲ發行セントス
ル者ハ左ノ事項ヲ内務大臣ニ届出ヅベシ」
斯ウ規定シテアッテ、其第六號ニハ發行者及
編輯者、殊ニ又其編輯ノ中で註ガ施シテアッ
テ、版別編輯者ト云フモノヲ矢張届出ナケ
レバナラヌト云フ規定ニ相成シテ居ル、茲
ニ於テ私共ノ疑ハ、先ツ新聞紙又ハ雑誌ヲ
發行セントスル者ト云フ、此未ダ發行セザ
ルニ先ダツテ發行セントスル者ト云フ此者
ト、第六號ニ規定シテアル屆出ヅベキ此發
行者ト、同一ナル者デアルカドウカト云フ
出ヲ致シマス場合ニ於テノ編輯者ハ、果シ
テドノ編輯者ヲ言フノデアルカト云フコ
ト、殊ニ此新聞ヲ發行セントスル者ガ、編

輯者ニ版別編輯者ガアルト云フコトヲ豫想
シ得ル場合ニ於テ、此版別編輯者ト云フモ
テハ、其數人總テ此所ニ規定シテ居ル所
ノ管理者ト稱スベキモノデアルカドウカ、
是ガ第一點デアリマス、第二點ニ於キマシ
テ先程申上ダマシタ編輯者デアル、即チ「新
聞紙又ハ雑誌ノ編輯ヲ管理スル者」ト云フ
其編輯管理者デアリマス、此點ニ付テモ大
ニ疑フ存スペキ事柄ハ、其編輯ヲ管理スル
者ガ例へハ部門ヲ分チ、或ハ經濟デアルト
カ、或ハ政治部デアルトカ、社會部デアル
トカ云フヤウナ部門ヲ分ケテ、各自ガ分擔
管理スルト云フ場合ニ於キマシテハ、其分
擔管理者全部ガ矢張編輯者デアルト云フコ
トニ相成ルノカドウカ、此第五條デハ是等
ノ點が明ニ相成シテ居ナイノデアリマス、又
第三點ト致シテ本法ノ第七條ノ規定ニ依ル
ト云フト「新聞紙又ハ雑誌ヲ發行セントス
ル者ハ左ノ事項ヲ内務大臣ニ届出ヅベシ」
斯ウ規定シテアッテ、其第六號ニハ發行者及
編輯者、殊ニ又其編輯ノ中で註ガ施シテアッ
テ、版別編輯者ト云フモノヲ矢張届出ナケ
レバナラヌト云フ規定ニ相成シテ居ル、茲
ニ於テ私共ノ疑ハ、先ツ新聞紙又ハ雑誌ヲ
發行セントスル者ト云フ、此未ダ發行セザ
ルニ先ダツテ發行セントスル者ト云フ此者
ト、第六號ニ規定シテアル屆出ヅベキ此發
行者ト、同一ナル者デアルカドウカト云フ
出ヲ致シマス場合ニ於テノ編輯者ハ、果シ
テドノ編輯者ヲ言フノデアルカト云フコ
ト、殊ニ此新聞ヲ發行セントスル者ガ、編

第七二八 「亂倫、猥褻、殘忍其ノ他善良ノリマス（委員會デ願ヒマス」ト呼フ者アリ）是ハ一般的ノ法ノ立方ノ質問デアリマス、此第六ノ規定デモ、少シ虚偽ニ涉ルトカ、誇大ナ記事デアルトカ云フヤウナ場合ニ於テハ、絕對ニ掲載スルコトが出來ナイト規定期中ニ掲ゲテアルノデアルカラ、直ニ言論ヲ威スコトニ相成ルノデアリマス、斯ウ云フヤウナ規定ヲ設ケテ直ニ之ヲ制裁的規定ニ依テ律セントスルノハ、餘リニ酷イ取締ノ法デハナイカ、私ガ斯ク申スト云フト、丁度斯ウ云フヤウナ猥褻トカ、或ハ風俗ヲ害スルトカ云フヤウナ事項ハ、實ヲ言フト、刑法中ニ規定ガアルノデアリマスガ、其刑法中ノ規定ハ僅ニ科料ニ過ギナイ、科料ニルト云フコトハ、餘リニ刑罰ヲ濫用スル嫌過ギナイ所ノ規定ヲ新聞紙法デ直ニ特別ナル事項トシテ六箇月以下ノ禁錮ダトカ、五百圓以下ノ罰金ニ處スルト云フ規定ヲ設ケルト云フコトハ、吾々ハ多大ノ信任ヲ拂フ、併ガアリハシナイカ、是ガ若シ内務省當局ニ於テ、一々大臣ガ之ニ決裁ヲ與ヘルト云フコトナラバ、吾々ハ多大ノ信任ヲ拂フ、併ナガラ今日ノ遣方ト云フモノハ内務省ノ警保局ノ一課ニ於テ、下級ノ屬僚が自ラ認定ヲシテ、發賣禁止若クハ告發等ヲ致スノデアルカラ、淘ニドウモ是等ノ點ニ付テハ吾吾立法ニ參與スル所ノ者ハ、十分ナル警戒ヲ加ヘナケレバナラナイト考ヘタノデアリマス、最後ニ私ハ今日マデ行ハレテ居ル言論ノ取締方ヲ見ルト云フト、先程星島君モ尋ネラレタヤウデアリマスガ、丸デ此發賣禁止ヲ爲ス場合ニ於テハ、内務省ノ遣方ハ殆ド切捨御免ノヤウナ遣方ヲヤッテ居ル、新聞ヲ檢閱致シテ、ソレモ詳細ナル檢閱ヲ致スナラバ宜シノイデアルケレドモ、唯、上

ノハ、取締ヲ目的ト致シテ居リマスカラ、
我が帝國ノ文運ノ發達助長ニ付テハ他ニ發
行權法——著作權法ノ事ニ付テ取調べ中ニ
ゴザイマスカラ、曩ニ度ニ御答シタ次第ニ
ゴザイマス、ソレデ只今ノ原君ノ御尋ハ逐
條ニ屢々テ頗ル精密アリマスカラ、其事
ニ付キマシテハ政府委員カラ御答ヲ致スコ
トニ致シマス

云フ者ノ意義ハ、是亦之ニ書イテアリマスル通り、新聞紙又ハ雑誌ノ編輯ヲ管理スル者、管理ト云フノハ主トシテ統轄スルコトニ當リマスカラ、是ハ自ラ明瞭デアラウカト存ジマス、第三ノ御質問ハ版別編輯者ノコト、並ニ第七條ノ發行セントスル者ノ意義ニ關聯スル御質問デアリマスガ、是ハ原サンノ仰シヤツタ通り、第七條ノ發行セ

○政府委員（鈴木富士彌君） 原サンノ御葬ニ御致シマス、第一ハ第三條發行者ノ意義デゴザイマスルガ、此法文ノ中ニハ「出版物ノ發賣頒布ヲ管理スル者ヲ謂フ」トシテアリマスガ、此管理ト申シマスコトハ、主トシテ統轄スルト云フ意味デアリマスカヌ、若シ二人デヤツテ居ル場合ハ云々トナラバ、其主ナル者ヲ指スノデアリマス、若シ代理人等ニヤラシテ居ル場合ハ云々トナラバ、其主ナル者ヲ指スコトニテハ、若シ一箇月以上旅行スルトカ、所在ガ不明デアルト云フ時分ニハ、自ラ主トシテ現實ニ管理ヲシテ居ル人ヲ指スコトニテリマスカラ、此點ニ付キマシテハ出版物法全體ニ至リマシテ、一般ノ刑法理論ニ依ラズシテ客觀標準ニ依ルテ居ルモノガ、再ビ還元サレルコトハナイカト云フ原サンノ昨年ノ特別委員會ニ於テノ御尋ガアリマシタ、此點ハ原サンノ淘ニ緻密ナル御質問ニハ敬服致シタノデアリマスガ、是ハ如何ニモ一見サウ云フ風ニ見エルノデアリマス、サウ云フ風ニ見エルノデアリマスケレドモ、此點ハ別段現行法ヲ改メルト云フ趣旨ハナインデアリマシテ、主トシテ管理スル者ヲ取締ルト云フコトニナリマシテ、而シテ斯様な場合ニ於キマシテハ、一日モ早クハ

行者ト同シ意義デアリマス、而シテ編輯者ト云フ者
輯者ハ今日事實ニ於テ新聞社ニハアルヤウ
ニ思ヒマス、ナケレバ届出ニ及バナイノデ
アリマシテ、若シアッタナラバ届出デロト云
フ主義デアリマス、而シテ編輯者ト云フ者
全體ニ至リマシテ、是ハ實質的ノ編輯者ヲ
指ス意味デハナイノデアリマシテ、是ハ現行
法通リニ矢張編輯者トシテ届出デマシタ者
ヲ指ス趣旨デアリマスカラ、此點ハ別段新聞
社方面ニ於キマシテモ、ヒドク心配スル
必要ハナカラウカト思フノデアリマス、ソ
レカラ第四ノ御質問ハ、二十七條ノ戰時事
變ノ場合ニ於ケル、即チ禁止制限ノ處分ニ
關スルコトデアリマシタ、是ハ御說ノ通り
一見不必要十規定ノヤウニ見エルノデアリ
マス、見エルノデアリマスケレドモ、是ハ
第五條ノ第四項ニ比較シ、更ニ第二十八條
乃至三十條ノ規定ニ比較シマシテ、各
シ「トアリマシテ、機密ハ祕密ト云フ文字
ト區別シテ使フテアル積リデアリマス、此
機密ノ方ガ重要性ヲ帶ビテ居ルノデアリマ
スカラ、是ハ若シ此規定ニ違反致シマシタ
ナラバ、一面ニ處罰シマスルガ、又一面ニ
其出版物ヲ差押ヘルト云フ處分ヲ致スノデ
アリマス、而シテ二十八條ハ是亦御承知ノ

面ヲ見テ直ニ之ニ對シテ發賣禁止ヲ行フ、
發賣禁止ヲ行ハレタ場合ニ於テハ、新聞社
ノ方デハ、全部是迄ヤツタ仕事ガ徒勞ニ歸

〔國務大臣安達謙藏君登壇〕

ナ仕組ノ法案ニナフテ居リマスカラ、御心配ノヤウナコトハ先づ以テナカラウト思ノデアリマス、ソレカラ第五條ノ編輯者ト

如ク、平時ノ場合ヲ規定シタルモノアリマス、而シテ是ハ二十五條ノ第六號ト違ヒマシテ、誇大ノ事實デナクテ、事實ノ有リ

ノ儘デアッテモ、治安維持上重大ナル影響ヲ及ボス虞アル事件ニ關シマシテハ、豫メ禁止シ制限ヲ致スノデアリマス、隨テ其範圍ト云フモノガ異シテ居ルノデアリマス、二十九條以下三十條迄ノ祕密モ、是亦先程申シマシタ如ク、所謂機密ニ屬セナイ所ノ、比較的輕イ意味ノ祕密デゴザイマシテ、是ハ一般ノ各種ノ法令ヲ綜合致シマシテ、サウ云フ趣旨ニ解釋出来ルノデアリマスガ、是ハ申シテ宜イコトデアルカドウカ知リマセヌケレドモ、此二十九條ノ軍事上ノ祕密ト云フヤウナコトハ、其當時ニ於テハ、祕密デアッテモ、後デハ祕密デナクナル、例ヘバ大演習ノスル時分ニ、新聞紙ガ之ニ先ダッテ、大演習計畫ヲ書イテシマッタラバ、殆ド演習ト云フモノハ出來ナクナル、サウ云フ時分ニ、之ニ依ツテ豫メ禁止スルノデアリマス、又外交上ノ事デモ、外國使臣ノ行動ナドハ、ドウモ機密ト云フ種類ニハ屬シナイケレドモ、矢張祕密ト云フ種類ニハ、屬シヤウト思フ、是ハ矢張外務大臣ノ命ヲ以チマシテ、之ヲ禁止シ制限シテ、豫メ是ハヤルノデアリマス、而シテ第二十七條ノ、戰時事變其他特ニ必要アル場合ニ於キマシテハ、是ハ稍重要性ヲ帶ビテ居リマシテ、勅令ノ定ムル所——是ハ今カラ勅令ヲ作ツテ置クト云フ譯デハアリマセズシテ、戰時事變、其他特ニ必要ナル場合ハ、豫メ其氣配ハ數日前カラ分ルノデアリマスカラ、其時分ニハ豫メ數日前ニ作ルト云フコトニナラウト存ジマス、而シテ此條項ハ、内務大臣ダケノ關係デハナクシテ、關係大臣ト内務大臣トノ連署デヤルコトニナルコト、思ヒマス、コトニナラウト思ヒマス、陸軍ノ事ハ内務大臣ト陸軍大臣、海軍ノ事ハ内務大臣ト海軍大臣、又外交ノ事ハ内務大臣ト外務大臣トノ連署デヤルコトニナルコト、思ヒマス、

ソレカラ第二十五條ノ第五項デアリマス、
第五項ノ中ニ「被疑者ヲ賞恤シ若ハ陥害ス
ガ宜クハナイカト云フ御議論テ、是ハ昨年
モ承リマシタ、一應御尤ト思ハレル點モアリ
リマスケレドモ、御承知ノ通り、被疑者ト云
云フモノハ、總テガサウデハアリマセヌ
ガ、大部分ニ於キマシテ矢張刑事被害人ニ
ナルベキ徑路ヲ辿ル者デアリマシテ、特ニ
此事ニ付キマシテハ「犯罪事實ニ付」ト云フ
ツノ制限ガ加ヘテアリマス、犯罪事實ニ付
キ賞恤シ、又ハ陥害シテハ相成ラスト云フ
コトニナルノデアリマス、之ニ付テ賞恤陷
害致シマスルト云フト、警察ノ任ニ當ルテ
居ル者ガ、動モスレバ此出版物ノ記事ニ迷
ハサレテ——迷ハサレルト云フ人モ多分ナ
カラウトハ思ヒマスルガ、サウ云フ虞ガア
ル、而シテ其事實ノ真相ヲ摑ムコトヲ誤ル
虞ガ無イトモ限リマセヌカラ、是ハ矢張入
レテ置イタ方ガ宜シイノデハナイカト、斯
様ニ考ヘル次第デゴザイマス、第七ニ虛偽ア
ル、而シテ其事實ノ真相ヲ摑ムコトヲ誤ル
虞ガ無イトモ限リマセヌカラ、是ハ矢張入
縛ルノハ餘リ酷イデハナイカト云フ御言葉
デアリマシタケレドモ、虛偽又ハ誇大ノ事
項バカリデハ取締ヲ致サヌノデアリマス、
虛偽又ハ誇大ノ事項ニシテ、且ツ社會ノ不
安ヲ惹起スルト云フ條件ガ加バ場合ニ、
第二十五條ニ依テ處罰ラスルト云フコト
ニナルノデアリマスカラ、此點ハ心配スル
程ノ虞ノアルモノトハ私共考ヘテ居ナイノ
デアリマス、而シテ二十五條第七項ノ善良
ノ風俗ヲ害スル事項ニ付キマシテハ、是ハ
ミハ特別ニ獨立ノ法制ヲ以テ取締テ居ル
ト云フノガ、英國、米國ニ於ケル實狀デゴ
ザイマシテ、是ハ矢張斯ノ如ク規定スルコ
トガ、帝國ノ現状ト致シマシテ適當デアラ

ウト考ヘタ次第デアリマス、第八ハ發賣禁
止ノ事デアリマスガ、發賣禁止ノ事ハ、現
行ノ出版法ヤ新聞紙法ニ較ブレバ、今回提
出シテ御協賛ヲ願ヒマス所ノ、此法案ノ方
ガ遙ニ緩和サレテ居ルノデアリマス、即チ
第三十三條ノ關係ニ於キマシテ禁止致シマ
ス時分ニハ、先ヅ其事項ヲ掲載シタル個所
ヲ指摘スルコトニナツテ居リマス、若シ已
ムヲ得ズ其指摘が出来又場合ニ於テハ、其
一部ヲ指摘シテ發賣頒布ヲ禁止致シ、又必
要ノアル場合ニ於テ差押ヲスルノデ、何デ
モ發賣禁止ト差押ヲ一緒ニスルノデハナ
イ、禁止ハシテモ差押ヲシナイ場合ガアル、
必要ノアル場合ニ於テノミ差押ヲ致スト云
フコトニナツテ居リマスノミナラズ、此禁
止シタ事項ニ關係ノ無イ個所ハ切取シテ、
請求ニ依リ還付スルコトニナツテ居リマス
カラ、此點ガ餘程緩和サレテ居リマシテ、
當業者ト致シマシテ非常ナ便宜ノアルコト
ト存ジマス、第九ニ諮詢會ノヤウナモノヲ
内務省内ニ設ケテ、之ヲ諮詢タラバドウ
カト云フコトデアリマス、是ハ昨年知名ノ
文士菊池寛君其他ノ人ヒガ寄リマシテ、此
案ヲ内務省ニ提倡致サレタコトガアリマ
ス、是ハ私共ト致シマシテハ、傾聽スペキ
ツノ議論デアラウト思ヒマスケレドモ、
之ヲ致スニ暇ノナイ出版物、例へバ新聞雜
誌ノ如キハ、ソンナコトヲシテ居ルコトノ
出來ナイヤウナ種類ノ物デアリマス、又出
來ル種類ノ出版物、單行本ナドハサウニ云フ
手續ヲ執ル暇ガナイト云フコトモ言ヘナイ
ノデアリマスケレドモ、之ヲ愈、實行スル
ニ付キマシテハ、多少困難モ伴ヒマスノデ、
マダ其運ビニハ至ラナイノデアリマス、而
シテ第十二最後ノ御尋ト致シマシテ、サウ
云フコトモアルカラ若シ内務當局ガ其處置
ヲ誤ツタナラバ、其損害ヲ賠償シタラ宜シ
イデハナイカト云フ御尋デアリマスガ、此
損害賠償ノ事ニナリマスト、一般ノ權力行

爲ノ發動ニ對シマシテ、損害賠償ヲ許スヤ
否ヤト云フコトハ、當局トシテハ非常ト大
問題デアリマシテ、之ヲヤルコトニナリマ
スト、非常ナ混雜ヲ惹起スルコトニナリマ
スルノデ一應御尤ノヤウナ御意見デアリ
マスガ、是ハ實行到底困難デアリマスカ
ラ、左様御諒承ヲ願致シマス(拍手)
○原夫次郎君 鈴木政府委員ノ御答辯ハ先
づ八十點位ノ價ガアル、後ノ二十點ハ委員
會デ何レ御尋致スコトニ致シマス
○副議長(小泉又次郎君) 原惣兵衛君
○原惣兵衛君 司法大臣ノ御出席ヲ願ヒタ
イト思ヒマス
○副議長(小泉又次郎君) 司法大臣ハ只今
貴族院ノ委員會ニ出席中デアリマス、本議場
ニハ政府委員ガ出席サレテ居リマス
〔原惣兵衛君登壇〕
○原惣兵衛君 先づ此出版法ニ付キマシテ
ハ、我ガ同僚ノ星島議員カラ質問ヲ致シマ
シテ、之ニ對スル所ノ内務大臣ノ御答辯ガ
サッパリ吾々ニハ分ラナイ、ソレカラ先づ
内務大臣ガ恐ラクハ分ッテ居ラレナイトイ云
フコトハ、此前ニ朗讀ヲサレタノデアリマ
スカラ、内務大臣自身ガ分ラナイ、分ラナ
イ法案ヲ提案スルト云フコトハ、實ニ不見
識極マルモノトハ思フノデアリマス、而
モ此内務大臣ノ私ハ少クトモ委員會ニ御出
マシニナルマデニ、相當ノ見識ト相當ノ識
見トイ以テ、十分ナル御調査ヲ先づシテ戴
キタイト云フコトヲ御注意申シテ置キマ
ス、御尋致シタイ事ハ、私ハ星島君ガ登
テ最早ヤツタノデアルカラ、相當理解ヲス
レバ吾々モ登ルノデナインデアリマスケレ
ドモ、殊ニ吾々憲法上ニ於テ一番ヤカマシ
イ言論ノ自由、斯ウ云フモノニ付テハ出版
取締法ガ上程サレテ、從來ノ出版法規ヨリ
モマダ重イ刑罰ヲ科スル、殊ニ第四十六條
ノ罰則ノ規定ヲ見マシテモ三年——二年以
下ノ體刑ノミヲ科シテ居ルト云フ状態ニ

ナシテ居ル、斯ウ云フ重大ナル法規ヲ説明スル時ニ當シテ、司法大臣自身モ此ニ出テ居ナイト云フコトハ、私ハ先ソ本當ニ此重ナル、憲法政治ノ上カラ見テモ大問題ヲ上程シテ、全ク政府ハ本當ノ説明ノ任ニ當ルド云フ御意思ハ無イモノト私ハ思テ居リマス、而モ今私ハ兩者ニ關係スル主ナル點ヲ内務大臣ニ御説明ヲ願ヒタイ點ハ、第ニ十五條ノ第三號ノ「憲法上ノ政治組織ノ大綱ヲ不法ニ變革シ又ハ私有財産制度ヲ否認セントスル事項」此事項ニ付テハ特ニ四十六條デ、二年以下ノ體刑ヲ科シテ居ルノデアリマス、是ハ重大ナル問題デ、罰金刑ヲ不法ニ變革シトアッテ、其次ニ「私有財產制度ヲ否認セントスル事項」トアリマス、此二ツノ區劃ハ如何ナル意味デアルカ「政治組織ノ大綱ヲ不法ニ」私有財產制度ニハ不法ト云フコトガ入レテアリマセヌ、唯、否認トアル、吾々私有財產ヲ否認スルト云フ事ハ——是ハ憲法上ニ於ケル所ノ大綱、吾々ノ社會組織ノ基礎ヲ成ス所ノモノデアル思ウテ居ルノデアリマスガ、此私有財產制度ヲ否認スルト云フコトハ如何ナルモノデアルカ、之ヲ一般的ニ此所ニ定メテアルソレヲハッキリト御答辯ヲ願ヒタイノデアリマス、殊ニ「社會ノ不安ヲ惹起シ」ト云フ、此惹起スルト云フ程度ハ如何ナルモノデアルカ、之ヲ一般的ニ此所ニ定メテアルソレカラズ、又次ニ二十八條ニ於テモ「治安維持上重大ナル影響ヲ及ボスノ虞アル事件ニ關シ特ニ事項ヲ指シテ」トアリマスカラ、一般的ニ定メタ程度、吾々茲デ御伺シタイノハ事實ノ問題デナクシテ、法律上ノ法律問題デアリマスルガ故ニ、其程度ハ如何ナルモノデアルカト云フコトヲ明確ナル御答辯ヲ願ヒタイト思フノデアリマス、而シテ第四十六條ニ於ケル所ノ此重大ナルトアル、一方ハ私有財產制度ヲ否認スル事項トアリマス、私ハ一例ヲ以テ御話致シマス、現在アル土地——土地國有ト云フモノハ私有財產制度デハ許サナイ、之ヲ國家ノ制度ノ下ニ於ケル所ノ、國有財產制度ニシヤウト云フヤウナコトヲ、若シ新聞ニ書現シタ場合ニ、果シテ是ハ正當ナル議論ト思トアル、一方ハ私有財產制度ヲ否認スル事項トアリマスガ、斯ウ云フ場合ニ於テモ尚未之ヲ二年以下ノ體刑ニ處セナケレバナラスト云フ程重大ナルカ、斯ウ云フ第三ノ事項ニ付テノ體刑ヲ以テ科シ、而モ政治組

織ノ大綱ノ中ニ私有財產制度ヲ八レナインスル時ニ當シテ、司法大臣自身モ此ニ出テ居ナイト云フコトハ、私ハ先ソ本當ニ此重ナル、憲法政治ノ上カラ見テモ大問題ヲ上程シテ、全ク政府ハ本當ノ説明ノ任ニ當ルド云フ御意思ハ無イモノト私ハ思テ居リマス、而モ今私ハ兩者ニ關係スル主ナル點ヲ内務大臣ニ御説明ヲ願ヒタイ點ハ、第ニ十五條ノ第三號ノ「社會ノ不安ヲ惹起シ」ト云フコト、我が同僚加藤君ノ質問ニ對シテハ内務大臣ハ、是ハ檢事が犯罪ノ捜査ヲスルニ必要ナルコトデアッテ、捜査上必要アーラカラ禁止ヲシタノデアルト云フ御説明デアリマシタガ、私ハソレハ寧ロ第五號ニ入ルベキコトデアッテ「社會ノ不安ヲ惹起シ」ト云フ此條項デナイト思フ、若モ貴方ノ御説デアッタガ、第五ノ條項ト云フモノハ必要ノ無イコトニナルト思ヒマスガ、此第五ト第六トノ區別ハ如何ナルモノデアルカ、ソレヲハッキリト御答辯ヲ願ヒタイノデアリマス、殊ニ「社會ノ不安ヲ惹起シ」ト云フ、此惹起スルト云フ程度ハ如何ナルモノデアルカ、之ヲ一般的ニ此所ニ定メテアルソレカラズ、又次ニ二十八條ニ於テモ「治安維持上重大ナル影響ヲ及ボスノ虞アル事件ニ關シ特ニ事項ヲ指シテ」トアリマスカラ、一般的ニ定メタ程度、吾々茲デ御伺シタイノハ事實ノ問題デナクシテ、法律上ノ法律問題デアリマスルガ故ニ、其程度ハ如何ナルモノデアルカト云フコトヲ明確ナル御答辯ヲ願ヒタイト思フノデアリマス、而シテ第四十六條ニ於ケル所ノ此重大ナルトアル、一方ハ私有財產制度ヲ否認スル事項トアリマスガ、斯ウ云フ場合ニ於テモ尚未之ヲ二年以下ノ體刑ヲ科ス、即チ二十五條ノ第三號ノ「憲法上ノ政治組織ノ大綱」ト云フ此規定、此爲ニ體刑ヲ科シテ居ル此範圍が明確デナケレバ、私ハ罰金刑ヲナイ體刑ヲ以テスルト云フコトハ重大ナルコトデアリマスカラ、司法大臣ハ何故ニ之ニ體刑ヲ科スカ、内務大臣ハ此二ツノ條項ハ如何ナル區別ガアルカ、斯様ナルガ故ニ之ニ體刑ヲ科サナケレバナラヌト云フ點ニ付テ、内務大臣ノ御答辯ヲ願

○副議長(小泉又次郎君) 只今原君ノ御問キリシタ答辯ヲ願ヒタイノデアリマス、今一ツハ第六號ニ「社會ノ不安ヲ惹起シ」ト云フコト、我ガ同僚加藤君ノ質問ニ對シテハ内務大臣ハ、是ハ檢事が犯罪ノ捜査ヲスルニ必要ナルコトデアッテ、捜査上必要アーラカラ禁止ヲシタノデアルト云フ御説明デアリマシタガ、私ハソレハ寧ロ第五號ニ入ルベキコトデアッテ「社會ノ不安ヲ惹起シ」ト云フ此條項デナイト思フ、若モ貴方ノ御説デアッタガ、第五ノ條項ト云フモノハ必要ノ無イコトニナルト思ヒマスガ、此第五ト第六トノ區別ハ如何ナルモノデアルカ、之ヲ一般的ニ此所ニ定メテアルソレヲハッキリト御答辯ヲ願ヒタイノデアリマス、殊ニ「社會ノ不安ヲ惹起シ」ト云フ、此惹起スルト云フ程度ハ如何ナルモノデアルカ、之ヲ一般的ニ此所ニ定メテアルソレカラズ、又次ニ二十八條ニ於テモ「治安維持上重大ナル影響ヲ及ボスノ虞アル事件ニ關シ特ニ事項ヲ指シテ」トアリマスカラ、一般的ニ定メタ程度、吾々茲デ御伺シタイノハ事實ノ問題デナクシテ、法律上ノ法律問題デアリマスルガ故ニ、其程度ハ如何ナルモノデアルカト云フコトヲ明確ナル御答辯ヲ願ヒタイト思フノデアリマス、而シテ第四十六條ニ於ケル所ノ此重大ナルトアル、一方ハ私有財產制度ヲ否認スル事項トアリマスガ、斯ウ云フ場合ニ於テモ尚未之ヲ二年以下ノ體刑ヲ科ス、即チ二十五條ノ第三號ノ「憲法上ノ政治組織ノ大綱」ト云フ此規定、此爲ニ體刑ヲ科シテ居ル此範圍が明確デナケレバ、私ハ罰金刑ヲナイ體刑ヲ以テスルト云フコトハ重大ナルコトデアリマスカラ、司法大臣ハ何故ニ之ニ體刑ヲ科スカ、内務大臣ハ此二ツノ條項ハ如何ナル區別ガアルカ、斯様ナルガ故ニ之ニ體刑ヲ科サナケレバナラヌト云フ點ニ付テ、内務大臣ノ御答辯ヲ願

○副議長(小泉又次郎君) 本邦政府委員
〔政府委員本田恒之君登壇〕
○政府委員(本田恒之君) 司法大臣ガ貴族院ニ出席中デアリマスカラ、私カラ御答致シマス、原君ガ司法大臣ニ御質問ニナシタ要旨ハ、現行法ニ於テ、出版法ニ於テ二年ノ刑ニ處セラレテ居ル所ノ犯罪、即チ朝憲スル事項デアルト云フコトハ、此二ツノ條項ハ如何ナル區別ガアルカ、斯様ナルガ故ニ之ニ體刑ヲ科サナケレバナラヌト云フ點ニ付テ、内務大臣ノ御答辯ヲ願

○原惣兵衛君 先ソ内務大臣ニ私ガ御尋シタノハ、憲法上ノ政治組織ノ大綱ト云フコト、私有財產制度ヲ否認セント云フ、此二ツニ分ケタ理由ハ如何ナルモノデアルカ、其ニツニ分ケテ何所ガ違フノデアルカ、私ハ私有財產制度ヲ撤去、否認スルト云フ

コトハ、我が憲法上ノ所謂政治組織ノ大綱ヲ爲スモノデアルト、私ハ斯ウ解釋致シテ居ル者デアリマスカラ、其違フト云フ點ハ如何ニ違フトカ、又之ヲ何故不法ニ否認セントスル、不法ト云フ字ヲ入レナイノカ、今安達内務大臣ハ曰ク、二院制度ヲ一院制度ニスルモノダト仰セラレタガ、例ヘバ我が政治上二院制度ヲ一院制度ニスルト云フ法律上ノ解釋カラ之ヲ主張シテモ、私共ハ勿論問題ニナラナイト思フノデアリマス、ソレ故ニ私ハ不法ニ變革スルト云フコトヲ、其私有財產制度ニ於テ、不法ト云フ字ガ無イノハ、如何ナル意味デアルカ、即チ此ニツノ區別ヲ明確ニシテ吳レト申シタノデアリマス、今一ツハ、第五ト第六ノ區別ハ何所ニ在ルカ、何方ノ條項ニ當ルノカト云フコトヲ御尋シタノデアル、之ニ對シテモ、チヨットモ何等明確ナル御答辯ヲ見出シ得ナイノデアリマス、ソレカラ司法次官ノ仰セニハ、法條ヲ折角見ロトノ仰セデアリマスガ、ソレヨリ貴方が御覽ニナシテ居ナイノデハアリマスカ、私ハ第三號ノ憲法上ノ政治組織ノ大綱ヲ不法ニ變革シ、又ハ私有財產制度ヲ不法ニ否認セントスル事項、此事項ニ付テハ特ニ二年以下ノ體刑ニナシテ居リマス、此重大ナル今言シタ私有財產制度、土地國有論ト云フヤウナモノヲ出シタト云フコトニ依ツテ、所謂新聞紙全體ノ著作人及其編輯人ガ、二年以下ノ體刑ニナルトナイデ、私ニ見ロト云フコトハドウ云フコトデアルカ、特ニ司法次官ガ茲ニ説明ナサルニ、自分自身能ク御覽ニナシテ居ナイ、第ニ規定ハ重大デアリマスカラ、所謂司法内務相提携シテ、明確ナル御答辯ヲ願ヒ

コトハ、我カ憲法上ノ所謂政治組織ノ大綱

ヲ爲スモノデアルト、私ハ斯ウ解釋致シテ居ル者デアリマスカラ、其違フト云フ點ハ如何ニ違フトカ、又之ヲ何故不法ニ否認セントスル、不法ト云フ字ヲ入レナイノカ、

今安達内務大臣ハ曰ク、二院制度ヲ一院制度ニスルモノダト仰セラレタガ、例ヘバ我

ガ政治上二院制度ヲ一院制度ニスルト云フ法律上ノ解釋カラ之ヲ主張シテモ、私共ハ勿論問題ニナラナイト思フノデアリマス、

ソレ故ニ私ハ不法ニ變革スルト云フコトヲ、其私有財產制度ニ於テ、不法ト云フ字ガ無イノハ、如何ナル意味デアルカ、即チ此ニツノ區別ヲ明確ニシテ吳レト申シタノデアリマス、今一ツハ、第五ト第六ノ區別ハ何所ニ在ルカ、何方ノ條項ニ當ルノカト云フコトヲ御尋シタノデアル、之ニ對シテモ、チヨットモ何等明確ナル御答辯ヲ見出シ得ナイノデアリマス、ソレカラ司法次官ノ仰セニハ、法條ヲ折角見ロトノ仰セデアリマスガ、ソレヨリ貴方が御覽ニナシテ居ナイノデハアリマスカ、私ハ第三號ノ憲法上ノ政治組織ノ大綱ヲ不法ニ變革シ、又ハ私有財產制度ヲ不法ニ否認セントスル事項、此事項ニ付テハ特ニ二年以下ノ體刑ニナシテ居リマス、此重大ナル今言シタ私有財產制度、土地國有論ト云フヤウナモノヲ出シタト云フコトニ依ツテ、所謂新聞紙全體ノ著作人及其編輯人ガ、二年以下ノ體刑ニナルトナイデ、私ニ見ロト云フコトハドウ云フコトデアルカ、特ニ司法次官ガ茲ニ説明ナサルニ、自分自身能ク御覽ニナシテ居ナイ、第ニ規定ハ重大デアリマスカラ、所謂司法内務相提携シテ、明確ナル御答辯ヲ願ヒ

タイト思ヒマス（拍手、一答辯ノ必要ナシ）

「必要ナシト云フコトガアルカ」ト呼フ者アリ、發言者多シ

○副議長（小泉又次郎君） 静肅ニ願ヒマス（國務大臣安達謙藏君登壇）

○國務大臣（安達謙藏君） 先ニ御詫シタコトニ大體ハ盡キテ居ルト思フ、土地國有論ヲ…

「〔分ルヤウニ言ヘ〕『靜肅ニ』ト呼フ者アリ發言者多シ」

○副議長（小泉又次郎君） 靜肅ニ願ヒマス（國務大臣安達謙藏君登壇）

○國務大臣（安達謙藏君） 先ニ御詫シタコトニ大體ハ盡キテ居ルト思フ、土地國有論ヲ…

アルト云フコトハ、申上ゲル迄モアリマセヌ、ソレデ特ニ此項ダケヲ抜イテ、二年ノ重キ刑ニ處シタ云フノハ、其權衡ヲ失フ

ヤ否ヤト云フノハ御意見デアリマス、自カラ是ハ茲ニ排列シテアル所ヲ能ク御覽ニナリマスレバ、吾々ハ其權衡宜シキヲ得テ居ルト云フ考デアリマス、是ダケヲ申上ゲテ置キマス

○原惣兵衛君 登壇） 「原惣兵衛君登壇」

○原惣兵衛君 基ダ三度本員ク壇上ニ立タ

ネバナラヌノハ、實ニ遺憾トスル所デアリマス、併ナガラ如何ニセシ内務大臣ハ所謂私

唯、ソレヲ唱ヘマシテ、直ニ是ガ此條項ニ當嵌マルヤウナコトハ萬々ナイト思ヒマス、原サンハ土地國有論ガ、直ニ是ガ罰セラレタコトガアルト言フ、サウ云フコトハ萬々ナイト思ヒマス、ソレデ私有財產制度ヲ否認セントスルコトノ事項ハ御分リダラウト思フ、治安維持法ニ於テ既ニ斯ウ云フ條項ヲ認メテ居ルノデアリマス、ソレト同一ノ意味デアルノデアリマス

（政府委員本田恒之君登壇）

○政府委員（本田恒之君） 重ネテノ原君ノ御尋ニ御答申上ゲマス、原君ノ御質問ノ要旨ヲ、實ハ或ハ私承リ達テ居タカモ知レ

マセヌケレドモ、只今ノ仰セニ依ツテ見マスレバ、二十五條ノ第三號、憲法上ノ政治

組織ノ大綱ヲ不法ニ變革シ云々トアル條項ヲ、實ハ或ハ私承リ達テ居タカモ知レ

マセヌケレドモ、只今ノ仰セニ依ツテ見マス、原君ノ御質問ノ要旨ヲ、實ハ或ハ私承リ達テ居タカモ知レ

マセヌケレドモ、只今ノ仰セニ依ツテ見マス、原君ノ御質問ノ要旨ヲ、實ハ或ハ私承リ達テ居タカモ知レ

マセヌケレドモ、只今ノ仰セニ依ツテ見マス、原君ノ御質問ノ要旨ヲ、實ハ或ハ私承リ達テ居タカモ知レ

マセヌケレドモ、只今ノ仰セニ依ツテ見マス、原君ノ御質問ノ要旨ヲ、實ハ或ハ私承リ達テ居タカモ知レ

マセヌケレドモ、只今ノ仰セニ依ツテ見マス、原君ノ御質問ノ要旨ヲ、實ハ或ハ私承リ達テ居タカモ知レ

○副議長（小泉又次郎君） 静肅ニ願ヒマス（鈴木富士彌君登壇）

○政府委員（鈴木富士彌君） 無禮ナコトヲ

ヲ求メマス（發言者多シ）

○副議長（小泉又次郎君） 静肅ニ願ヒマス（政府委員鈴木富士彌君登壇）

——私ハ政府委員ノ權能ヲ以テヤリマス

（發言者多シ）

○副議長（小泉又次郎君） 静肅ニ願ヒマス（鈴木君）

○政府委員（鈴木富士彌君） 申上ゲマス、

——ト言ヒマシタコトハ取消シマス、ソレ

デ原サンノ御質問ハ頗ル重大ナ事デアリマス、重大デアリマスルガ、原サンガ私有財

産制度ト云フコトハ、憲法上ノ政治組織ノ大綱ノ中ニ入ラテ居ルデハナイカト云フ御言葉デゴザイマシタ、其入ラテル居ルト云フ

根拠ハ定メテ憲法第二十七條ヲ指サレルノデアラウト存ジマス、即チ憲法第二十七條ニ「日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルコトナシ」ト斯ウ書イテアルカラ、私有財產制

ウニ思ヒマスルガ、先程内務大臣カラ、舉
ゲラレマシタ例ニ付テハ、五號ニ屬スルノ
デハナイト云フヤウナ御詫デアリマシタ
ガ、此實例ハ私先程一寸聽波ラシマシタカ
ラ、能ク分リマセヌガ、兎ニ角五號ト六號
トハ原サンノ透徹セル法律的御解釋ニ依レ
バ、極メテ明瞭ニ分ルト思フノデアリマス
カラ、何レ詳シイコトハ、委員會ニ於キマ
シテ申上ダルコトニ致シタイト思ヒマス、
(拍手)

ノハ殆ド分ラナイ、唯、「社會ノ不安」ト云
ヘバ分ルヤウデアツテ、實察新聞ヲ編纂スル
人ニナルト、此「社會ノ不安」ト云フ程度ガ
ドノ程度ニ於テ取締ヲ受ケルノデアルカ、
シ又ハ私有財產制度ヲ否認セントスル事
項」此質問ニ對シテソレハ治安維持法ニア
ルカラデアル、治安維持法ニアルコトハ吾
吾モ承知シテ居ル、併ナガラ政府ハ治安維
持法ニ其事項ガ記載セラレテアル以上ハ、
其治安維持法ト同ジ意味ダト云フナラバ、
内務大臣ノ口カラシテ此一定セル解釋ト云
フモノヲ、此壇上ニ於テ説明スペキ義務ガ
アル、然ルニ其點モ唯茫漠トシテ治安維
持法ニアルデハナイカト云フヤウナ答辯ヲ
ナサル、其他本案ニ付テ先程來ノ同僚諸君
ノ質問ニ對スル政府ノ應答ト云フモノハ、
全ク要領ヲ得ザルニミナラズ、誠意ヲ缺イ
テ居ルヤウニ私ハ感ズルノデアリマス、斯
ノ如キ重大ナル意義ヲ有スル所ノ法律案
ガ、十分徹底セル所ノ政府ノ解釋ヲ聽クコ
トヲ得ズシテ、委員會ニ付セラレルト云フ
ヤウナコトハ、吾々甚ダ遺憾ニ思フ、此場
合ニ於テ私ハ内務大臣ニ質問致スノデアル
ガ（質問ハ許サヌ）ト呼フ者アリ）政府ハ案
ヲ十分ニ説明シ得ルヤウニ、政府ノ意見ヲ
統一シ研究ヲ進メラレテ、再び提出スルト
シテモ、一時之ヲ撤回スルノ御意思ガ無イ
カ、是ハ議事進行上ノ必要ヨリ起タ質問
デゴザイマスカラ、内務大臣ノ誠意アル御
答辯ヲ望ミマス

○副議長（小泉又次郎君）是ニテ質疑ハ終了致シマシタ、日程第一、右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス
○砂田重政君 吾々ハ甚ダ此案ニ對シテ遺憾ニ感ジマスルガ、議事ノ規定ニ依リマシテ特ニ十八名ノ委員トシ、議長ニ於テ之ヲ指名セラレンコトヲ望ミマス
○副議長（小泉又次郎君） 砂田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○副議長（小泉又次郎君） 御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第三、海外移住組合法案ノ第一讀會ヲ開キマス、幣原外務大臣
第一條 海外移住組合法案（政府提出）
第一讀會
海外移住組合法
第一條 海外移住組合ハ組合員又ハ組合員ト同一ノ家ニ在ル者ノ海外移住ヲ助成スルヲ以テ目的トス
組合ハ法人トシ其ノ組織ハ有限責任トス
第一條 組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ併セ行フ
一 組合員又ハ組合員ト同一ノ家ニ在ル者ノ海外移住ニ必要ナル資金ヲ組合員又ハ組合員ト同一ノ家ニ在ル者ニ貸付スルコト

第三 海外移住組合法案(政府提出)

第一讀會

海外移住組合法案

第一條 海外移住組合ハ組合員又ハ組合員ト同一ノ家ニ在ル者ノ海外移住ヲ助成スルヲ以テ目的トス

第一條 組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ

一組合員又八

ル者ノ海外移住ニ必要ナル資金ヲ組
合員又ハ組合員ト同一人家ニ在ル者

二貸付スルコト

二 組合員又ハ組合員ト同一ノ家ニ在ル者ノ海外移住ニ必要ナル土地、建物其ノ他ノ物件ヲ取得シ又ハ借受ケ之ヲ組合員又ハ組合員ト同一ノ家ニ在ル者ニ譲渡シ又ハ利用セシムルコト
在ル者ニ得セシムルコト
三 組合員又ハ組合員ト同一ノ家ニ在ル者ノ海外移住ニ必要ナル賃金ノ便宣ヲ組合員又ハ組合員ト同一ノ家ニ在ル者ニ得セシムルコト
組合ハ前項ニ規定スルモノノ外學校、病院、倉庫其ノ他組合員又ハ組合員ト同一ノ家ニ在ル者ノ海外移住ニ必要ナル事業ヲ行フコトヲ得
組合ハ第一項ノ規定ニ依リ取得シ又ハ借受ケタル土地、建物其ノ他ノ物件ヲ組合員又ハ組合員ト同一ノ家ニ在ル者以外ノ者ニシテ海外ニ在住スル者ニ對シニ譲渡シ又ハ利用セシムルニ至ル迄利
用スルコトヲ得
第四條 組合ハ一區域一個ニ限り之ヲ設立スルコトヲ得
第五條 組合員ハ組合ニ關スル一切ノ行為ヲ代理スペキ者ヲ定メ之ヲ組合ニ届出デタル後ニ非ザレバ海外ニ移住スルコトヲ得ズ
組合員前項ニ規定スル代理人ハ當該組合ニ届出デズシテ海外ニ移住シタルトキハ組合ノ會議及組合ノ爲ス通知又ハ催告ニ關スル一切ノ權利ヲ拠棄シタルモノト
前二項ニ規定スル代理人ハ當該組合ノ看做ス

區域内ニ居住スル組合員タルコトヲ要

ス

第六條 組合ノ理事及監事ハ地方長官ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ海外ニ移住ス

クルコトヲ得ズ

第七條 海外移住組合ハ共同シテ其ノ目的ヲ達スル爲海外移住組合聯合會ヲ設

クルコトヲ得

聯合會ハ法人トシ其ノ組織ハ有限責任

トス

第八條 聯合會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左

ノ事業ヲ併セ行フ

一 海外移住組合ノ普及、發達及聯絡

ヲ圖ルコト

二 所屬海外移住組合ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト

三 所屬海外移住組合ガ組合員又ハ組員ト同一ノ家ニ在ル者ニ譲渡シ又ハ利用セシムルコト

ハ利用セシムベキ土地、建物其ノ他物件ヲ取得シ又ハ借受ク之ヲ所屬海外移住組合ニ譲渡シ又ハ利用セシムルコト

附 則

第二條第一項、第三項及第三條ノ規定ハ聯合會ニ之ヲ準用ス

第九條 聯合會ハ全國ヲ通ジテ一個トシ其ノ設立ハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第十條 海外移住組合以外ノ者ト雖モ定款ノ定ムル所ニ依リ聯合會ノ會員ト爲ルコトヲ得

第十一條 聯合會ノ理事及監事ハ會員タリ總會ニ於テ之ヲ選任スベシ但シ特別ノ規定ニ依リ會員ト爲リタル者ノ中ヨリ理由アルトキハ其ノ他ノ者ヨリ選任スルコトヲ得

前項但書ノ規定ニ依ル選任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十二條 聯合會ハ主務大臣之ヲ監督ス

第十三條 第六條ノ規定ハ聯合會ノ理事及監事ニ之ヲ準用ス但シ地方長官トアルハ主務大臣トス

第十四條 產業組合法第一條、第二條第一項、第四條第一項、第六條ノ二、第九條第二項、第十六條ノ六第二項、第四十二條、第四十六條ノ二、第四十六條ノ三、第四十九條、第五十八條、第六十八條、第七十六條乃至第七十七條

第七十九條、第八十條第一項、第八十一條但書及第八十二條乃至第九十二條

ノ規定ヲ除クノ外產業組合法中產業組合ニ關スル規定ハ海外移住組合ニ、同

法中產業組合聯合會ニ關スル規定ハ海外移住組合聯合會ニ付テハ同法第八十

一條ノ規定ニ依リ準用ス但シ海關スル規定中地方長官トアルハ主務大

臣トス

ムルコト

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(國務大臣男爵幣原喜重郎君) 只今議題
○國務大臣(男爵幣原喜重郎君) 只今議題
トナリマシタル法律案ハ、本邦人ガ企業ノ爲ニ海外ニ移住ヲ致シマスコトヲ便ナラシ
メントスルノ趣旨ニ出タルモノニアリマス、御承知ノ通り從來本邦人ノ海外移住較的ニ少カタノデアリマス、固ヨリ外國ハ多クハ單純ナル勞働ヲ目的トセルモノ

シテアリマシテ、企業ノ目的ヲ伴フ移住ハ比

トナリマシタル法律案ハ、本邦人ガ企業ノ爲ニ海外ニ移住ヲ致シマスコトヲ便ナラシ

ムルコトヲ得セシムルノ途ヲ開カネバナリ

マセヌ、又既ニ海外ニ移住セル勞働者ノ中

ニハ、其移住先ニ於キマシテ貨銀等ノ貯蓄

シテアリマシテ、獨立セル農業者其他ノ企業者ニ轉ゼントスルノ希望ヲ懷キナガラ、是

亦種々ノ事情ニ制セラレマシテ、其目的ヲ達

シ得ズニ居ル者ガ各地方ニ於テ少クハナイ

マスガ、是ト同時ニ企業ノ目的ヲ有スル移

民ノ爲ニ、其希望ヲ達セシムルコトヲ得セシムルコトノ途ヲ講ズルコトハ、今日ノ急務デアルト考ヘマス、近頃ノ傾向ニ見マスニ於キマシテ企業、殊ニ農業ヲ營マントスル者ガ漸次多クナツテ參ツタノデアリマスガ、此種ノ移住希望者ハ、概不中流農家ニ屬スルモノニアリマシテ、相當ノ教育ヲ受ケ、移住國ノ社會ニ比較的ニ早ク同化シ得ル所ノ素質ヲ備ヘ、海外ニ於ケル本邦移民ノ聲價ヲ自然ニ高メ得ル人ニデアリマス、斯ノ如キ人ガ外國ニ移住致シマシテ、資本ノ投下ト努力ノ供給トヲ併セ行ヒマスルニ

ヲ圖ルコト

ノ事態モ、亦移民ノ保護上必要ナルコトデ

トアルハ主務大臣トス

第十四條 產業組合法第一條、第二條第一項、第四條第一項、第六條ノ二、第九條第二項、第十六條ノ六第二項、第四十二條、第四十六條ノ二、第四十六條ノ三、第四十九條、第五十八條、第六十八條、第七十六條乃至第七十七條

ノ規定ヲ除クノ外產業組合法中產業組合ニ關スル規定ハ海外移住組合ニ、同

法中產業組合聯合會ニ付テハ同法第八十

一條ノ規定ニ依リ準用ス但シ海關スル規定中地方長官トアルハ主務大

臣トス

ムルコト

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(國務大臣男爵幣原喜重郎君) 只今議題

○國務大臣(男爵幣原喜重郎君) 只今議題

個々ノ獨力ヲ以テ致シマシテ、又其資力ニモ自ラ限リガアリマスルガ爲ニ、希望者達スルノニ困難ナル狀態ニ在ルノアリマス、隨テ此際法人格ヲ有スル特別ノ組合ヲ組織シテ、協同ノ力ヲ以テ共通ノ困難ニ打克シコトヲ得セシムルノ途ヲ開カネバナリ

マセヌ、又既ニ海外ニ移住セル勞働者ノ中

ニハ、其移住先ニ於キマシテ貨銀等ノ貯蓄

シテアリマシテ、獨立セル農業者其他ノ企業者ニ轉ゼントスルノ希望ヲ懷キナガラ、是

亦種々ノ事情ニ制セラレマシテ、其目的ヲ達

シ得ズニ居ル者ガ各地方ニ於テ少クハナイ

マスガ、是ト同時ニ企業ノ目的ヲ有スル移

勤者ノ中ニモ、追ニ同一ノ境遇ニ立ツ者ガ生ズルデアラウト思ハレマス、斯ル勞働移住者ノ獨立難ヲ救濟スルノ施設ヲ爲シマスアリマシテ、此法案ハ此種ノ勞働移住者ノ福利會進ノ目的ヲモ重ね有スルモノニアリマス、海外移住組合ハ產業組合ト共通ノ性質ヲ有スル事項ガ少クナイノデアリマスカラ、斯ノ如キ事項ニ付キマシテハ、此法案ニ於キマシテハ、產業組合法ノ規定ヲ其儘

移住組合ニ準用致スコト、致シテ居リマスルガ、其以外ニ於キマシテ、組合ノ目的ト

活動ノ範圍トニ至リテハ、移住組合ハ一般

產業組合ト違ク所ガ可ナリニ多イノデアリマスカラ、自然產業組合法ノ外ニ特別ノ

法規ヲ設クルノ必要ガ生ジテ參ツタノデアリマス、而シテ本法案ハ主トシテ此種ノ特別法規ヲ包含スルモノニアリマス、就キマシテハ、諸君ニ於カレマシテモ、何卒本案御審議ノ上、幸ニ御協賛ヲ與ヘラレンコトヲ望ミマス(拍手)

○副議長(小泉又次郎君) 本案ニ對シテ質疑ノ通告ガアリマス、順次發言ヲ許可致シ

マス、植原悅二郎君

○副議長(小泉又次郎君) 許可致シマス

○植原悅二郎君 極ク簡単デアリマスカラ

自席カラ質問ノ御許ヲ願ヒマス

○植原悅二郎君 極ク簡單デアリマスカラ

○副議長(小泉又次郎君) 許可致シマス

○植原悅二郎君 第一二此案ニ付テ御尋致シタイ事ハ、茲ニ海外移住組合法ノ中、海外ト規定シテ居ルノハ我國ノ領土以外ノ土地ヲ意味スルノカ如何カ、ソレヲ指定スル

意味ニ於テ此海外ト云フ文字ヲ御用ヒニナッカドウカ、之ヲ伺テ置キタイ、第二

ノ質問ト致シマシテハ、左様ナ意味デゴザイマシタナラバ、此移住組合法ヲ利用サレル所ノ我國ノ移民ヲ送リ得ル土地トシテ、只

今外務當局ガ略、豫想致シテ居リマスル所

ノ國ヒハ何處デアルカヲ御用シ願フコトガ
出来マスルナラバ、之ヲ伺シテ置キタイ、
次ニ御尋致シタイ事ハ、私共我國ノ人口問
題ヲ解決スル上ニ於テモ、我國ノ國力發展
ノ上カラ申シマシテモ、我ガ國民ガ出來得
ル限り海外ニ發展スルコトヲ希望スル者デ
アリマス、併ナガラ勤モスレバ折角出テ
行ノタ所ノ移民ガ海外ニ於テ排斥サレタ
リ、又ハ排斥問題ガ起リマスル時ニ於テ
ハ、我ガ外務當局ハ屢々事無カレ主義ヲ執
リマシテ、折角強イ根據ヲ作リマシタ我國
ノ移民、而モ合衆國沿岸ニ於ケルガ如キ移
民ガ、勤モスレバ棄民ノ取扱ヲサレルヤウ
ナ狀態ヲ過去ニ於テ現ハシテ居ルコトハ、
諸君御承知ノ通りアリマス、ソコデ海外
移民ヲ獎勵スル意味ニ於テ、種々ナル方法
ヲ講ズルコトニ於テ異論ハゴザイマセヌ
ガ、若シ此組合ガ出來マシタ場合ニ於テ
ハ、政府ハ之ニ對シテ、補助金デモ交付ス
ル所ノコトヲ豫想シテ居ルカ如何カト云フ
コトガ、私ノ第三ノ質問デアリマス、第四
ノ質問ト致シマシテハ、之ニ牽聯致シマシ
テ、從來我國ノ移民ノ爲ニ移民獎勵デアル
ト云テ、政府カラ補助ヲ與ヘテ居リマス
ル所ノモノガ、勤モスレバ海外ニ發展シヤ
ウトスル所ノ移住者其者ヲ利スルヨリハ、
寧口移民會社ヤ或ハ船會社ヲヨリ多ク利ス
ルガ如キ補助ノ結果ヲ來シテ居ルコトニ於
キマシテハ、此組合ノ理事者若クハ幹事ト
云フ者ヲ、ヨリ多ク利セシメルヤウナ虞
ノアルコトヲ十分豫防スルダケノ方策ガ
立テ居ルカドウカ、之ヲ伺ヒタイノデア
リマス、第五ノ質問トシテ伺ヒタイコト
ハ、何ト致シマシテモ我國ノ國土以外ノ土

ニ對シテ少クトモ永住的ノ觀念ヲ持タナケ
レバナリマセヌ、之ニ付テハ政府當局ニ於
テモ御異存ナイ事ト思フ、ソレ故ニ團體的
移民ハ過去ノ歴史ニ徵シマシテ、我國ノ領
土以外ノ所ニ於テハ、是ガ移民排斥若クハ
排日ノ因ヲ爲スコトガ屢々ニアリマス、此
法案ニ依リマスレバ、外國ニ我國ノ資本ヲ
投ズルコトニ於テ異議ガアルノデハアリマ
セヌ、質本ヲ投ジテ其處ニ送ル所ノ移民
ガ、而モ日本ニ於ケル所ノ組合ニ依シテ、其
財產ガ動モスレバ其將來ノ發展ヲモ左右サ
レル虞アルベキ所ノモノデアルコトヲ考ヘ
ナケレバナリマセヌ、左様ナ場合ニ於テ斯様
ナ組合ヲ造リマシテ、政府ガ之ニ補助ヲ與
ヘルト云フヤウナコトガアリマシテ、移民獎
勵ヲ爲ス場合ニ於テハ一ハ資本家ヲ利スル
コトニナリ、一ハ折角ノ移民其者ノ海外ニ
於テノ發展ヲ希望シツ、ソレヲ阻止スルコ
トニナル、移民ニ補助シヤウトシテ之ヲ補
助シ得ザルガ如キ結果ヲ生ズル虞アルコト
ヲ懸念スル者デアリマスガ、之ニ對スル政
府ノ御所見ヲ伺ヒタイ、次ニ伺ヒタイコト
ハ、第四條ノ組合ノ一區域トシテ居リマス所
ノ——一區域一個ニ限り組合ヲ設立スルト
云フ規定ガアリマスガ、此一區域ノ範圍ハ
ドノ位ノコトヲ豫想シテ居ラレマスカ、其
點ヲ伺ヒタイ、之ニ對シテ明確ナル御答辯
ル煩シタイト思ヒマス

認メテ居ルカ、政府ニ於テ適當ト認メテ居ルカト云フ御質問デアリマス、如何ナル場所ニ移住スルカト云フコトハ、移住組合自身デ決定スペキ問題ナノデアリマス、今日ト云フモノハ決シテ少クナイト考ヘテ居リマス、殊ニ南米地方ニ於キマシテハ、十分其餘地ガアルコト、考ヘテ居リマスガ、如何ナル方面ニ向テ移住スルカト云フコトハ、移住組合自身ノ決定スペキコト、考ヘテ居リマス、第三ニ斯ノ如キ移住ガ海外ヘ参リマシテ、其他ニ於テ排斥ヲ受ケルヤウナ事ガナイカト云フコトデアッタ了解致シマス、今日ニ於キマシテ左様ナ心配ヲ私ハ持テ居リマセヌ、十分ナル用意ヲ整ヘマシテ、左様ナ虞レガナイ、本國ノ爲ニモ移住國ノ爲ニモ宜シイ、本國ノ移民ヲ手ヲ開イテ歡迎ヲ致シテ居ル國ニ送リタイト云フ積リナノデアリマス、先づ今日ノ所ニ於キ豫想致シテ居リマセヌ、ソレカラ第四ニ何カ此移住組合ニ補助金ヲ交付スルノ議ガアルカト云フコトデアリマス、此問題ニ付キタ爲ニ、排斥熱ガ起ルト云フヤウナコトハ豫想致シテ居リマセヌガ、此聯合會並ニ移住組合ト云フモノ、爲ニ若干ノ金融ノ融通ヲ居ル點ガアルノデアリマス、補助金ト云フコトデハアリマセヌガ、此聯合會並ニ移住組合テ、皆サンノ御協賛ヲ仰ギタイト思シテルカト云フコトデアリマス、此問題ニ付キマシテハ、追テ追加豫算ヲ以テ請求致シマシテ、皆サンノ御協賛ヲ仰ギタイト思シテル點ガアルノデアリマス、他ノ取扱人ト云フヤウナ者ガ横ノ方カラヤツテ來テ其コトデハアリマセヌガ、此聯合會並ニ移住組合ト云フヤウナコトハ、ソレハ利益ヲ占メルト云フヤウナコトハ、ソレハ利シテサセヌ積リデアリマス、ソレカラ終リニ一區域トアル——第四條ニ「組合ハ一區域一個ニ限リ之ヲ設立スルコトヲ得」ト

云フ、其一區域ト云フノハ大體如何ナル範圍ヲ豫想シテ居ルノカト云フコトデアリマス、是ハ大體一府縣ヲ一區域ニ致シタイト云フ見當デアリマスクレドセ、大ナル府縣ニ於キマシテハ、或ハツノ府縣ノ中ニ二ツノ區域ヲ認メル場合モアリマセウ、或ハツノ府縣ヲ一ツノ區域ト認メル場合モアリマセウガ、ソレ等ノコトハ組合ヲ認可致シマス際ニ於テ、十分研究ヲ致シテ決定致シタイト云フ積リデアリマス。

○権原悅一郎君 私ノ第二ノ質問デアリマシタコトニ對シテ、政府當局ト致シマシテハツノ立法行爲ヲ致シマスル場合ニ於テハ、其立法ハ如何ナル所ノ範圍ニ效力ヲ有スルモノカ、如何ナルコトガ目前ニ横ハッテ居ルカ、之ニ必要デアルカラ、此立法行爲ヲシナケレバナラナイト云フ、豫ノノ政府トシテ豫想サレル考ガアルモノナケレバナラナイト思ヒマス、ソレ故ニ私ハ海外移住組合法ヲ現在ニ於テ制定適用シテ、之ニ依テ組合ガ出來テ、直ニ此法ガ利用出来ル所ニ地方トシテ、外務當局デ豫メ豫想シテ居ル所ハ何處デアルカト云フ御尋ヲシタノデアリマス、之ニ對シテソレハ組合デ決メルコトデアルカラ、外務當局トシテ言フ必要モナイ、南米モ其一ツデアラウト云フヤウナ御答辯デアリマシタ、是ハ甚ダ政府トシテ無責任ナル御答辯デアルト私ハ思ヒマス（ノウ）併シソレ以上ノコトヲ彼此レ議論ヲ致スコトヲ私ハ避ケマス、唯、一ヶノ場合ニ海外ニ於ケル所ノ土地デモ建物デモ、其管理ハ主トシテ本國ニ於ケル組合ガ管理スルヤウナ場合ガ多クナルノデアリマス、ソレ故ニ斯様ナ規定ノ下ニ於キマシ

テ、政府デ何等カノ低利資金デモ融通シテ
補助スル場合ニ於キマシテハ、此組合自體
住スル所ノ者ハ、本國ニ於テ組合ヲ左右ス
ガ移民直接ノ利用機關トナラズシテ、屢々
ル所ノ虞ガアルコトハ、是ハ何人ト雖モ徒
手空奉若クハ如何ナル海外ノ艱難デモ冒シ
テ、勇往邁進海外ニ發展シヤウトスル者ノ
ナケレバナリマセヌ、ソレニ對シテ十分左
様ナ虞ノ無イコトノ爲ニハ、ドウ云フ方法
ヲ御講ジニナシテ居ルカ、若シサウ云フコト
ガアリマスレバ今日ハ兎ニ角、必ズ是ガ他
日ニ於テ排日ノ累ヲ釀スモノデアルト思ウ
テ居リマスガ、サウ云フコトハ無イト云フ
ナラ、斷言デナクテ、何故無イカ御市ガ出
來ルナラバ伺ニテ置キタイモノデアリマス
○副議長(小泉又次郎君) 幣原外務大臣

〔國務大臣男爵幣原喜重郎君登壇〕

○國務大臣(男爵幣原喜重郎君) 組合ニ對
シテ資金ノ融通ヲ圖ルト云フコトヲ私ハ申
上ゲマシタガ、其點ニ付キマシテハ何レ近
日昭和二年度ノ追加豫算ト致シテ請求ヲ致
ス積リデアリマス、其節詳シク御説明申上
ダマス、決シテ組合トカ或ハ資本家ガ、此
利益ヲ占メルコトガ無イヤウナ方法ハ付ケ
ル積リデアリマスガ、ソレハ追加豫算ヲ請
求致シマス時ニ詳シク説明スル積リデアリ
マス

○副議長(小泉又次郎君) 津崎尚武君

〔津崎尚武君登壇〕

テ、既ニ數年前カラ之ヲ希望シテ今日ニ至
テ居ルノデアリマスカラ、本案ガ政府案ト
シテ提出セラレタコトヲ非常ニ多トスルノ
デアリマス、隨て本案ヲ成ベク早ク通過サ
セタイ、斯ウニ云フ考カラ一二三ノ事ヲ此場合
ニ御尋シテ置キタイノデアリマス、第一ハ
植原君ガ御尋ニナリマシタガ、ソレニ依ツ
テ海外移住組合法トシテ御出シニナッタ、
是ハ本來カラ云ヘバ産業組合法ヲ大部分準
用スルノデアリマスカラ、農林省デ大分關
係ノアル事柄デアル、所ガ行クベキ人ハ内
務省ノ所管ニ屬スル人ナンデス、此組合ヲ
地方ニ於テヤツテ行キマスト云フト、内務
省ノ所管ニナシテ來ルノデアリマス、ソコ
デ問題ハ、本案ハ外務大臣ト内務大臣ノ兩
方デ御出シニナシテ居リ、サウシテ我國
ノ植民地ハ之ニ包含シナイ、即チ朝鮮、臺
灣、樺太、關東州ノ如キハ之ニ包含シナイ
トシテ御詰デアル、吾々ノ提案致シマシタ
モノハ單ニ移住組合法トシテアリマス、移
住組合法ト致シマシテ海外ト云フコトヲ抜
キマスト、我ガ植民地ニモ移住ガ出來、又
北海道其他ノ内地ニモ移住ガ出來ルコトニ
相成ルノデアリマスガ、是ハ實ニ内務省デ
御出シヲ願シテモ宜イモノヲ、内務省デ一
トデアツテ、大分著手セラレタヤウニ聞ク
ケレドモ、是モ一向纏マラナイ、ソコデ外
務省ニ於テ御奮發ニナッテ、吾々ト同ジヤウ
組合法ヲ改正シテヤツラドウカト云フコ
ナ此法案ヲ御出シニナッタ、其事ヲ非常ニ
多トスルノデアリマスガ、其爲ニ海外移住
組合法トシテ出サレタノデアルカドウカ疑

トシテ、内地移住ニモ適用シ得ルヤウニシタラドウカト思フノデアリマスガ、之ニ付キマシテ政府ハドウ云フ御考ヲ御持ニナッテ居ルカ、若シ内務省ニ於キマシテ内地移住モ之ニ依ツテ行ヒ得ル法案ニナレバ、其方モ行ヒ得ルノデアリマスカラ、内務省ニ於キマシテモ同様ナ御考ヲ持テオキデニナラヌカドウカ、其事ヲ政府ニ御尋致スノデアリマス、ソレカラ第二ハ植原君モ御質問ニナリマシテ、外務大臣ガ御答ニナリマシタガ、一區域一個ニ限ルトシテ府縣ヲ單位トシテ居ラレル、是ハ大キナ府縣ニアレバ二個三個ヤンテモ差支ナイト云フ今外務大臣ノ御答デアリマス、吾々ノ法案ト致シマシテハ、一府縣ヲ一區域トセズシテ、移住組合ノ單位ハ郡トカ町村トカ云フ小サイ所ニ置イテ、サウシテ府縣ヲ聯合會トシテ統轄シテ、中央ニ於ケル所謂政府案ノ聯合會ト云フモノハ、移住組合中央聯合會トシテ、今ノ產業組合ノヤウナ組織デヤリタイ、是ガ實際ニ適應スルヤウナ感ジヲ持シテ居ルノデス、ソレデ大キナ府縣デアレバ、是ハ二ツ造ツテモ三ツ造ツテモ宜イト云フコトデアリマスナラバ、實情ニ適スルヤウニ寧口府縣ハ聯合會トシテ、其聯合會ノ下ニ農村乃至サウニ云フ處ニ移住組合ヲ造ツテ、中央ニ於ケルモノハ中央聯合會トシテ行クヤウニシタラバドウカト思フノデスガ、是ハ外務省ノ御發案デアルカラ、日本ノ内地ノ事ヲ餘リ考慮セラレヌデ御作リニナッタルスルナラバ、ソレマデノ事デアリマスルガ、適當デアルト御考ニナラスカドウカト矢張吾々ノ法案ノ如ク施行シテ行カレル方ガ、適當デアルト御考ニナラスカドウカト云フコトヲ、是モ政府ニ御尋スルノデアリマス、ソレカラ此主務大臣ト云フコトガアリマシテ、監督職ノ所在ニ付キマシテ疑問

ガアル、即チ組合ハ内地デ出来テ、サウシテ其組合員ガ移住シテ行クノハ主トシテ海外デアル、主務大臣ト云フ文句ガ第九條、及第十一條、第十二條等ニアリマスガ、此主務大臣ト云フノハ何所ヲ指サレルノデアルカト云フコトヲ、御尋シテ置キタイノデアリマス、ソレカラ尙又植原君モ御尋ニナリマシタガ、組合法ヲ活用シテ移住ノ目的ヲ到達シマス爲ニハ、ドウシテモ資金ノ援助ヲ與ヘナケレバナラヌト思フノデス、之ニハ此移住組合聯合會ニ或ル程度ノ資金ヲ貸付ケル積リデ追加豫算ヲ出スト云フ御講ジテ、低利資金ノ融通ヲ致サナケレバナ言明デアリマスカラ、是ハ大變宜イ事ト思ヒマスガ、尙ホソレト共ニ適當ナル方法ヲ追加豫算提出ノ時ニ御示ヲ願フコト、致シマシテ、此移住組合法ヲ活用シテ、其資金ヲ融通シテ行クニ付キマシテモ、矢張先程御話申上ダマシタ通リニ、府縣ヲ單位トシテ、ソレヲ單ニ中央デ聯合シテ居ルヤウデハ、十分ナル活用ガ出來ヌヤウニ思フノデアリマスガ、此事ハ別ニ御尋致シマセヌ、尙ホモウ一ツ最後ニ移住組合以外ノ聯合會員デアリマス、第十條ニアリマス、是ハ如何ナルモノヲ指シテ居ラレルノデアルカ、例へバ産業組合ノ如キモノモ、尙ホ移住組合ノ聯合會員ニナリ得ルノデアルカ、此移住組合以外ノ者ト云フノハ、大體ドウ云フモノヲ御考ニナッテ居ルカト云フコヲト御尋致シタイノデアリマス

尋致シタイノデア

リマス

官報號外 昭和二年二月二十五日

衆議院議事速記錄第十七號 海外移住組合法案

第一讀命

三三七

テノ法規ヲ定メタノデアリマス、内地ノ移住ト海外ニ對スル移住トハ大ニ其性質ニ於キマシテモ、活動ノ範圍ニ於キマシテモ、異ナル所ガアリマスガ爲ニ、之ヲ一ツノ法律案デ取纏メヤウト致シマスレバ、色々複雜ナル問題ヲ生ズルノデアリマスカラ、寧ロ單簡ニ致ス爲ニ、唯、海外ニ對シテ移住スル者ダケニ適用シ得ル法律案ヲ茲ニ提出致シタ次第デアリマス、第一ニ區域ト云フ云フ積リデアルト云フコトデアルガ、モウ少シ小サク致シテ郡トカ町村トカ云フモノヲ單位ニ致シタラドウカト云フ御説デアリマズガ、御承知ノ如ク此法律案ニ於キマシテハ、第二條ニ於キマシテ、列記シテアル事項ヲ併セ行フト云フコトニナシテ居リマス、相當重要ナル事業ヲ取扱ヒマス者ガ餘リ澤山出來ルト云フコトニ相成リマシテハ益、事態ヲ複雜ナラシメル所以デアル、矢張ニ致ス積リデアリマス、現在ニ於キマシテモ例ヘバ信濃ノ海外協會ト云フノハ矢張一ツノ縣ヲ單位ト致シテ居ルヤウデアリマス、是ガ先づ適當ト所デアルト吾々ハ考ヘテ居ルノデアリマス、ソレカラ第十條ニ「海外移住組合以外ノ者ト雖モ定款ノ定ムル所ニ依リ聯合會ノ會員ト爲ルコトヲ得」トアルガ、以外ノ者ト云フノハドウ云フモノヲ指スノデアルカト云フコトデアリマス、是ハ主トシテ聯合會ノ定款ニ依テ定メルコトニ致シテ置キタイ、斯様ナ考デアルノデアリマス、今日之ヲ指摘シテ斯様ナモノト云テ特ニ頭ニ描イテ居ルモノハナイノデアリマス、併ナガラ海外移住組合以外ノモニ付キマシテハ、移住組合ト同一ノ權利

義務ヲ有スルノデハナイカト考へマス、隨て産業組合ノヤウナモノガ此中ニ入りマシテ、果シテドレダモノ利益ガアルカ、是ハ餘程疑ハシイコトデハナイカト考へマス、要スルニ是ハ聯合會ノ定款ニ委シテ置キタイト云フノデアリマス、主ト致シテ海外移住問題ニ興味ヲ有シ、資金デアルトカ或知識経験ト云フモノヲ供給致シテ、共ニ此大キナ事業ヲ研究致シタイト云フヤウナ人ヲ聯合會ノ會員トシテ歡迎シ、其知識デアルトカ資力デアルトカ云フモノヲ利用シ得ルノ途ヲ開クガ宜カラウト云フノデ第十條ガアルノデアリマス、要スルニ此問題ハ聯合會ノ定款ニ依ツテ決スベキ性質ノモノデアルノデアリマス

第四　右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員

議長ノ許可ヲ得テ隨時開會ヲ許サレテ居ル
次第ニアリマス、然ルニ不思議ナルコトニモ、
常任委員會ノ一ツデアル決算委員會ハ未だ
會テ開カレマセヌ、政府ヨリシテハ決算ハ
既ニ本月十八日ヲ以テ提出サレテ居リマ
ス、固ヨリ議會ノ決算權ハ吾々ノ行政監督
トシテ最も重要ナル權能デアルコトハ言ア
キコトニ相成テ居リマスル、此總額ハ實
ヲ俟チマセヌ、加之本年ハ他ノ議會ト違ヒ
マシテ、彼ノ臨時軍事費ノ決算ヲ調査スベ
シトニ相成テ居リマスル、此總額ハ實
ニ九億五十万圓ニアリマシテ、前後十年ニ
及バテ使ハレテ居ルノデアリマス、而シテ
會計検査院ノ報告ニ依リマシテモ、不當支
出ハ既ニ三千一百三十三万圓、既ニ三千万圓
ノ不當支出ノアル此決算ヲ、會期半バヲ過
ギテ未ダ會テ開カレザルコトハ、吾々洵ニ
不本意ニ考ヘマス、ドウカ議長ヨリ委員長
ニ宛テ、速ニ決算委員會ヲ開カレルヤウニ
御取計ヲ願ヒタイ

○副議長(小泉又次郎君) 只今ノ清瀬君ノ
御發議ハ議長ニ於テ適當ニ取計ヒ致シマ
ス——日程第五、保險業法中改正法律案ノ
第一讀會ヲ開キマス藤澤商工大臣

第五 保險業法中改正法律案(政府提
出、貴族院送付)

保險業法中改正法律案(小字ハ貴族院修正)
第一讀會

第九條中「書類ノ規定」ヲ「書類ニ定メタ
ル事項」ニ改ム

第十一條 主務官廳カ保險會社ノ業務又
ハ會社財產ノ狀況ニ依リ保險契約者、
被保險者又ハ保險金額ヲ受取ルヘキ者
ノ權利ヲ保護スル爲メ必要ト認ムルト
キハ財產ノ供託若クハ事業ノ停止ヲ命
シ又ハ期間ヲ定メテ業務執行ノ方法若
クハ計算ノ基礎ノ變更ヲ命シ其他必要

第五 保險業法中改正法律案（政府提出、貴族院送付） 第一講會

ナル命令ヲ爲スコトヲ得
第十二條 保険會社本法、主務官廳ノ
命令又ハ第五條ニ掲タル書類ニ定メ
タル事項ニ違反シタルトキハ主務官廳
ハ取締役監査役ノ改選若クハ事業ノ停
止ヲ命シ又ハ免許ヲ取消スコトヲ得
第十三條ノ四 保険會社ニ非サルモノハ
其商號又ハ名稱中ニ保険事業者タルコ
トヲ示スヘキ文字ヲ用フルコトヲ得ス
第二十條ノ第十九條ノ二トス
第二十條 會社ノ資本減少ノ決議ヲ爲シ
タルトキハ之ニ關スル定款變更ノ認可
ノ日ヨリ二週間内ニ減少スヘキ金額、
減少ノ方法及ヒ貸借對照表ヲ公告スル
コトヲ要ス
第二十條ノ三第二項、第三項、第二十
二條第三項及ヒ第二十五條ノ規定ハ資
本減少ノ場合ニ之ヲ準用ス
第二十條ノ三第三項中「保險契約ノ移轉
ヲ爲スコトヲ得ス」ノ下ニ「第二十條ノ
六ノ規定ニ依リ第七條第七號ノ事項ノ變
更ヲ定ムル場合ニ於テ異議ヲ述ヘタル保
險契約者ニシテ其保險契約ニ付キ同條同
號ノ事項ヲ變更セラルヘキ者カ同條同號
ノ事項ヲ變更セラルヘキ保險契約者總數
ノ十分ノ一ヲ超エ又ハ其保險金額カ同條
ノ保險金總額ノ十分ノ一ヲ超エルトキ亦
同シ「ヲ加フ
第二十條ノ六中「將來ノ保險料ヲ減額ス
ヘキコト」ノ下ニ「又ハ其保險契約ニ付キ
定メタル第七條第七號ノ事項ヲ變更スヘ
キコド」ヲ加フ
第二十條ノ十一第一項但書ヲ左ノ如ク改ム
但會社ノ維持ニ必要ナル費用ヲ支出ス
ニ依リ主務官廳ノ認可ヲ得テ財產ヲ處
分スル場合ハ此限ニ在ラス
同條ニ左ノ一項ヲ加フ

前條ノ規定ニ依リ第七條第七號ノ事項
ノ變更ヲ定ムル場合ニ於テ其變更ヲ爲
サントスル會社亦第一項ニ同シ但保險

契約ニ因リテ生シタル債務ヲ辨済スル
ハ此限ニ在ラス

第二十條ノ十二中「其者カ保險契約者總
數ノ十分ノ一以下ニシテ其保險金額カ保
險金總額ノ十分ノ一以下ナルコト」ヲ「其
數及ヒ其保險金額カ第二十條ノ三第三項
ニ規定シタル割合ヲ超エサルコト」ニ改
ム

第二十一條ノ一 生命保險ヲ目的トスル
會社カ合併ヲ爲ス場合ニ於テハ合併契
約ヲ以テ其保險契約ニ付キ定メタル第
七條第七號ノ事項ヲ變更スヘキコトヲ
定ムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ第七條第七號ノ事項
ノ變更ヲ定ムル場合ニ於テハ其變更ヲ
爲サントスル會社ニ第二十條ノ五及ヒ

第二十條ノ七第三項ノ規定ヲ準用ス
第二十三條中「第七十四條」ヲ削ル

第二十五條中「其者カ保險契約者總數ノ
十分ノ一以下ニシテ其保險金額カ保險金
總額ノ十分ノ一以下ナルコト」ヲ「其數及
ヒ其保險金額カ第二十條ノ三第三項ニ規
定シタル割合ヲ超エサルコト」ニ改ム

第三十四條中「取締役ハ」ヲ「相互會社ハ」
ニ改ム

第七十四條 削除
第七十五條中「商法第七十六條及ヒ」ヲ
ニ改ム

第九十一條中「營業稅」ヲ「營業收益稅」ニ
ニ改ム

第九十四條中「農商務大臣」ヲ「主務大臣」
ニ改ム

第五十七條中「千圓以下」ヲ「五千圓以下」
ニ改ム

「又ハ第二十二條ノ二ヲ加ヘ第七號ヲ第
八號トシ以下順次續下ケ第六號ノ次ニ左
ノ一號ヲ加フ

第二十二條ノ二 生命保險ヲ目的トスル
會社カ合併ヲ爲ス場合ニ於テハ合併契
約ヲ以テ其保險契約ニ付キ定メタル第
七條第七號ノ事項ヲ變更スヘキコトヲ
定ムルコトヲ得

第二十一條ノ一 生命保險ヲ目的トスル
會社カ合併ヲ爲ス場合ニ於テハ合併契
約ヲ以テ其保險契約ニ付キ定メタル第
七條第七號ノ事項ヲ變更スヘキコトヲ
定ムルコトヲ得

第二十一條ノ二 生命保險ヲ目的トスル
會社カ合併ヲ爲ス場合ニ於テハ合併契
約ヲ以テ其保險契約ニ付キ定メタル第
七條第七號ノ事項ヲ變更スヘキコトヲ
定ムルコトヲ得

第九十七條ノ二 第十三條ノ四ノ規定ニ
違反シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ過

料ニ處ス

第九十八條第九號中「第二十二條」ヲ下ニ
八號トシ以下順次續下ケ第六號ノ次ニ左
ノ一號ヲ加フ

七 第二十條ノ規定ニ違反シテ資本減
少ヲ爲シタルトキ

第一百五條第一項中「主務官廳ノ命令」ヲ
「本法、主務官廳ノ命令又ハ第五條ニ掲
ケタル書類ニ定メタル事項」ニ改ム

第一百八條中「第七十三條第二項及ヒ第七
十四條」ヲ「及ヒ第七十三條第二項」ニ改ム

第一百十二條中「第二十條乃至第二十二條」
ヲ「第十九條ノ二乃至第二十二條ノ二」ニ
改ム

附則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行ノ際保險會社ニ非スシテ其商號又ハ
名稱中ニ保險事業者タルコトヲ示スヘキ文字
ヲ用フルモノハ本法施行後六ヶ月内ニ其商號
又ハ名稱ヲ變更スルコトヲ要ス
第九十七條ノ二ノ規定ハ前項ノ期間内之ヲ前
項ニ掲ゲタルモノニ適用セス

○國務大臣(藤澤幾之輔君) 保險業法中改
正法律案ノ提出ノ理由ヲ申上ダマス、現行
保險法ハ明治三十三年ニ制定セラレタモノ
デアリマシテ、爾來二十有餘年ヲ經過致シ
テ居リマス、此間一度改正ヲ致サレタモノ
ガアルノデアリマスケレドモ、尙ホ未ダ時
勢ノ必要ニ應ズルコト能ハザル所ノモノガ

アルノデアリマス、即チ其最急ヲ要シマ
スモノニ付テ今回改正ヲ遂ゲント致シマシ
テ、本案ヲ提出致シタノデアリマス、本案
ノ主要ノ點ハ、保險會社ノ資本金ノ減少ニ

關スル手續、保險實體ノ合併ニ關スル手續
ヲ簡易ニ爲サント致スノデゴザイマス、貴
族院ニ於テキマシテハ其附則ニ追加規定ヲ加
ヘマシタミタデアリマシテ、全部何等ノ異
議ナク協賛ヲ與ヘラレマシタ、ドウカ當院
ニ於テモ、御審議ノ上御協賛ヲ與ヘラレ
ンコトヲ希望致シマス

「又ハ第二十二條ノ二ヲ加ヘ第七號ヲ第
八號トシ以下順次續下ケ第六號ノ次ニ左
ノ一號ヲ加フ

七 第二十條ノ規定ニ違反シテ資本減
少ヲ爲シタルトキ

第一百五條第一項中「主務官廳ノ命令」ヲ
「本法、主務官廳ノ命令又ハ第五條ニ掲
ケタル書類ニ定メタル事項」ニ改ム

第一百八條中「第七十三條第二項及ヒ第七
十四條」ヲ「及ヒ第七十三條第二項」ニ改ム

第一百十二條中「第二十條乃至第二十二條」
ヲ「第十九條ノ二乃至第二十二條ノ二」ニ
改ム

第一百十二條中「第二十條乃至第二十二條」
ヲ「第十九條ノ二乃至第二十二條ノ二」ニ
改ム

第一百十二條中「第二十條乃至第二十二條」
ヲ「第十九條ノ二乃至第二十二條ノ二」ニ
改ム

關スル手續、保險實體ノ合併ニ關スル手續
ヲ簡易ニ爲サント致スノデゴザイマス、貴
族院ニ於テキマシテハ其附則ニ追加規定ヲ加
ヘマシタミタデアリマシテ、全部何等ノ異
議ナク協賛ヲ與ヘラレマシタ、ドウカ當院
ニ於テモ、御審議ノ上御協賛ヲ與ヘラレ
ンコトヲ希望致シマス

「又ハ第二十二條ノ二ヲ加ヘ第七號ヲ第
八號トシ以下順次續下ケ第六號ノ次ニ左
ノ一號ヲ加フ

七 第二十條ノ規定ニ違反シテ資本減
少ヲ爲シタルトキ

第一百五條第一項中「主務官廳ノ命令」ヲ
「本法、主務官廳ノ命令又ハ第五條ニ掲
ケタル書類ニ定メタル事項」ニ改ム

第一百八條中「第七十三條第二項及ヒ第七
十四條」ヲ「及ヒ第七十三條第二項」ニ改ム

第一百十二條中「第二十條乃至第二十二條」
ヲ「第十九條ノ二乃至第二十二條ノ二」ニ
改ム

結果全會一致ヲ以テ原案ヲ可決致シマシ
タ此段御報告申シマス(拍手)

○副議長(小泉又次郎君) 本案ノ第二讀會
ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ第二讀會ヲ開クコトニ決シマ
シタ

○砂田重政君 直ニ第二讀會ノ開キ、第三
讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り、可決確
定セラレンコトヲ望ミマス

○砂田重政君 直ニ第二讀會ノ開キ、第三
讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り、可決確
定セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(小泉又次郎君) 砂田君ノ動議ニ
御異議ナシト呼フ者アリ

三三九

第三條 主務大臣ハ左ノ場合ニ於テハ
町村、馬ニ關スル畜産組合又ハ牧野組
合ニ貸付ヲ徵シ國有地ヲ牧野トシテ
貸付スルコトヲ得
一 馬產ノ維持經營若ハ振興上必要ア
ルトキ
二 牧野トシテ適當ナル國有地アルト
キ

第四條 主務大臣ハ左ノ場合ニ於テハ既
ニ貸付セル國有地ノ還付ヲ命スルコト
ヲ得但シ天災其ノ他已ムヲ得サル事由
アルトキハ此ノ限ニ在テス

一 國有地ノ貸付ヲ受ケタル者之ヲ牧
野ノ目的以外ニ使用シタルトキ
二 貸付ヲ受ケタル後之ヲ牧野トシテ
完全ニ使用セサルトキ又ハ全ク之ヲ
牧野トシテ使用セサルトキ
三 貸付ヲ受ケタル者之ヲ他人ニ轉貸
シタルトキ

四 貸付地ニ關シ主務大臣ノ命令ニ從
ハサルトキ

第五條 牧野ニ關スル事項ヲ審議スル爲
地方ニ牧野委員會ヲ置ク

前項牧野委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ
以テ之ヲ定ム

第六條 第二條ノ認可又ハ第三條及第四
條ノ處分ニ付テハ主務大臣ハ地方牧野
委員會ノ議ニ付スルヲ要ス

第七條 牧野ノ貸借期間ハ契約ニ於テ別
ス

前項ノ期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得
第八條 主務大臣ハ牧野ノ保護管理及放
牧經營ニ關シ必要ナル命令ヲ發スルコ
トヲ得
前項ノ場合ニ於テ主務大臣ハ必要ナル
補助金ヲ交付スルコトヲ得

第九條 牧野ノ共同使用ヲ爲ス者ハ其ノ
所ノ安イ價格ヲ示シ、今日ノ馬ノ價ト云フ
モノハ、非常ニ生産者ニ大打撃ヲ與ヘルコ
トニナシテ居リマスルガ爲ニ、吾々が當初
考ヘタコトヲ裏切ラレマシテ、實ニ遺憾事
トスル所デアルノデアリマス、今馬ノ數ノ
ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 牧野組合ハ營利ヲ目的トセサル
社團法人トス

第十一條 牧野組合ニ關スル規程ハ勅令
ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 第二條ノ規定ニ違反シタル者
ハ百圓以下ノ過料ニ處ス

第十三條 非訟事件手續法第二百六條乃
至二百八條ノ規定ハ前條ノ過料ニ之
ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
〔八田宗吉君登壇〕

○八田宗吉君 此法案ハ昨年提案致シマシ
テ、委員會ニ付議セラレマシタガ、會期切
迫審議未了ニ終タ法案デアリマシテ、專
ラ馬產ニ供用スル牧野ニ對スル法案デアリ
マシテ、昨年ハ會期ノ最終日デアリマシタ
ガ爲ニ、法案ノ説明等ヲモ殆ド省略致シマ
シタノデアリマスルガ、此法案タルヤ國防
上ニ對シ、又農業上ニ對シ、重要ナル法案
デアルト考ヘマスルカラシテ、一應説明致シ
タイト存ジマス（謹聽）私ハ馬產地ノ東北ヨ
リ出身致シマシテ、此議會ニ席ヲ汚シテ居
リマスルコト既二十年、常ニ馬ノ問題ニ付
キマシテハ注意ヲ拂ヒ、一面馬ノ生産ニ從
事シ、常ニ此馬ノ獎勵發展ノ爲ニ微力ヲ捧
ゲツ、アル者デアリマスガ、顧ミマシテ心
事蹉跎感慨ニ堪ヘザルモノアルノデアリマ
ス、吾々ハ會テ馬ノ生産ノ上ニ於キマシテ
ドウシテモ此競馬法ノ制定ヲ要セザルベカ
ラザルコトヲ考ヘマシテ建議致シ、政府ニ
要望シテ是ガ制定ヲ見ルニ至タノデアリ
マスルケレドモ、其結果ニ於キマシテ、吾
ノ考ヘテ居リマシタ所ノ好結果ヲ來サズ
馬匹ノ戰場ニ於テ缺クペカラザルコトヲ
マスルケレドモ、決シテサウデヤナイ、益
加ツタ現在ノ戰闘場裡ニ於テハ、馬ノ如
モノハ其必要ガ甚シク減ジタカノ如ク存ジ
シカナ、近畿ハ一万七千六百頭、中國ガ
四万四千二百頭、四國四万百頭シカナ、
關東ガ二十二万頭、九州三十八万頭、此僻
陬地ニ於テ以上百二十萬頭、後ハ三十萬頭
シカナ、近畿ハ一万七千六百頭、中國ガ
四万四千二百頭、四國四万百頭シカナ、
十三縣ニ於テ漸ク三十萬頭シカナノデアリ
ス、全國的ニ甚ダ不平均ニナッテ居ル、馬
ノ生産地ハドウシテモ牧野ノ在ル所、僻陬
地ニ限ラレテ居ルト云フコトハ、是ハ明カ
ナ事實、斯様デアリマスカラ、一朝勤員下
令トナルト云フト、馬ノ少い地方ノ師團ハ

シテ、却テ馬ガ其數ヲ減ジ、生産者ガ厭フ
所ノ安イ價格ヲ示シ、今日ノ馬ノ價ト云フ
モノハ、非常ニ生産者ニ大打撃ヲ與ヘルコ
トニナシテ居リマスルガ爲ニ、吾々が當初
考ヘタコトヲ裏切ラレマシテ、實ニ遺憾事
トスル所デアルノデアリマス、今馬ノ數ノ
於キマシテハ駒耀ナルモノニ掛けナケレバ
ナラヌ、馬ノ駒耀ノ數ニ於キマシテ總數一
万八百九十九頭デアリマス、其價格ガ百二
十萬四千七百十一圓、平均百十四圓デア
ル、然ルニ之ヲ前年ノ十三年ニ比較致シマ
スルト、驚クベシ、其頭數ガ一千九十九頭ヲ
減ジテ居ルノデアリマス、價ニ於キマシテ
モ、平均一頭十圓十六錢安クナッテ居ル、更
ニ之ヲ前々年ノ十一年ニ比較シマスルト云
フト、頭數ニ於キマシテ一千百六十五頭
減シテ居ル、價ガ又一頭平均三十三圓九十
四錢安クナッテ參ツタノデアリマス、斯様ニ
馬產ハ年々減少シ、價モ漸次低落シ、ア
ル傾向ヲ示シテ居リマスルコトハ、獨リ福
島縣ノミナラズ、馬產地皆滔々然ラザルナ
ント云フ狀態デアリマス、一體馬ハ國防上
ニ於キマシテハ、昔ヨリ兵馬ト稱シマシ
テ、兵士ト馬トガ武力ノ主體デアル、故ニ
明治十五年一月四日軍人ニ賜ハリタル勅諭
ノ中ニ於キマシテハ、昔ヨリ兵馬ト稱シマシ
テ、兵士ト馬トガ武力ノ主體デアル、故ニ
スレバ兵器ノ進歩シタル今日、自動車デア
ル、飛行機デアル、斯様ナ物ガ武器トシテ
加ツタ現在ノ戰闘場裡ニ於テハ、馬ノ如
モノハ其必要ガ甚シク減ジタカノ如ク存ジ
シカナ、近畿ハ一万七千六百頭、中國ガ
四万四千二百頭、四國四万百頭シカナ、
關東ガ二十二万頭、九州三十八万頭、此僻
陬地ニ於テ以上百二十萬頭、後ハ三十萬頭
シカナ、近畿ハ一万七千六百頭、中國ガ
四万四千二百頭、四國四万百頭シカナ、
十三縣ニ於テ漸ク三十萬頭シカナノデアリ
ス、全國的ニ甚ダ不平均ニナッテ居ル、馬
ノ生産地ハドウシテモ牧野ノ在ル所、僻陬
地ニ限ラレテ居ルト云フコトハ、是ハ明カ
ナ事實、斯様デアリマスカラ、一朝勤員下
令トナルト云フト、馬ノ少い地方ノ師團ハ

以テ申シマスルト云フト、普佛戰爭ノ當時
ハ兵士百人ニ付馬十五、五デアル、日露戰
爭ニ至シテ兵士百人ニ付馬十九、〇、然ルニ最
近ノ歐洲戰爭、有ユル武器、自動車飛行機、
「タンク」、斯様ナ兵器ヲ用ヒタ戦爭場裡ニ
於キマシテ、馬ハ實ニ兵員百人ニ付三十、
五、斯様ニ要スルヤウニナシタノデアリマス、
トスル所デアルノデアリマス、今馬ノ數ノ
於キマシテハ駒耀ナルモノニ掛けナケレバ
ナラヌ、馬ノ駒耀ノ數ニ於キマシテ總數一
万八百九十九頭デアリマス、其價格ガ百二
十萬四千七百十一圓、平均百十四圓デア
ル、然ルニ之ヲ前年ノ十三年ニ比較致シマ
スルト、驚クベシ、其頭數ガ一千九十九頭ヲ
減ジテ居ルノデアリマス、價ニ於キマシテ
モ、平均一頭十圓十六錢安クナッテ居ル、更
ニ之ヲ前々年ノ十一年ニ比較シマスルト云
フト、頭數ニ於キマシテ一千百六十五頭
減シテ居ル、價ガ又一頭平均三十三圓九十
四錢安クナッテ參ツタノデアリマス、斯様ニ
馬產ハ年々減少シ、價モ漸次低落シ、ア
ル傾向ヲ示シテ居リマスルコトハ、獨リ福
島縣ノミナラズ、馬產地皆滔々然ラザルナ
ント云フ狀態デアリマス、一體馬ハ國防上
ニ於キマシテハ、昔ヨリ兵馬ト稱シマシ
テ、兵士ト馬トガ武力ノ主體デアル、故ニ
明治十五年一月四日軍人ニ賜ハリタル勅諭
ノ中ニ於キマシテハ、昔ヨリ兵馬ト稱シマシ
テ、兵士ト馬トガ武力ノ主體デアル、故ニ
スレバ兵器ノ進歩シタル今日、自動車デア
ル、飛行機デアル、斯様ナ物ガ武器トシテ
加ツタ現在ノ戰闘場裡ニ於テハ、馬ノ如
モノハ其必要ガ甚シク減ジタカノ如ク存ジ
シカナ、近畿ハ一万七千六百頭、中國ガ
四万四千二百頭、四國四万百頭シカナ、
關東ガ二十二万頭、九州三十八万頭、此僻
陬地ニ於テ以上百二十萬頭、後ハ三十萬頭
シカナ、近畿ハ一万七千六百頭、中國ガ
四万四千二百頭、四國四万百頭シカナ、
十三縣ニ於テ漸ク三十萬頭シカナノデアリ
ス、全國的ニ甚ダ不平均ニナッテ居ル、馬
ノ生産地ハドウシテモ牧野ノ在ル所、僻陬
地ニ限ラレテ居ルト云フコトハ、是ハ明カ
ナ事實、斯様デアリマスカラ、一朝勤員下
令トナルト云フト、馬ノ少い地方ノ師團ハ

ハ、本年ハ政府ガ豫算ニ亞グ所ノ重大法案
ヲシテ提出ヲセラレテ居ル宗教法ガ、今議

〔「聞エナイ」「登壇」ト呼フ者アリ〕
○副議長(小泉又次郎君) 平田君登壇ヲ願
ヒマス

〔平田民之助君登壇

モノハ、即チ茲ニ私共ガ提出ヲ致シマシタ
固百キ三毫メ也。遂今ノ解ニテ文ノ、

國有寺院境内地ノ處分ヲ——解決ヲ致シ外
ノガ宗教法ノ附則デアリマス、所ガ一體此

國有寺院境内地ト云フモノハ、是ハ今臨時

ニ其處分ヲ決スベキモノデアツテ、宗教法

ハ永久法デアル、一時ノ處分法ヲ永久法タ
ノ宗教法、終ニニハシテ、是ニ旨イモソア

此宗教法ノ統ヒニルレテ是元旨ノモハ
與ヘテ釣ヅテ宗教法ヲ成立セシメヤウト云

フヤウナ遣方ハ甚ダ宜シクナインデアリマ

シテ、此國有境内地問題ノ如キハ、斷然是
ヘ呈行去、ノ一解大枝ニミナリ、思之

ハ單行法トシテ解決致フヘキモノト思フノ
デアリマス、而モ其宗教法ナルモノハ、此

間モ私が他ノ機會ニ於テ申述べマシタ通

リ、現文部大臣ノ監督思想ノ現ハレガ餘り

ニ甚ダシイ爲ニ、今田貴族院ニ於キマシテモ議論紛々、其運命サヘ氣遣ハレテ居ル場

合デアリマスカラ、私ハ恐ラク此宗教法ガ

衆議院ニ廻^ツテ來ル時分、及廻^ツテ參リマシ

テモ如何ナル運命ニ遭遇スルカ分ラナイノ
デアルカラシテ、是等ノ理由ヲ以チマシ

テ、此國有寺院境内地無償還付法律案ヲ茲ニ

提出シ、諸君ノ慎重ナル御審議ヲ經テ可決

セラレンコトヲ希望スル次第デアリマス、

○副議長（小泉又次郎君） 本案ニ對シテ質

疑ノ通告ガアリマス、此場合之ヲ許可致シ

マス、平田民之助君

○平田民之助君 簡単テアリマスガテ此席カラ御許ヲ頼ニマヌ

○副議長（小泉又次郎君） 許可致シマス

○平田民之助君 本法案ハ特ニ此方面ニ造

諸ノ深イ先輩ノ御提案ニナツタモノデアリ
アベガ、并ノ上法表ニ尤ニ

マスガ
伊沙此法案ニ就テ

官報號外 昭和二年一月二十五日

衆議院議事速記錄第十七號

寺院現境内地無價下戻ニ關スル法律案外一件 第一請會

三四三

付テ申上ダス、寺院トハ本堂ヲ備ヘテ居ルモノ、ミデアルカ、或ハ本堂ト云フガ如キモノカラ、説教所トカ佛堂トカ云フモノモ含ムカ、廣イ意義カ、狭イ意義カト云フ御尋ガ第一ニアツタヤウデアリマスガ、是ハ信仰トシテ差支ナイ即チ説教所、或ハ佛堂ノ如キモノモ、宗教上立派ニ取扱ハレル内地ノ廣イモノハ、寺院ノ維持等ニ必要ノナイトモ大分含マレテ居ルヤウデアル、是マデ入レルノカ、矢張廣イ意義カ、狭イ意義カト云フ御尋デアツタヤウデアリマス、左様致シマシタナラバ、寺院トシテ維持或ハ保存ニ必要ナ程度ニ止メル、不必要ナ所マデモ廣ク進メル趣旨ナシ、是ハ即チ狭イ意義ニ解釋致シタイ、斯ウ云フ趣旨デアリマス。

○副議長(小泉又次郎君) 安藤正純君
○安藤正純君 一寸私提出者デスカラ答ヘマスガ、此席デ許シテ貴ヒタイ——今平田君デスカノ御質問ニ對スル岡本君ノ答辯ハ、私ノ答ヘル所トハ違ヒマス、全然違ヒマス、サウ云フ趣旨デハナイ、寺院ト佛堂ト説教所トハ是ハ違テ居リマス、違テ取扱テ居ル、ソレカラ本案ノ趣旨ハ境内地ノ不必要ナ部分ハ還付シテ貴フト云フ意思ハナイ、狭イ意義ダト岡本君ガ仰シヤッタガ、私ノ提出ノ趣意ハサウデハナイ、ソレナラハ宗教法ニ規定ヲサレテアルノアリマス、宗教法ノ附則第百二十五條、第二十六條ニアルノダカラ、ソレナラバ、宗教法ヲ待テト云フ 平田君ノ——質問者ノ疑惑ガソコニ起ル、ソレデハ此法律案ヲ年ヤテ居ル、本院ヲ七回モ通過シタ趣意ト違フノデアリマス、ソレデアリマスカラ縦シンバ待テ宗教法ガ成立シテモ、ソレ

デ満足ガ出来ナイト云フ意味デアル、結局今日境内地トナツテ居ルモノヲ無償還付ト

スペキガ當然デアル、是ガ法律上カラ論ジテモ歴史上カラ論ジテモ寧ロ當然デアル、

現ニ行政裁判所ニ近年出訴スル毎ニ、寺院側ニ勝訴ニナツテ居ルト云フコトハ御承知デアツウト思ノ、サウ云フ譯デアルカラ、

此法律案ハ趣旨ハ結局廣イ意義デアリマシテ、岡本君ガ左様ニ御解釋ニナツテ居ルノハ、何處ニ根據ヲ置イテ居ラレルカト云フコトヲ私ニハ諒解ガ出来ナイ、私ハ其意味ヲ以テ質問者ニ御答致シマス

○副議長(小泉又次郎君) 質疑ハ終了致シマシタ

○砂田重政君 日程第九、第十八政府提出御料地拂下地ノ地租及登録稅免除ニ關スル法律案ノ委員ニ併託セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(小泉又次郎君) 砂田君ノ動議ニ御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○砂田重政君 日程變更ノ動議ヲ提出致シマス、即チ日程第十六、第十七、第十八、

衆議院議員選舉法中改正法律案ニ三案ノ第一讀會ノ續キヲ開キ、委員長ノ報告ヲ求メテ審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○副議長(小泉又次郎君) 砂田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマス、日程第十六乃至第十八ハ同一ノ委員ニ付託シテアリマス、仍テ日程第十六、第十七、第十八

ノ報告ヲ求メマス、委員長荒川五郎君

第一讀會ノ續(委員長報告)

龜太郎君外一名提出)

〔「荒川五郎君登壇〕

第一讀會ノ續(委員長報告)

龜太郎君外二名提出)

〔「荒川五郎君登壇〕

第一讀會ノ續(委員長報告)

龜太郎君外六名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

〔「荒川五郎君登壇〕

本法施行ニ關スル規定並期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔「荒川五郎君登壇〕

知下ヌタコト、思ヒマス、此段御報告申

上ダマス

○副議長(小泉又次郎君) 三案ノ二讀會ヲ開クニ御異議アリマセスカ

〔「異議ナシ」「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナイト認メマス、第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○砂田重政君 直ニ第二讀會ヲ開キ三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決確定セラレムコトヲ望ミマス

○副議長(小泉又次郎君) 砂田君ノ動議ニ御異議ナイト認メマス、仍テ直ニ三案共第

二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法律案(林田龜太郎君外一名提出)

第一讀會(確定議)

○副議長(小泉又次郎君) 砂田君ノ動議ニ御異議ナイト認メマス、仍テ直ニ三案共第

二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法律案(東武君外二名提出)

第一讀會(確定議)

○副議長(小泉又次郎君) 此三案ノ委員長報告ハ、併合シテ一案トナシ修正議決シタ

大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法律案(小池仁郎君外一名提出)

第一讀會(確定議)

○副議長(小泉又次郎君) 此三案ノ委員長報告ハ、併合シテ一案トナシ修正議決シタ

大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法律案(東武君外二名提出)

第一讀會(確定議)

題ト爲シ其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

豫スペキモノハ猶豫シ、改正スペキモノハ

改正ヲシテ、政府當局ガ、帝都住民ノ希望

ノ在ル所ヲ十分了解ヲ致シテ、圓満ニ此事業ノ完成センコトヲ希望致シテ居る者デア

リマスルガ、當局ハ常ニ住民ノ意嚮ノ在ル

ラレマシタ、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス、——特別都市計畫一部廢止ニ關スル緊急質問

急質問題旨辯明者横内勝太郎君

(横山勝太郎君提出)

(横山勝太郎君登壇)

特別都市計畫一部廢止ニ關スル緊急質問

（横山勝太郎君提出）

（横山勝太郎君登壇）

ニ了解シテ差支ナイカドウカト云フコトヲ

承リタイノデアリマス、第三ハ、既ニ都市

計畫法ノ一部ノ動搖ヲ來スガ如キ、一部ノ

計畫ノ廢止ヲ斷行致シマスル以上ハ、ヤガ

テ是ハ特別都市計畫法ノ改正ヲ慧起スベキ

原因トナルト私ハ思量致シマスルガ、政府

スルカ、即チ吾々議員ハ議員ノ權能ニ依シ

テ此點ニ關スル改正法律案ヲ出シテ居ル

ノデアリマスガ、是トノ關係ハドノヤウニ

相成ルノデアリマスカ、是レ又詳細ニ承リ

タイノデアリマス、最後ニ承ラントスル所

ハ、既ニ政府ハ理由ノ那邊ニ在ルヲ問ハズ、一部ノ區劃整理ヲ拋棄致シマスル以上

ハ、其拋棄セラレタル地區ト同様ノ狀態ヲ

持シテ居ル地區ノ區劃整理廢止ヲ許スカド

ウカ、若クハ區劃整理ヲ廢セントスル地區

ニ、密接ナル關係ノアル地區ノ區劃整理ノ

中止ヲ爲スノ考ガアルカドウカ、是ガ今日

最モ重要ナル實際問題デアルノデアリマス、

池方面ノ、アノ厖大ナル區劃整理ヲ廢止ス

ルト云フコトニナリマスレバ、新橋方面カ

ラ虎ノ門ヲ經由シテ參リマス所ノ、アノ道

路ノ改正ヲドウスルカ、目的地ハ既ニ區劃

整理ヲ廢止シテ、其目的地ニ至ル道程タル

斯ノ如ク從來ノ政府ハ、何處マデモ都市計

画法ノ實行ヲ期スル考デアルカ、又從來ノ方針

ヲ變更シタルコトニナルト考ヘルガ、左様

シテ、帝都ノ區劃整理ナルモノガ、如何

ナル結果ヲ見ルデアラウカト云フコトニ付

テハ、非常ナル不安ヲ感ジ、之ガ爲ニ帝都

ノ住民ハ全ク住居ノ問題ニ關シテハ、安定

シマシテ、帝都ノ區劃整理ナルモノガ、如何

ナムシテハ、屢々特別都市計畫法ニ關スル

問題ニ關スル現状デアリマス(拍手)

マス、故ニ東京市民、横濱市民ヲ始メト致

ラエル形式ニ於テ、屢復興局當局ニ陳情ヲ致シタニモ拘らず、一モ之ヲ採用スルコトナクシテ、今回突如ドシテ計畫ノ一部ヲ廢止スルト云フ事柄ハ、當局者ハ吾々東京市民ノ民意ニ屈シタルモノデアルカドウカ、既ニ一部ニ關シテ民意ヲ容レルト云フ以上ハ他ノ地方ノ地區ノ區劃整理ニ關シテ民意ヲ容レル必要ガアルト云フ事柄ヲ、私ハ固ク信ズルモノデアリマス、ドウソ此意味ニ於キマシテ、政府ハ帝都數百万ノ人間ガ日夜不安ニ感ジテ居リマスル所ノ人間ガ日夜不安ニ感ジテ居リマスル所ノ、住宅問題ニ密接ノ關係アル所ノ區劃整理ニ關シ、政府ノ今後執ランツル方針ニ關シ、丁寧深切ナル説明ヲ爲シテ、帝都住民ノ不安ヲ除カレシコトヲ切ニ希望スルモノデアリマス、極メテ簡單デアリマスガ、是ダケ質問シテ置キマス。

○副議長(小泉又次郎君) 堀切政府委員

〔政府委員堀切善次郎君登壇〕

○政府委員(堀切善次郎君) 復興事業、殊ニ區劃整理事業ノ圓滿ナル完成ヲ御希望ニ相成リマシテ、只今色ニ御質疑ノ點ニ付キマシテハ能ク諒承致シマシタ、復興計畫ノ圓滿ナル遂行ヲ期シタイコトニ付キマシテハ、全然御同感デアリマシテ、從來ニ於キマシテモ官民相當一致致シテ、此方面ニ向テ進ンデ來タノデアリマスガ、昨日ノ特別都市計畫委員會ニ於テ、其一部ノ廢止案ヲ提出セナケレバナラナイ事情ニ立至リマシタコトハ、甚ダ遺憾トスル所デアリマスガ、其原因ガ何處ニアルカト云フコトニ付キマシテ申述ベタイト思ヒマス、前ニ豫算委員會ニ於キマシテモ一通り申上げマシタヤウニ、復興豫算ハ相當ノ不足ヲ生ジテ來タノデアリマス、之ヲ解決スル方法ハ極メテ簡単デアリマシテ、三ツノ方法ガアルト思ヒマス、不足ノ豫算ヲ全部追加スルト御提案ニナリマシテ、之ヲ採用スル方法ハ極メテ、

前ニ此席ニ於キマシテ申上げマシタ事柄ハ、今日ニ於キマシテモ全然考ヲ變ヘテ居リマセヌ、只今御提案ニナリマスルヒマスガ、政府ハ此問題ニ付キマシテ慎重ナル考慮ヲ費シマシテ、其到達致シマシタ點ハ、第三ノ方法、即ち帝都復興計畫ノ根幹ノ關シマシテハ——計畫ノ根本ニ付キマシテハ飽迄是ガ貫徹ヲ圖ル積リデアリマス、復興計畫ノ根本ニ支障ヲ來サナイ範圍ニ於キマシテハ、其一部ヲ變更スル、或ハ一部ノ工事方法ヲ變更スルト云フコトモ、已ムヲ得ナイコト、考へマシテ、其様ニ調べヲ致シタノデアリマス、昨日提案ヲ致シマシタ赤坂溜池附近ノ第二十七地區及深川平久町鹽濱町ノ六十地區ノ一部、是等ハ何レモ土地ノ關係ガ、外ノ區劃整理ノ地區トハ隔絶シテ居ルノデアリマシテ、從來街衢ノ關係モ比較的整テ居リマシテ、區劃整理ヲ廢メマシテモ、復興計畫ノ根幹ニ影響ヲ及ボス——復興計畫ノ根幹ニ支障ヲ來スト云フ虞ハナイモノデアリマス、此理由ヲ以チマシテ昨日此二ツノ區劃整理ノ地區ノ一部ノ解除及其他ノ小サナ案ヲ提案ヲ致シマシタ次第デアリマシテ、左様ナ方針ニ基キマシテ此度ノ豫算ノ關係上、之ヲ整理スルコトニ付ケマシタ次第デアリマス、一部ノ變更、一部ノ廢止ノ結果ハ、將來ノ方針ヲ全然變更スルモノデアルカドウカト云フ第二ノ御質疑ニ付キマシテハ、只今申述ベマシタ點ヲ以テ明カデアルト思ヒマス、從來ノ方針ヲ變更スル考ハ持テ居リマセヌ、從來ノ方針ニ依テ進ム積リデアリマスガ、根幹ハ何處マデモ之ヲ尊重致シマシテ、何處迄モ其貫徹ヲ期スル積リデアリマス、第三ノ御質問致シマシテ、先般御提案ニナリマシタ改正法トノ關係ガドウリマス、第三ノ御質問致シマシテ、斯様ナ御質問致シマシテ、之ガ貫徹ヲ期シマシテ、廢止ノ地雲フコトハ、火ヲ睹ルヨリモ明カデアリマス、公園ノ如キハ、是ハドノ公園ヲ廢シマシテモ、復興事業、區劃整理ノ根幹ニ影響ガナイトスガ、例ヘテ見レバ各所ニ造ラレル所ノ公園ノ如キ、六十地區ノ一部ノ如キ、某公園ノ如キ、計畫ノ根幹ニハ關係ガ無イカラ廢止ヲスルノデアルト、斯様ナ御質問致シマスガ、此外ニ——只今廢止ヲ計畫致シテ居ル外ニ廢スベキモノガ無イト云フノハ、餘リノ妄断デハナリカト私ハ考へマスルガ、其點ニ

○横山勝太郎君 横山勝太郎君
○横山勝太郎君 此席カラ——大體了承致シマシタガ、第一點ノ質問ニ係リマスル點ニ對シテ、再應御答辯ヲ願ヒタイ、ソレハアリマスル關係上、已ムヲ得ナイ事情ニナッテ居ルノデアリマス
○副議長(小泉又次郎君) 横山勝太郎君
○横山勝太郎君 此席カラ——大體了承致シマシタガ、第一點ノ質問ニ係リマスル點ニ對シテ、再應御答辯ヲ願ヒタイ、ソレハアリマスル關係上、已ムヲ得ズ此計畫ヲ廢スルノデアルト、斯様ナ意味ニ拜承致シマシタ、サウ致シマスルト、此二十七地區全體ノ區劃整理ヲ廢スルコトニ依テ、如何程ノ經費ヲ節約スルコトが出來ルノデアリマスカ、又全體カラ申シマシテ、如何程ノ經費ガ足ラナイカラ、已ムヲ得ズ此計畫ヲ廢スルノデアルト、斯様ナ意味ニ拜承致シマシタ、サウ致シマスルト、此二十七地區全體ノ區劃整理ヲ廢スルコトニ依テ、如何程ノ經費ヲ節約スルコトが出來ルノデアリマスカ、又全體カラ申シマシテ、如何程ノ經費ガ不足スルノデアリマスカ、此點ヲ承リタク、モウ一つハ、只今長官ノ御詰デハ、區劃整理ノ根幹ニ影響無キ方面ハ、計畫ヲ廢シテモ宜シイノデアル、二十七地區ノ如キ、六十地區ノ一部ノ如キ、某公園ノ如キ、計畫ノ根幹ニハ關係ガ無イカラ廢止ヲスルノデアルト、斯様ナ御質問致シマスガ、例ヘテ見レバ各所ニ造ラレル所ノ公園ノ如キハ、是ハドノ公園ヲ廢シマシテモ、復興事業、區劃整理ノ根幹ニ影響ガナイトスガ、此外ニ——只今廢止ヲ計畫致シテ居ル外ニ廢スベキモノガ無イト云フノハ、餘リノ妄断デハナリカト私ハ考へマスルガ、其點ニ

付テ今少シク具體的ニ御答ヲ願ヒタイト
斯様ニ思ヒマス

盟ニ於ケル軍縮問題ノ經過並ニ其進捗セルコトヲ述べテ、近ク軍備縮小委員會が開カ

ノ意見ハ留保致シテアリマスルガ、ソレ以外ノ華府條約ノ精神ニ付テハ、全然米國政

イノデアルカ、是ガ質問ノ第一點デアリマス、第三ハ財部海相ハ現在ノ海軍力ハ國防

○政府委員(堀切善次郎君) 節約ノ金額ハ六十地區並ニ十七地區ニ付キマシテ、約二百五十万圓デアリマス、豫算不足ノ金額ト云フ問題ニ付キマシテハ、從來ヤツテ參リマシタ儘ノ方針ヲ以テ、進ミマスレバ、約一億三千万圓ノ不足ニナリマス、是ハ從來斯ウ云フ打切整理等ヲ考ヘマセヌデ、從來ヤツテ參リマシタ儘ノ色ニナ方法ニ依シテ進行スルト假定致シマシテノ話デアリマス、ソレカラ小公園ニ付キマシテ、先刻ハ申上地ノ減賦率ヲ非常ニ甚ダシク減ズル場所ニデマセヌデゴザイマシタガ、曩ニ提案致シマシタ小公園ハ、神田ノ十地區ニ於キマシテ、幹線道路ガ非常ニ錯綜致シマシテ、宅地ノ減賦率ヲ非常ニ甚ダシク減ズル場所ニアリマシテ、宅地ノ換地ノ設計ノ方法ニ苦考ヘマシテ、根幹ニハ關係ナシト判断ヲ致シマシタ次第アリマス

ノ意見ハ留保致シテアリマスルガ、ソレ以
外ノ華府條約ノ精神ニ付テハ、全然米國政
府ト所見ヲ同ジウスルコトヲ示シテ居ルノ
デアリマス、此所デ起リマスル私ノ疑問
ハ、華府會議ノ其上臺トナシテ居リマス所
ノ原則、即チ「ヒューズ」氏ガ九月二十一日
ノ華府會議ニ於テ、演説ヲシタル所ノ四ツ
ノ原則ニ對シテ、一ハ留保セラレテアリマ
スルケレドモ、後トノ三ツノ原則ニ付テ
ハ、我が政府ハ之ニ贊同スルノデアルカド
ウデアルカ、御承知ノ通り四ツノ原則ト
ハ、第一ハ實行中若クハ既定ノ主力艦建造
スルケレドモ、後トノ三ツノ原則ニ付テ
計畫ハ全部之ヲ拠棄スペキコト、第二ハ老
齡艦ノ或ルモノヲ廢棄スルコトニヨリ、更
ニ縮小ヲ行フコト、第三ハ一般ニ關係列強
ノ現在海軍力ニ考慮ヲ加フベキコト、第四
ハ主力艦ノ噸數ヲ以テ、海軍力、測定ノ基
準トナシ、又一定ノ補助艦ノ勢力ヲ、之ニ
比例シテ割當ツベキコト、即チ政府ハ此
「ヒューズ」氏ノ布サレタル所ノ原則ノ第四
ヲ除イテ、他ノ三ツノ原則ノ適用ヲ承認セ
ラレルカドワカ、是ガ私ノ質問ノ第一點デ
アリマス、第二ハ五五三ノ比率ヲ補助艦ノ
制限ニ及ボサントスルコトハ、只今申ス如
クニ吾政府ハ反對セラレテ居ル、私ノ考デ
ハ是ハ欣ンデ應ジテ宜イモノデハナイカト
思フノデアリマス、豫算カラ考ヘマシテモ、
我國ハ十七億圓臺ノ豫算デアル、米國ハ七
十五億圓、英國ハ八十億圓デアル、此日、
米、英ノ總歲出カラ較ベテ五、五、三ノ比
率ハ非常ニ割合ノ好イ比率ニナシテ居リマ
ス、華府會議ニ於テ當テ制限致シタ爲ニ、
我ガ日本ハ總歲出一割四分ノ經費ヲ以テ英
米ノ六割ニ當ル所ノ海軍力ヲ維持シテ居
ル、私ハ此比率ハ結構ダト思フノデアリマ
ス、政府ハ何故ニ米國政府ノ提議セル五、

居ルノデアリマス、是ハ豫算委員會ニ於テ
モ御詫ガシタ如クニ、海防ハ相對的ノモ
デアル、隨テ相手國ノ増減ニ依ラテ増減ス
ベキモノト考ヘラレルノデアリマスガ、隨
テ最小限度ト云フガ如キコトハ言ハレル事
ニ此言葉ヲ繰返サレチ居ルノデアル、私方
デハナニ、併シ財部海相ハ繰返シ此衆議院
ニ於キマシテモ貴族院ニ於キマシテモ同様
ニ此言葉ヲ繰返サレチ居ルノデアル、私方
ニ最小微度デアルト斷言スルコトハ、軍備縮
小會議ト兩立スベカラザル性質ノモノ、ヤ
ウニ思フノデアリマス、此點ニ付キマシテ
明快ナル御答辯ヲ願ヒタイ、第四ニハ軍縮
會議ニ對スル所ノ政府ノ決心デアリマス、
今ノ海相ノ言葉ヲ繰返シマシテモ、其決心
ガドノ程度カト云フコトヲ疑問ニ思ハレ
ル、又此米國ニ對スル覺書ノ第一項ニ、米
國政府ノ提議ニ對シテ、我ガ政府ハ慎重三
考慮ト云フ言葉ハ色ニナコトニ流行致シテ居
リマス、此考慮ト云フ意思ヲ示サナ
ケレバナラヌ、所ガ慎重ニ考慮——近頃考
慮ト云フ言葉ハ色ニナコトニ流行致シテ居
進ンダ態度ガ見エナイ、又若観首相ガ去十
五日此議場ニ於キマシテ、私ノ質問ニ答ヘ
タル其言葉ニモ「公正ニシテ且ツ實際的ナル
テ、日本ガ進ンデ飽マデ此提議ニ對シテ其
目的ヲ貫徹スレニ努力スルト云フ所ノ態度

米國提議海軍縮小問題二對シ帝國政府ノ
回答ニ關スル緊要質問(畔田明君提出)
〔畔田明君登壇〕

監ニ於ケル軍縮問題ノ經過並ニ其進捗セセルコトヲ述ベテ、近ク軍備縮小委員會ガ開カヒレルコトニナシテ居ル、愈々此會議ガ開カヒ云フ態度デナク、出來ルダケノ努力ヲスルト云フコトヲ私ニ答ヘラレタノデアル、所ガ偶然ニモ二月十日ニナリマシテ、米國政府ヨリ我國ハ提議ヲ受ケタノデアリマス、而シテ之ニ對シマシテ、我ガ政府ハ去ル十九日駐米松平大使ヲシテ、米國政府ニ參加ノ覺書ヲ交付セラレ、一方東京ニ於キマシテモ、幣原外相ヨリ米國大使ニ對シ、其覺書ヲ手交セラレタノデアリマス、扱此覺書ヲ見マスルニ、其骨子ト致シマスル所ガ二ツアル、一つハ覺書ノ第一項ニアル點ニアリマス、「帝國政府ハ製艦競争防遏ニ關スル華府會議ノ事業ノ完成ヲ期スル爲協定」ヲ遂グルノ望マシキコトニシイテハ米國政府ガ該覺書ニ於テ開陳シタル所ト全然ソノ所見ヲ同ジウシ右目的ノタメ五國間ニ商議ヲ行ハムトスル米國政府ノ發議ヲ衷心歡迎スルモノナリ」、是ガ要點ノ一デアル、即チ此要點カラ見マスレバ、華府條約並ニ華府會議ノ精神ヲ連續シテ我ガ政府ガ尊重スルト云フ意味ヲ十分ニ現ハシタルモノト思フノデアリマス、覺書ノ第四項ニアリマスル、即チ米國ヨリ五五三ノ比率デハドウデアルカト云フコトニ對シテ「米國政府ハ華府條約ニ包含セラレザル艦種ニ付諸國ノ維持スベキ海軍力ノ比率ニ關シ此ノ際一定不動ノ提案ヲナスノ意圖ヲ有ゼルコトヲ知ルハマタ帝國政府ノ欣幸トスル所ナリ」蜿曲ニ五、五、三ノ比率ニ對シテ反對ノ意圖ス、即チ此覺書ハ條件付ノ回答デアル、即チ五、五、三ノ比率ニ對シテハ、帝國政府

ノ意見ハ留保致シテアリマスルガ、ソレ以
外ノ華府條約ノ精神ニ付テハ、全然米國政
府ト所見ヲ同ジウスルコトヲ示シテ居ルノ
テアリマス、此所デ起リマスル私ノ疑問
ハ、華府會議ノ其上臺トナツテ居リマス所
ノ原則、即チ「ヒューズ」氏ガ九月二十一日
ノ華府會議ニ於テ、演説ヲシタル所ノ四ツ
ノ原則ニ對シテ、一ハ留保セラレテアリマ
スルケレドモ、後トノ三ツノ原則ニ付テ
ハ、我ガ政府ハ之ニ贊同スルノデアルカド
ウデアルカ、御承知ノ通り四ツノ原則ト
ハ、第一ハ實行中若クハ既定ノ主力艦建造
計畫ハ全部之ヲ拠乗スペキコト、第二ハ老
齡艦ノ或ルモノノ廢棄スルコトニヨリ、更
ニ縮小ヲ行フコト、第三ハ一般ニ關係列強
ノ現在海軍力ニ考慮ヲ加フベキコト、第四
ハ主力艦ノ噸數ヲ以テ、海軍力、測定ノ基
準トナシ、又一定ノ補助艦ノ勢力ヲ、之ニ
比例シテ割當ベキコト、即チ政府ハ此
「ヒューズ」氏ノ布サレタル所ノ原則ノ第四
ヲ除イテ、他ノ三ツノ原則ノ適用ヲ承認セ
ラレルカドウカ、是ガ私ノ質問ノ第一點デ
アリマス、第二ハ五五三ノ比率ヲ補助艦ノ
制限ニ及ボサントスルコトハ、只今申ス如
クニ吾政府ハ反対セラレテ居ル、私ノ考デ
ハ是ハ欣シニ應ジテ宜イモノデハナイカト
思フノデアリマス、豫算カラ考ヘマシテモ、
我國ハ十七億圓臺ノ豫算デアル、米國ハ七
十五億圓、英國ハ八十億圓デアル、此日、
米、英ノ總歲出カラ較ベテ五、五、三ノ比
率ハ非常ニ割合ノ好イ比率ニナシテ居リマ
ス、華府會議ニ於テ當テ制限致シタ爲ニ、
我ガ日本ハ總歲出一割四分ノ經費ヲ以テ英
米ノ六割三當ル所ノ海軍力ヲ維持シテ居
五、三ノ比率ヲ適用スルニ贊同スルヲ得ナ

居ルノデアルカ、是ガ質問ノ第一點デアリマス、是ハ豫算委員會ニ於テ
モ御詫ガアタ如クニ、海防ハ相對的ノモノ
デアル、隨テ相手國ノ増減ニ依テ増減ス
ベキモノト考ヘラレルノデアリマスガ、隨
テ最小限度ト云フガ如キコトハ言ハレル事
デハナイ、併シ財部海相ハ繰返シ此衆議院
ニ於キマシテモ貴族院ニ於キマシテモ同様
ニ此言葉ヲ繰返サレテ居ルノデアル、私方
疑問ニ思フノハ、財部海相ノ言フ日本ノ稱
スル最小限度ノ國防ト云フモノヲ、列國ハ
果シテ認メルモノデアルカドウカ、且又此
最小限度デアルト斷言スルコトハ、軍備縮
小會議ト兩立スペカラザル性質ノモノ、ヤ
ウニ思フノデアリマス、此點ニ付キマシテ
明快ナル御答辯ヲ願ヒタイ、第四ニハ軍縮
會議ニ對スル所ノ政府ノ決心デアリマス、
今ノ海相ノ言葉ヲ繰返シマシテモ、其決心
ガ下ノ程度カト云フコトヲ疑問ニ思ハレ
ル、又此米國ニ對スル覺書ノ第一項ニ、米
國政府ノ提議ニ對シテ、我ガ政府ハ慎重ニ
考慮シタト云フ、慎重ノ考慮以上ニ是ハ進
ム日此議場ニ於キマシテ、私ノ質問ニ答ヘ
タ其言葉ニモ「公正ニシテ且ツ實際的ナル
進ンダ態度ガ見エナイ、又若観首相ガ去十
慮ト云フ言葉ハ色ニナコトニ流行致シテ居
リマス、此考慮ト云フ言葉以上ニドウシテ
ケレバナラヌ、所ガ慎重ニ考慮——近頃考
慮ト云フ言葉ハ色ニナコトニ流行致シテ居
リマス、此考慮ト云フ意思ヲ弔サナ
テ、日本ガ進ンデ飽マデ此提議ニ對シテ其
軍備制限ノ方法ガアルナラバ之ヲ發見スル
爲ニ會議ヲ開イテ意見ノ交換ヲスルト云フ
コトハ不同意デナイ」洵ニドウモ圓滑過半
目的ヲ貫徹スルニ努力スルト云フ所ノ態度

ガ見エナイ、決心ガ見エナイノデアリマス、仍テ私ハ政府當局ニ軍縮會議ニ對スル
決心ヲ承リタイノデアリマス、第五ハ政府ハ現在計畫中ノ補助艦計畫ト云フモノヲ中
止致シマシテ、列國ニ軍備縮小ノ範ヲ示
シ、軍縮會議ノ目的ヲ飽マデ貫徹スル意思
アルヤ否ヤ、今日列強海軍ノ補助艦建造ヲ
惹起サセマシタノハ、華盛頓會議ニ於テ巡
洋艦ヲ一万噸ト限リ、其備砲ヲ八吋ト限シタ
其爲ニ、列強ハ皆一万噸級八吋備砲ノ巡洋
艦ヲ造ルコトニ競爭シテ來タノデアリマ
ス、我が海軍ニ於キマシテモ、此主力艦ノ
比率五、五、三ニ對シテ、其劣勢ニアル缺陷
ヲ補フガ爲ニ補助艦ノ整備ニ努メタ、海軍
當局ハ補充ト云フコトヲ繰返スケレドモ、
其精神ハ五、五、三ノ比率ノ缺陷ニ對スル
テ居ルヤウニ申シテ居ルノデアリマス、
第六ニ伺ヒタイノハ佛蘭西竝ニ伊太利ノ態
度デアリマス、新聞紙上ニ依リマスルト、
佛蘭西竝ニ伊太利ハ國防力ノ減少デアルガ
故ニ、是ハ贊成ガ出來ナイト云フ趣旨ノ回
答ヲ致シタラシイ、是ハ國防力ノ減少デナ
イ、御互ニ列強ガ減ラスト云フコトハ決シ
テ減少ニナラナイ、將來ノ擴張ト云フコト
ニナリマシタラ、是ハ一ツノ議論ガアリマ
スウ、併ナガラ佛蘭西、伊太利ノ如何ト云
フコトハ、我が日本ニハ大シタ關係ハナ
イ、隨テ軍縮會議ニ於テ佛蘭西、伊太利ノ
態度ハ別ト致シマシテ、假ニ佛伊兩國ガ反對
ヲ致シマシテモ、日英米ニ於テ飽マデ此協
定ヲ致スベキモノト考ヘルノデアリマスル
ガ、政府ニ於テモ同様ニ其御考ガアルカド
ウカ、此點ニ付キマシテハ、豫算委員會ニ
於テ、私ハ日英米ニ於テ協定セヨト云フコ

トヲ特ニ進言致シタ積リデアリマス、第七回
ハ特ニ是ハ財部海相ニ伺ヒタイ、大正十年
華盛頓會議ノ軍備縮小ガ、我國ニ於テドノ
位ノ節約ニナッタカドウカ、本年ノ海軍省
ノ豫算ハ二億五千万圓デアル、是ガ若シ大
正十年ノ華盛頓會議ニ於テ制限ガナカッタ
ナラバ、ドノ位ノ額ニ達シテ居ルデアラウ
カ、其點ニ付キマシテ御弔ヲ願ヒタイノデ
アリマス（拍手）

〔國務大臣男爵幣原喜重郎君登壇〕

○國務大臣（男爵幣原喜重郎君）只今畔田
君ノ御質問ノ第一點並ニ第二點ハ、今回ノ
日本政府ノ回答ノ中ニ、造船ノ競争ヲ避け
ンガ爲ニ華盛頓會議ノ事業ヲ完成ゼンガ爲
ニ、協定ヲナスコトノ望マシキコトニ付テ
ハ、米國政府ト意見ヲニスルト云フコト
ヲ申述ベタノデアリマスガ、果シテ然ラバ
華盛頓條約ニ規定致シテアル標準又主義ト
云フモノモ、今回適用サレルモノデアルカ
ドウカト云フコトデアリマス、即チ華盛頓
會議ノ時ニ「ヒューズ」君ガ申述べマシタ四
ツノ原則、此原則ヲ其儘今回モ適用スルモ
ノナリヤ否ヤ、又華盛頓會議ニ於テ主力艦
並ニ航空母艦ニ付テ定メラレタル日英米間
ノ五、五、三ト云フ比率ハ、是モ今回ノ補
助艦艇ニ付テ適用サレルモノナリヤ否ヤト
云フコトデアリマス、回答ヲ御覽下サレバ
分リマスルガ、要スルニ申スマデモナク華
盛頓會議ノ條約デ決テ居リマスコトハ、
主力艦ト航空母艦トニ付テノ噸數ノ制限デ
アリマシテ、補助艦ニ付キマシテハ何等ノ
規定ガナイ、ソレ故ニ造艦ノ競争ヲ避ケン
ガ爲ニ、補助艦ニ付テモ何等カノ協定ニ達
スルコトハ望マシイト云フコトダケニ付キ
制限ノ原則トカ、比率トカ云フモノニ付キ

マシテハ、是ハ篤ト研究ヲ重ネマシテ、政
治上ヨリモ亦専門ノ見地ヨリモ、十分研究
ヲ遂ゲマシテ、サウシテ日本ノ意見ヲ決メ
マシテ、會議ニ臨ミタイト考ヘテ居ルノデ
アリマスカラ、今日ノ所ニ於キマシテ、ド
ウ云フ原則ニ依シテヤルモノデアルト云フコト
ヲ豫メ申上ゲルコトハ出來マセヌ、ソレカ
ラ第三點ハ恐ラクハ海軍大臣ニ御聞キニ
ナツタノデアラウト考ヘマス、第四點ハ日
本ノ決心如何ト云フコトデアリマス、日本
ノ決心如何ト云フコトガ回答ノ中ニ少シモ
含マレテ居ラヌト云フコトデアリマス、日
本ハ斯ウ云フヤウナ會議ガ開カレテ、造船
競争ヲ避ケンガ爲ニ、何等カノ協定ガ出來
レバ洵ニ望マシイコトデアルト云フコトニ
付キマシテ、腹藏ナ意見ハ申述ベマシ
タ、之ニ對シテハ欣然同意ヲスルト云フコ
トヲ申シテ居ルノデアリマス、吾々ハ決シ
テ好イ加減ナ御世辭ヲ申シタノデハナイノ
デアリマス、吾々ハ眞面目ニ熱心ニ斯ノ如
キ交渉ノ成功ヲ望ンデ居ルト云フコトハ、
回答文全文ヲ御覽下サイマスレバ御諒承下
サルコト、考ヘマス、ソレカラ第五點モ是
ハ海軍大臣ニ御當テニナツタ御質問デアラ
ウト考ヘマス、第六點ハ佛蘭西、伊太利ハ
ナイト云フコトデアルナラバ、日、英、米、
三國ノ間ニ協定ヲスルト云フコトハ、自分
ハ望マシイコトデアルト畔田君ハ御話ニナ
リマシテ、之ニ對スル政府ノ意見ヲ御聞キ
ニナツタノデアリマスガ、米國政府ノ提議
ハ申スマデモナク五箇國ノ會議ト云フコト
デアリマシタ、未ダ日英米三國ノ會議ト云
フコトハ何國ヨリモ提議ハナイノデアリマ

ス、隨ては全ク架空ノ問題題アリマスカラ、今日斯ウ云フヤウナ提議ガ來タナラバ、日本政府ハドウスルカト云フヤウナコトヲ明言致サナイ方ガ宜シカラウト考ヘテ居リマス(拍手)
〔國務大臣財部彪君登壇〕
○國務大臣(財部彪君) 畠田君ノ御尋ノ中
デ、私カラ御答スベキ點ニ付テ御答申上ゲ
テ見タイト思ヒマス、海軍大臣ハ我國ノ海
軍ノ現有勢力ハ、目下ノ狀勢ニ於テ我國國
防上ノ最小限度ノモノゾアルト云フコトヲ
言フガ、ソレハ一體意味ハ無イデハナイ
カ、如何ニシテモ軍備ハ比較的ノモノデア
ル、列國ノ狀勢ニ應ジテ是ハ違テ行カナ
ケレバナラヌ、然ルニ海軍大臣ハ一定不變
ノソニコニ最小限度ナルモノガアルト云フコ
トハ違フデハナイカト云フ點ガ第一ノ御質
疑デア、タト思ヒマスガ、私ハ勿論此軍備
ト云フモノハ列國トノ對象物デアルト考ヘ
マス、ソレ故ニ目下ノ狀勢ニ於テハ、我國
ガ目下現有シテ居ル所ノ海軍勢力ハ最小程
度ノモノデアルト云フコトヲ申上グルノデ
アリマシテ、是ガ世界ノ形勢ガ大ニ違ヒマ
シタナラバ、是ハソレニ應ジテ改正致サナ
クチヤナラヌダラウト思ヒマス、成程世界
ノ形勢ハ時々刻々變ルト申シマスレバ左様
ニモ申セマセウ、ケレドモ大體ノ國防上ト
云フコトカラ申シマシタナラバ、サウ半年
ヤ一年、デ變ルベキモノデハカラウト思ヒ
マス、勿論曩ノ華盛頓會議ノ如キ、列國ノ
國際會議デモアリマシテ、國際協定ニデモ
到達致シマシタ場合ニハ、是ハ大ナル變化
ヲ瞬間ノ中ニ來シマセウケレドモ、其他ノ
普通ノ場合ニハ斯ノ如クアルベキモノデハ
ナカラウカト思ヒマス、故ニ先づ此近キ數
年若ハ十年ノ所ヲ眺メマシテ、是ダケノモ
ノガアレバ國防ノ任務ヲ完ウスルコトガ出

來ル、其最小限度ノモノデアルト云フ事實ヲ意味スルモノデアリマスカラ、左様御承知ヲ願ヒマス、ソレカラ是ハ御質問デナカツ三トカ何トカ言フコトヲ大變嫌フヤウデアルガ、結構デナイカ、五、五、三デ宜イデハナイカ、五、五、三デモ我國ハ餘ルデハナイカト云フヤウナ御説デアタト思ヒマスガ、是ハ私ナドハ軍備ノ比率トカ何トカ云フコトハ、サウ簡単ニ考ヘテ居リマセヌ、現ニ亞米利加邊ノ新聞紙ハ…我國ノ回答ガ參リマシタ後ノ亞米利加ノ諸新聞ニ現ハレテ届リマス所ノ代表的輿論トモ云フベキモノヲ見マシテモ、此補助艦ト云フモノハ、サウ簡單ニ唯、一國ノ歳出が幾ラデアルカラ幾ラデ宜シイト云フモノデハナシ、一國ノ生存上ノ狀態、資源ノ關係、諸種ノ事ヲ考ヘテ見ルベキモノデアル、ソレデアルカラ是ハ五、五、五デモハ宜イカラモ知レヌ、或ハ五、五、四デモ宜イデヤナカト云フヤウナ議論モアルヤウデアリマス、デアリマスカラサウ簡單ニ貧乏デアルカラ我ハ三二甘ズベキモノデアルヤ否ヤ、私ハ我國ノ如キマダ將來ノ發展ヲ期シテ居ル所ノ國民ニ於テハ、サウ自ラ小サイ型ノ中へ入ルベキモノデアルヤ否ヤ、是ハ大ニ考フベキ問題デアルト思ヒマス(拍手)サラバ五、五、三デハドウシテモ行カヌノデアル、ソレ以上ヲ要スルモノデアルカラ云ヘバ決シテサウデハアリマセヌ、是ハソレニ合セテ來ルカ分ラナイノデアリマラヲ三ト云フノカ、其處モ分^テ居ラヌノデアリマス、何レノ國ノ現有勢力ヲ押ヘテ、ス、ソレデ列國會議ノ如キハ、是ハ無論虚

マセヌケレドモ、一國ノ國防計畫ヲ致シマスニハ、列國ノ協議ハ協議、一國ノ國防ハ國防、我ガ最小限ノモノヲ何時デモ間違ヒナイモノニシテ置クト云フコトハ是ハ必要ナイト考ヘマス、ソレデ會議ニ出マシタ後、如何ナル所ニ會議ガ結著スルカト云フコトハ、折角研究致シテ居ルノデアリマシテ、今直ニ此處デ幾ラナラ宣シイト云フコトハ申上ダラレヌノデアリマスカラ、其邊ハドウソ御了承ヲ願ヒタイノデアリマス、最後ノ御尋ハ曩ニ華盛頓會議ノアノ條約ノ結果、我國ノ豫算ノ上ニ於テドレ程ノ節約ヲ爲シ得タカト云フ御尋デゴザイマシタガ、是ハ頗ル複雜ナ問題デゴザイマシテ、且ツ數字ニ涉シテ居リマスカラ、明快ナ調査ハ頗ル困難デアラウト思ヒマスガ、御必要ナラバ出來ルダケ調査ヲシマシテ、然ル後御報告致シタイト思ヒマス、但シ其爲少カラヌ經費ヲ節約シテ居ルト云フコトダケハ疑ヒアリマセヌ（拍手）

云フモノガ單ニ軍部ノ技師的屬僚ニ依テ
計畫セラレ、ソレヲ國民ニ強制セラレタ弊
ヲ此機會ニ於テ一掃致シタイト思フノデア
リマス、若櫻首相ハ去ル十五日私ニ對スル
所ノ答辯、即チ「公正ニシテ且ツ實際的ナ
ル方法ガアルナラバ」ト云フコトハ、如何
ニモ是ハ首相ノ御意見デアリマセウ、併キ
ガラスノ如キ言葉ハ去ル二月十三日海相官
邸ニ於キマシテ、集々所ノ海軍首腦部會議
議ノ相談シタ結論ノ第一點デアリマス、サ
ウシテ其若櫻首相ノ言葉ト同様ノコトヲ決
定スルト同時ニ首腦部會議ハ國際聯盟小準
備委員會ニ於テ學究的ニ研鑽セラレタル軍
縮ノ根本原則ヲ一段ト確立セシムベキコト
ヲ決シマシタ、此ニツコ原則トシテ此軍縮
會議ニ對サウ、是ガ海軍首腦部會議ニ於テ
決メタ原則デアリマス、隨テ此原則デ一貫
シテ行カウト云フナラバ、此軍縮會議ニ對
スル日本ノ態度ハ徹底スルカドウカ、私ハ
頗ル疑問ニ堪ヘナイノデアリマス、如何ニ
モ御承知如クニ科學的ノ研究ハ結構ノコ
トデアル、併ナガラ國際聯盟ニ於テ研究致
シタル所ノ其科學的ノ方法トシマシテハ、
今日ノ如キ時機ニ於キマシテハ複雜且ツ廣
汎ニ過ギマシテ、實際問題ノ解決トシテハ遲
延致シテシマフノデアリマス、此會議ノ結
果ト云フコトハ、唯、要スルニ各國ノ専門
家、技術家、其紛糾セル所ノ意見ヲ集メル
ノミニアツテ、何等解決ニ向シテハ進マナイ
ノデアリマス、即チ只今申上ゲマシタ通
り、斯ノ如ク軍部ノ意見ヲ我ガ若櫻首相並
ニ其政府ニ於キマシテ取シテ、此軍縮會議
ニ臨マントスル傾ガ見エマスガ、故ニ、私ハ
只今立テ質疑ヲ致シタ次第デアリマス、而
ニテ之ニ對スル所ノ政府ノ御答辯ト云フモ
ノハ甚ダ不十分デアル、華盛頓會議ノ制限
ニ依シテドノ位ノ金ヲ節約シ得タカ、責任

アル財部海相トシテハ當然分シテ居ル筈デ
アル、如何ニモ複雜致シテ居リマス、併ナガ
ラ其複雜シテ居ル所ノ金額モ其責任ノ衝ニ
アレバ當然分シテ居ラネバナラヌ、嘗テ海
相ハ新聞記者ニ對シテハ是ハ二億五千万圓
カラノ節約ダト云フコトヲ言ハレテ居ル、
サウ言ハレテ居リマス、併ナガラ私ノ手許
ニ於テ計算シマスルト、是ハ六億圓以上ニ
達シテ居ルノデアリマス、第一ニ華盛頓會
議ノ制限ノ結果、ソレダケノ金ヲ儉約シテ
居ル、日本ハ非常ニ此爲ニ助ケラレタ、併
ナガラ海軍ノ費用ヲ見ルニソレ程——其節
約サレタ程今日實際ニ於テ效果ハ現ハレテ
居ラヌ、此會議ノ結果亞米利加ハ多額ノ公
債ヲ返シタ、又減税ノ方法モ執ッタ、英國
ニ於テモアレダケノ財政困難ニ在ルニモ拘
ラズ、其國債ヲ返シタノデアリマス、併ナ
ガラ日本ニ於キマシテハ何等國民負擔減少
ノ效果ヲ現ハシテ居ラヌ、ソレニモ拘ラズ
海軍當局ハ擴張デアルベキ案ヲ出シマシ
テ、是レ海軍力ノ補充デアルト言フテ吾々
國民ニ強制セント致シテ居ルノデアリマ
ス、是ハ諸君ガ協賛ヲセラレタ(「何デ賛成
シタ」ト呼フ者アリ)私ハ反對致シタノデア
リマス、喜ンデ贊成サレタノハ與黨ノ諸君
デアル、當局大臣ハ曰ク之ハ補充デアル、
此計畫ノ中心デアリマスル巡洋艦ノ建造四
隻、是ハ廢棄シタル所ノ巡洋艦四隻ノ補充
デアルト云フ、何ゾ圖ラン此巡洋艦ト云フ
モノハ噸數ニ於テ二倍ニナツテ居ルノデア
リマス、二万噸ガ四万噸、全體ニ於テハ噸
數ガ少イト財部海相ハ辯明シテ居ル、是ハ
國民ヲ欺クモノデアル、故ニ此機會ニ於テ

ス、併ナガラ此政府ニ於キマシテハソレ等ニ付テ考慮致サレテ居ラヌ、會テモ申上げタ如ク、國民負擔ノ減少ヲ叫ンダ、併ナガラ何等ノ負擔ヲ減少致サナイ、綱紀肅正ヲ叫ンダ、併シ何等綱紀肅正ヲ致サナイ、若閣内閣ノ存在ノ價值ト云フモノハ今日一ツモナイノデアリマス、併ナガラ若シ若櫻内閣ニシテ今回ノ軍縮提議ニ對シ、此軍縮會議ヲ徹底セラル、所ノ手段ヲ執シタナラバ、今マデニナイ若櫻内閣ノ手柄ハ茲ニ現ハレテ來ルノデアリマス、會テ失シタ所ノ若櫻内閣ノ功ヲ——其失シタ所ヲ此機會ニ於テ恢復セラル、ヤウニ——十分效果ヲ現ハサレルヤウニ私ハ當局ニ切望致シマシテ、私ノ質問ヲ打切りマス

○砂田重政君 残餘ノ日程ニ對シテ延期セラレンコトヲ望ミマス
○副議長(小泉又次郎君) 砂田君ノ動議ニハ御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマス、次回ノ日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日ハ散會致シマス

午後六時九分散會

衆議院議事速記録第七號中正誤							
	頁	段	行	誤	正		
七九	三	二三	君	藤田胸太郎	削ル		
二四一	四	一二	戰鬪艦	潛水艦			
衆議院議事速記録第十五號中正誤							
二七二	一	一七	山口政二君	創ル			
衆議院議事速記録第十六號中正誤							
三〇四	四	七	公案				
三一一	二	二九	考案	採擇	採決		
三一二	一	一九	武装	無雙			
三一七	同	三〇	土屋君	三輪君			
三六	餘	七	願ヒ				